

平成 2 8 年 第 3 回 定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成 2 8 年 9 月 6 日 開会

平成 2 8 年 9 月 1 6 日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成28年東吾妻町議会第3回定例会会議録目次

第 1 号 (9月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	5
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○議員派遣の件について	7
○同意第1号の上程、説明、採決	8
○報告第1号の上程、説明、質疑	9
○報告第2号の上程、説明、質疑	12
○認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査	13
○認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	52
○認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	57
○認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	60
○認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	64
○認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	67
○認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	71
○認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	74
○延会について	78
○延会の宣告	78

第 2 号 (9月7日)

○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	79
○出席議員	79
○欠席議員	80
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
○職務のため出席した者	80
○開議の宣告	81
○議事日程の報告	81
○議案第6号の上程、説明、議案調査	81
○議案第7号の上程、説明、議案調査	82
○議案第1号の上程、説明、議案調査	84
○議案第2号の上程、説明、議案調査	91
○議案第3号の上程、説明、議案調査	93
○議案第4号の上程、説明、議案調査	94
○議案第5号の上程、説明、議案調査	95
○議案第8号の上程、説明、議案調査	97
○議案第9号の上程、説明、議案調査	98
○議案第10号の上程、説明、議案調査	99
○請願書・陳情書の処理について	100
○散会の宣告	100

第 3 号 (9月15日)

○議事日程	101
○本日の会議に付した事件	102
○出席議員	102
○欠席議員	102
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	102
○職務のため出席した者	102

○開議の宣告	103
○議事日程の報告	103
○認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決	103
○認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	104
○認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	106
○認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	107
○認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	108
○認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	109
○認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	111
○認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	112
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	114
○議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	114
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	148
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	149
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	149
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	150
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	151
○議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	151
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	152
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	153
○請願書・陳情書の委員会審査報告	154
○議員派遣の件について	157
○閉会中の継続審査（調査）事件について	158
○町政一般質問	162
根 津 光 儀 君	162
青 柳 はるみ 君	170
山 田 信 行 君	175
里 見 武 男 君	185
○延会について	192
○延会の宣告	192

第 4 号 (9月16日)

○議事日程	193
○本日の会議に付した事件	193
○出席議員	193
○欠席議員	193
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	193
○職務のため出席した者	194
○開議の宣告	195
○議事日程の報告	195
○町政一般質問	195
竹 淵 博 行 君	195
茂 木 恒 二 君	202
須 崎 幸 一 君	213
金 澤 敏 君	219
重 野 能 之 君	228
○町長挨拶	234
○議長挨拶	235
○閉会の宣告	236
○署名議員	237

平成28年 9 月 6 日（火曜日）

（第 1 号）

平成 2 8 年東吾妻町議会第 3 回定例会

議 事 日 程（第 1 号）

平成 2 8 年 9 月 6 日（火）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 同意第 1 号 東吾妻町農業委員の任命について
- 第 6 報告第 1 号 健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 2 号 資金不足比率の報告について
- 第 8 認定第 1 号 平成 2 7 年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 2 号 平成 2 7 年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 0 認定第 3 号 平成 2 7 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 認定第 4 号 平成 2 7 年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 認定第 5 号 平成 2 7 年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 認定第 6 号 平成 2 7 年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 認定第 7 号 平成 2 7 年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 5 認定第 8 号 平成 2 7 年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第 1 6 議案第 6 号 東吾妻町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 7 号 東吾妻町福祉センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例について
- 第 1 8 議案第 1 号 平成 2 8 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 9 議案第 2 号 平成 2 8 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

- 第20 議案第 3号 平成28年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 第21 議案第 4号 平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 第22 議案第 5号 平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
 第23 議案第 8号 工事請負契約の締結について（旧坂上小学校校舎解体工事）
 第24 議案第 9号 財産の無償譲渡について
 第25 議案第10号 訴えの提起について
 第26 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第15まで

出席議員（14名）

1番	一場 明夫 君	2番	里見 武男 君
3番	小林 光一 君	4番	重野 能之 君
5番	竹 渕 博行 君	6番	佐藤 聡一 君
7番	根津 光儀 君	8番	樹下 啓示 君
9番	山田 信行 君	10番	茂木 恒二 君
11番	金澤 敏 君	12番	青柳 はるみ 君
13番	須崎 幸一 君	14番	浦野 政衛 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	渡辺 三司 君
教 育 長	小林 靖能 君	代表監査委員	角田 隆紀 君
総務課長	茂木 聡 君	企画課長	佐藤 喜知雄 君
地域政策課長	浅見 梅雄 君	保健福祉課長	橋爪 克敏 君
町民課長	三枝 仁 君	税務課長	小林 一喜 君
農林課長	丸山 和政 君	建設課長	桑原 正明 君
上下水道課長	高橋 修 君	会計課長兼 会計管理者	松井 秀之 君

教 育 課 長 田 中 康 夫 君

職務のため出席した者

議会事務局長	堀 込 恒 弘	議会事務局 議補	水 出 淳
議会事務局 議補	高 橋 智恵子	議 会 事 務 局 佐	

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりご挨拶を申し上げます。

世界中のアスリートたちが躍動する姿に心躍らせたリオデジャネイロのオリンピックが、先日、閉幕いたしました。日本選手団にあつては、史上最多のメダル獲得というすばらしい成績を残し、国民にスポーツのすばらしさを改めて示してくれました。

リオデジャネイロでは、間もなくパラリンピックが開幕いたします。引き続き世界中のアスリートたちに声援を送りながら、皆さんとともに2020年の東京大会を心待ちにしたいと思います。

一方、国内では、台風10号が1951年の統計開始以来初めて東北地方の太平洋側に直接上陸し、河川の氾濫などにより人命が奪われるなど、甚大な被害が各地に及びました。被災された方々に対し心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く平穏な日常が取り戻せるようご祈念申し上げます。

当町の防災対策についても、執行部と議会が一丸となり、日ごろより万全を期しておかなければならないことをここに再確認したいと思います。

さて、本日ここに平成28年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折ご参集をいただき、開会できますことに対し心から感謝を申し上げます。

本定例会には、人事案件を初め、平成27年度の一般会計、特別会計並びに事業会計の決算認定や平成28年度補正予算案等の重要案件が提案される予定となっております。どうか議員各位におかれましては格別なるご精励をもって審議をお願いしたいと思います。

会期中、町長を初め執行部各位におかれましても特段のご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料はお帰りの際には必ずお返しくくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 開会に当たり町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成28年第3回定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し心より厚く御礼を申し上げます。

さて、ことは台風の発生は遅かったものの、8月の台風上陸は54年ぶりに4個となりました。各地に大雨、大きな災害をもたらしました。幸い東吾妻町は大きな災害はありませんでしたが、今後も台風等には十分警戒してまいりたいと思います。

また、8月20日群馬県消防センターで開催されました群馬県ポンプ操法大会におきまして、ポンプ車、小型ポンプの2種目に吾妻郡代表として出場いたしました。2種目出場は東吾妻町、昭和村のみでございましたが、小型ポンプで3位という優秀な成績をおさめることができました。出場団員の皆様に心から敬意と感謝を申し上げ、また議員の皆様には応援をいただきました。ありがとうございました。

さて、本定例会では、農業委員の任命についての人事案件1件、健全化判断比率の報告など報告関係2件、東吾妻町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例についてなど条例関係2件、平成27年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定など決算関係8件、平成28年度一般会計補正予算など予算関係5件、工事請負契約の締結についてなどその他関係3件を提案させていただく予定でございます。

全てを原案どおりご議決賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成28年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前 10 時 06 分)

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2 番、里見武男議員、3 番、小林光一議員、14 番、浦野政衛議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日からまで 9 月 16 日までの 11 日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は 11 日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は 9 月 7 日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には従前より理論的、具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後も一層皆さんにご協力をいただき、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと思います。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は、通告書が受理できないことがありますので、あらかじめご承知おきくださ

い。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（一場明夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第127条ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

去る8月15日に開催されました群馬県主催の群馬県戦没者追悼式並びに8月27日に開催されました東京高円寺阿波おどり実行委員会とNPO法人東京高円寺阿波おどり振興協会主催の第60回東京高円寺阿波おどりについて、9番、山田信行議員より報告願います。

9番、山田信行議員。

（9番 山田信行君 登壇）

○9番（山田信行君） それでは、議員派遣についてご報告申し上げます。

平成28年度群馬県戦没者追悼式が、8月15日月曜日、群馬アリーナにて行われました。遺族の方々を含め1,700名が参列をされ、当町からも、町長、担当職員を初め31名の皆さんが参列をされました。戦没者に哀悼の誠をささげるとともに、世界の恒久平和の確立を祈念いたしました。

続きまして、第60回東京高円寺阿波おどりが、8月27日土曜日、J R 高円寺駅、東京メ

トロ新高円寺駅周辺商店街にて行われました。町長、企画課長・次長、副議長にて訪問をさせていただきました。阿波踊りにおいても相互交流しております上州いわびつ連を激励するとともに、杉並区等自治体の交流も深めてまいりました。東京の夏の風物詩となった阿波踊り、参加連163連の踊り手と100万人の観客の中、上州いわびつ連も華やかに踊り、小雨の町は熱気の渦に包まれました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 山田信行議員の報告を終わります。

以上で議員派遣の件についてを終わります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（一場明夫君） 日程第5、同意第1号 東吾妻町農業委員の任命についてを議題いたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第1号 東吾妻町農業委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律が一部改正されたことにより、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の任命制となり、平成28年第1回東吾妻町議会定例会において12名の委員の同意をいただきました。その後、6月12日に関口英一さんより一身上の都合による退職届が農業委員長及び町長に提出をされ、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により7月8日の農業委員会総会で農業委員会の同意を得て、町でもやむを得ないと判断いたしました。

このことにより、農業委員の欠員補充のため、農業委員会等に関する法律第9条の規定により7月下旬から1カ月間募集をしたところ、1名の推薦がありましたので、農業委員候補者評価委員会に諮り適任であると認められました。

候補者の山崎左枝子さんは、群馬県女性農業委員ネットワークからの推薦で、推薦理由は、ご主人とともにイチゴ栽培を行い、その品質の高さから県の表彰を受けております。また、

生産者の中でも中心的な栽培経営を営む農業者として活躍をしておりますので、委員としても大きな力を発揮してくれるものと考えますとのことでございます。

農業委員の任期は農業委員会等に関する法律第10条の規定により3年と規定されて、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすることとなっております。山崎左枝子さんは、人格、識見ともに適任と考えております。なお、ご同意いただければ10月1日付で任命する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君） 日程第6、報告第1号 健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 健全化判断比率の報告について説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から健全化判断比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しております。

今回ご報告いたします健全化判断比率につきましては、平成27年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、ともに黒字となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度と比較すると0.4ポイント改善され、3カ年平均値で12.4%となりました。比率が改善された主な要因といたしましては、国民宿舎榛名吾妻荘建設に係る元利償還金が平成26年度末で終了したことで平成27年度元利償還額が減少したことによるものであります。

将来負担比率につきましては、公債費の充当可能基金とされている財政調整基金が約4億6,000万円増加したことにより19.1ポイント改善し、65.5%となりました。

いずれの指標につきましても、早期健全化比率及び財政再生基準に該当する水準ではございません。

今後も引き続き、町債の発行に際しては交付税措置等財政措置の優位なものを活用し、公債費や地方債残高をきちんと見据え事務事業評価を行い、無駄な歳出を抑えるなど、さらなる財政の健全化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 10番、茂木です。伺います。

実質公債費比率については0.4%の改善、それから将来負担比率については19.何%の改善ということなんですけれども、将来負担比率の改善した要因ということで今、町長のほうからご説明がありましたけれども、財政調整基金の積み立てというふうに説明があったと思いますが、4億円ですか。決算の出た後に新聞等でよくランキングが出るわけなんですけれども、群馬県の35市町村のそれぞれの健全化比率のランキングということで、26年度決算においては、たしか私の記憶だと将来負担比率が35市町村の中でワースト1だったと。実質公債費比率がワースト3かどうかだったか、要するに下のほうだった。

今回、大幅に負担比率が改善したわけなんですけれども、財政健全化については当町の大きな課題というか大きく取り組まれているわけなんですけれども、今後、27年度の決算で改善したということで、先の話といたしますか、将来を見通したときにこのトレンドが続くのかどうか。財政調整基金がどういうふうに影響するかわかりませんが、このままのトレンドで、特に将来負担比率については、将来世代に負担をお願いするという項目なので非常に大事なところだと思います。今回の決算を見て、将来負担比率の今後の見通しはこの

まま改善していくのか、あるいは一時的なものなのか、その辺の見通しについてお願いします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 議員ご指摘のように、今後の見通しでございますけれども、既に借りている起債につきましては十分計画が立つわけでございます。その中でいろんな財政計画等を考えて、今現在必要なものについては、なるべく有利な起債ということで計画的に利用させていただいているわけです。当然、そういったことは重要課題であるということは認識しておりますので、その上に立って今後も進めていきたいというふうに考えております。

ただ、必要なものについては今後も十分考えられますので、それらも念頭に置きながら、なるべく将来に負担を残さない、そういったような取り組みをしていきたいとそういうふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 起債等、先ほど吾妻荘の償還というのが終わったと、それが影響しているとありましたけれども、今の数字というのは過去の、過去のと言ったら変ですけども、のものがなって数字が出てきているわけです。現在、28年度の年度内なんですけれども、そういうふうに長いトレンドで見たときに、将来の財政健全化の観点から、現在、特に起債等あるわけなんですけれども、その辺の一番の主要な施策というか考え方についてちょっと伺いたいんです。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 今後の償還の中で、ちょっと先になりますけれども、平成31年度をもって畜産基地に係る債務負担行為というものがなくなってきます。そうすると、それも相当大的な額でしたものですから、その分の負担がなくなる。ただ、これにつきましては交付税算入もあったりしますので、そっちも減ってしまうという、そういったことが一つあります。

それから、たしか地域特会のほうで償還している部分、これも近々なくなる起債があるというふうに認識しております。ちょっとはっきりしたことはこの場で言えませんが、そういったこともありますので、改善される要素というのは当然あったりするわけですが、それよりも今後の中でまた新たな起債というものも考えていかなくちゃならないということが既にありますので、そういったことも見据えながらなるべく効率のよい財政運営をしていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） ありがとうございます。

以上です。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（一場明夫君） 日程第7、報告第2号 資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第2号 資金不足比率の報告について説明申し上げます。

先ほどの健全化判断比率の報告と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成19年度決算から資金不足比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しております。

該当する公営企業会計につきましては、水道事業会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の3会計でございます。いずれの会計におきましても資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率としては該当ありません。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第8、認定第1号 平成27年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第1号 平成27年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

一般会計におきましては、歳入総額92億7,786万9,033円、歳出総額87億8,491万6,678円で、歳入歳出差引額の形式収支で4億9,295万2,355円の黒字となりました。そのうち繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源が7,458万7,000円ありますので、実質収支額は4億1,836万5,355円の黒字となっております。

最初に、歳入の決算額ですが、前年度と比較して2.0%の増、額にいたしまして1億8,312万8,411円の増額となっております。

歳入の内訳でございますが、町税全体では前年度比0.9%、額で1,720万3,498円の増額でございます。地方交付税は、中学校統合によるスクールバス算入分等の増により32億5,728万2,000円で、対前年度比3.3%、額で1億478万円の増となりました。町債は全体では18.3%、額で1億8,715万2,000円の減額となりました。

続きまして、歳出決算ですが、前年度と比較して3.1%、額にいたしまして2億6,477万8,739円の増額となっております。

主な事業といたしましては、総務費においては、財政調整基金積立金を前年度と比較して795.2%、額にして4億875万3,000円増額の積み立てや、まち・ひと・しごと創生費の繰越事業として行われた地方創生先行型事業が1億3,631万5,094円の増額などもあり、総務費全体で39.2%、額にして6億6,919万6,632円の増額となっております。

ダム対策費では、ハッ場ダム水源地域整備事業費の増額により、前年度と比較して57.5%、額で9,510万4,176円の増となりました。

民生費においては、特別養護老人ホーム増床事業による増額等もありますが、民生費全体では前年度比1.1%、額で914万696円の減額となっております。

衛生費は、前年度に引き続き原町赤十字病院運営費助成金として、特別交付税の対象分を吾妻東部3カ町村で助成しております。

農林水産業費では、繰越事業の雪害に伴う経営体育成支援事業補助金の増もあり、農林水産業費全体では前年度比36.1%、額で2億3,876万1,893円の増となりました。

商工費につきましては、大河ドラマ「真田丸」の放送に合わせた岩櫃山周辺案内看板整備や観光案内所の新設工事等を実施してまいりました。

土木費においては、国庫補助事業、県費補助事業、町単独事業として道路改良事業、舗装道新設事業、道路維持工事を実施しております。

消防費では、町民の生命・身体、財産を守るため消防防災施設の整備と装備の充実を図り、火災予防運動として春・秋の火災シーズンには火防巡視を実施し、予防消防の徹底を図っております。老朽化した消防自動車の更新につきましては、第5分団第1部に小型ポンプ積載車を配備いたしました。

教育費では、給食センター新築事業や統合中学校施設整備事業の皆減等により、教育費全体で前年度比30%、額で4億8,157万5,268円の減額でございます。

平成27年度におきましても依然厳しい地方財政の現状を踏まえて、国・県の動向を的確に把握し堅実な財政確保に努め、健全な財政運営を目指してまいりました。今後も財政の確保と運用に心がけてまいりたいと思います。

以上が決算の概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれの課長から説明をさせていただきますので、十分ご審議をいただきましてご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（小林一喜君） お世話になります。

それでは、事項明細書に基づきまして1款町税について説明をさせていただきます。昨年4月の組織機構の見直しによりまして収納部分が会計課となりましたが、関連がございますので私のほうから説明をさせていただきます。

決算書9ページ、10ページをごらんください。

町税の予算総額は19億4,314万3,000円、調定額は20億3,968万9,142円となり、収入済額につきましては19億6,088万2,926円で、前年度の収入額と比較しますと1,720万円余の増加でございます。収納率につきましては、全体で96.14%、現年度課税分99.10%、滞納繰越分15.89%でございます。

不納欠損額につきましては1,374万5,161円で、不納欠損の中で地方税法第15条の7に規定される滞納処分を停止したものにつきましては91.4%でございます。前年度は61.8%でございました。

収入未済額につきましては6,506万1,055円で、前年度より784万円余の減少をしております。

続きまして、税目別でございますが、1項町民税、収入済額が7億5,400万4,567円でございます。1目の個人町民税収入済額5億6,327万8,867円でございます。これは1節の現年課税分と2節滞納繰越分の合計でございます。収納率では95.77%、前年比で480万円余増加しております。2目の法人町民税につきましては収入済額1億9,072万5,700円でございます。収納率で98.65%、前年比で3,340万円余増加しております。

2項固定資産税では、収入済額10億5,716万4,522円でございます。1目の固定資産税につきましては収入済額10億3,223万6,122円で、収納率95.46%、前年比で1,117万円余増加しております。2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、収入済額2,492万8,400円は関東財務局を初め4団体からの納付金でございます。昨年度より125万円余の減額となっております。

3項1目の軽自動車税につきましては収入済額4,627万3,900円でございます。収納率で95.35%、昨年度より6万5,000円余の減額となっております。

4項1目の町たばこ税でございます。収入済額9,783万9,537円でございます。昨年度より102万円余減少しております。

5項1目の入湯税につきましては収入済額560万400円でございます。昨年度より16万円余増加しております。

以上が1款町税の歳入決算でございます。詳細につきましては、施策の実績65ページから66、67ページまでに記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、町税以外の歳入について説明させていただきます。

その前に、皆様のお手元に、昨年と同じ内容になると思いますけれども資料を配付させていただきます。全部で5ページのものでございます。

最初の1ページでございますけれども、款別決算書の対前年度比較ということになってお

ります。

2 ページにつきましては、款別の歳入歳出に対する執行率の一覧になっております。

3 ページでございますが、一般会計から水道事業会計までの各会計ごと、平成25年度から27年度の3年間ににおける収入支出の決算額の一覧になっております。

4 ページでございますが、特別会計まで含めた全会計3年間の歳出の決算を性質別で合計した一覧でございます。

5 ページでございますけれども、地方債の残高の推移でございますして、平成22年度末から平成27年度末現在高までの一覧でございます。

いろいろ調査をするときの参考にさせていただければというふうに思います。

それでは、決算書の中身について説明をさせていただきたいと思います。

最初に、9、10ページの一番下、2 款の地方譲与税から13、14ページの9 款地方特例交付金までは、一定の基準によって譲与または交付される性質のものでございます。

10 款の地方交付税は32億5,728万2,000円で、前年度と比べて1 億478万円、率にして3.3%の増となっております。

11 款の交通安全対策特別交付金は、道路交通法違反の反則金を財源として交付されるものでございます。

ここまでが一般財源というものでございます。

続きまして、これからは各課の関係もありますけれども、歳入につきましては企画課で説明をさせていただきます。

12 款の分担金及び負担金ですが、収入済額は合計で1 億8,228万2,225円で、基本的には受益者が負担する性格のものでございます。収入未済額が2,000万438円ありますけれども、これにつきまして若干説明をさせていただきます。

収入未済の内訳は、公団営畜産基地建設事業負担金、有限会社ハルランの2,000万円がほとんどとなっております。収入未済の内訳は償還金不足でございますけれども、この件につきましては事業者と返済について協議を行い、6 月から9 月まで月500万円の償還を行うという返済計画書に基づいて、現在、計画書どおりに返済がされていることでございますので、この点をつなぎをさせていただきます。

続きまして、15、16ページの13 款使用料及び手数料でございますけれども、収入済額合計が1 億3,421万6,118円で、収入未済額が286万4,713円出ておりますけれども、公営住宅使用料の収入未済が多くを占めております。内容的には備考欄をごらんいただければという

ように思います。

17ページ、18ページ最下段の14款国庫支出金でございますが、その目的や性格によりまして負担金、補助金、委託金の3つに分類されております。収入済額合計で4億1,467万3,048円です。収入内容は、事業も多岐にわたっておりますので、備考欄をごらんいただきたいと思います。

21ページ、22ページの15款県支出金ですが、国庫支出金と同様に負担金、補助金、委託金の3つに分類されておまして、収入済額合計額で7億3,371万2,023円でございます。こちら、収入内容は備考欄をごらんいただければというふうに思います。

27、28ページの16款財産収入ですが、収入済額合計で1億3,633万8,644円でございます。公有財産、物品、債権及び基金を貸し付けや交換または売り払い等により生じた収入でございます。

29、30ページの17款寄附金ですが、収入済額合計で21万6,404円でございます。

18款の繰入金ですが、収入済額合計7,708万9,608円です。

19款繰越金ですが、5億7,751万4,103円でございます。

20款諸収入でございますが、これまで報告してきた区分以外の収入ということでございます。収入済額合計で4億9,549万4,494円で、収入未済が1,564万9,102円でございます。

4項3目の給食事業収入の収入未済額353万5,434円、4目3節指定管理者等雑入において、国民宿舎榛名吾妻荘の指定管理者からの施設使用料納付金1,077万9,000円が収入未済となっております。このうち、4目3節の指定管理者等雑入につきまして若干説明をさせていただきます。

これにつきましては、東京電力からの賠償金、5年間の合計8,131万6,614円を5年間の指定期間の中で収支計算を行うのか、それとも会計年度により収支計算を行うのか、そういった見解の相違によるものと理解をしております。

賠償金につきましては、平成22年度から25年度は経常利益に含めて事業損益計算書を作成し、利益が出た場合には町へ施設使用料を納付してきておりましたが、賠償金を含めても5年間の指定期間においてなおマイナスの最終利益となることから、平成26年度分の経常利益には含めず事業損益計算書を作成することで、町への納付金は発生しないということによる収入未済でございます。

これに対しまして、町は東吾妻町国民宿舎榛名吾妻荘の管理に関する協定書中の規定に基づき納付を求めておりますが、納付に至っていない、そういった状況でございます。

35ページから38ページまでの町債でございますが、収入済合計額で8億3,554万8,000円、前年度比1億8,715万2,000円の減でございます。

以上、歳入合計は調定額93億9,386万7,964円、収入済額92億7,786万9,033円、不納欠損額1,374万5,161円、収入未済額1億225万3,770円でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

歳出につきましては各担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） お世話になります。

それでは、歳出について説明をさせていただきます。

40ページをごらんください。

1款議会費でございますが、人件費及び経常的な経費でございます。主なものといたしましては、13節委託料でございますが、会議録調製印刷製本業務委託料及び委員会等会議録反訳業務委託料等で335万2,673円の支出済額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、支出済額は5億1,114万9,542円ございました。備考欄をごらんください。職員人件費といたしまして、総務課、企画課、会計課、町民課の衛生部門の職員43名分と特別職2名分の人件費でございます。

42ページをお願いいたします。

一般管理事務費は、主なものといたしまして、臨時職員の社会保険料140万2,784円、賃金182万3,400円、社会参加費を含めた交際費93万4,526円、郵便料758万8,636円、総合賠償補償保険料130万6,842円、例規集データベース委託料281万5,922円でございます。

次の人事管理費につきましては、主な支出課目としましては職員健康診断の委託料等でございます。また、庁舎建設検討調査事業は、岩櫃ふれあいの郷改修調査の委託料になります。

続きまして、2目行政振興費でございますが、支出済額は1,562万484円でございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、住民センターへの補助金等でございます。住民センター増改築事業補助金は岩井区へ89万円、西榛名地区へ4万1,000円、魅力あるコミュニティ助成事業補助金といたしまして岡崎公民館備品整備事業へ140万円の補助でございます。

住民センター用地土地賃借料補助金につきましては37地区で125万8,089円でございます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 3目の財産管理費でございますが、支出済額が282万8,440円でございます。これは財務会計等システムレンタル料が主でございます。

○議長（一場明夫君） 会計課長。

○会計課長（松井秀之君） お世話になります。

4目会計管理費でございます。予算現額は704万4,000円、支出済額は591万460円、不用額113万3,540円でございます。

会計管理費は会計管理事業と事務用品管理事業に分かれておりますが、ともに経常的経費でございます。事務用品管理事業につきましては、本庁舎内に備えております各種消耗品及び文書管理システム用品の購入費でございます。

12節の役務費につきましては口座振替手数料でございますが、口座振替のほか、ゆうちょ銀行振替手数料やコンビニ収納手数料も含まれております。口座振替手数料につきましては1件10円プラス消費税、ゆうちょ銀行振替手数料につきましては1件30円、コンビニ収納手数料につきましては、基本手数料月5,000円プラス消費税のほか、取り扱い1件につきまして57円プラス消費税でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、5目財産管理費でございますが、支出済額は8,977万8,848円でございます。

備考欄をごらんください。

庁舎管理事業の主なものは、電気料384万2,571円、庁舎等修繕料65万7,785円。次のページになります。庁舎駐車場用地の借上料331万474円でございます。

次の庁用車管理事業とその次の町有バス運行事業は、庁用車16台、町有バス2台の管理に要する経費でございます。

その次のその他財産管理事業でございますが、主なものは、職員駐車場借上料281万7,701円、町民プール解体工事1,825万2,000円、旧岩島中学校改修工事336万円、旧東中学校高圧ケーブル取りかえ工事40万5,000円、旧東中学校埋設物撤去工事777万6,000円、土地開発基金からの土地購入費2,520万円などでございます。なお、職員駐車場借上料の財源として職員駐車場使用料の310万2,500円を充当しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、6目の公平委員会費でございますが、支出済額5万3,824円で、報酬及び費用弁償でございます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、7目固定資産税評価審査委員会費でございますが、支出済額は2万5,980円で、委員報酬3名分及び費用弁償でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 8目財政調整基金費でございますけれども、支出済額4億6,015万3,000円を基金に積み立てをいたしました。現在の財政調整基金額は、187ページに記載されておりますけれども、22億9,320万4,726円でございます。

続きまして、9目の企画費でございますが、支出済額2億4,802万3,368円、不用額4,268万5,632円です。不用額の要因でございますが、地方創生加速化交付金の1次募集分として計上していた4,004万4,000円が不採択になったため、不用額として処理をするものでございます。

備考欄の一番上になりますけれども、企画調整事業でございますが、2億2,153万8,586円です。内訳でございますが、吾妻広域町村圏振興整備組合への一般経費負担金が1,487万1,000円、合併市町村振興基金積立金が2億72万9,081円、これが多くを占めております。

次の光ケーブル管理事業ですが、2,093万1,959円です。一番上の光ケーブル保守業務委託料が1,263万6,000円、町所有の光ケーブルをN T T及び東京電力の電柱を借りて添架をしている使用料、合わせて515万4,439円が主になっております。

次の定住促進事業ですが、532万8,873円です。内訳欄一番下のふるさと応援寄附基金積立金516万7,145円がほとんどを占めておりますけれども、この中には株式会社岩櫃ふれあい公社の清算金500万円の受け入れも含まれております。

一番下の地域審議会運営事業ですが、新町建設計画の計画期間延長の諮問を審議した吾妻地区・東地区地域審議会に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

10目の運輸対策費でございますが、支出済額3,856万6,501円ですが、備考欄をお願いいたします。

路線バス運行対策事業としては、乗り合いバス補助金の3,721万1,076円がほとんどを占めております。この内訳ですけれども、町が約3,020万円、群馬県が約570万円、高崎市からの負担金が約132万円となっております。県補助金は24ページ、高崎市からの負担金は34ページの備考欄にそれぞれ記載がありますので、後ほどご確認いただければというふうに思います。

鉄道対策事業は支出済額98万5,865円で、町内4駅に設置されている町営トイレに係る経費が主となっております。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前11時01分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 50ページをお願いいたします。

11目支所費でございますが、支出済額は7,098万6,262円でございます。この目では東支所管理事業及び改善センター管理事業に伴う経費でございます。主なものは28節の繰出金でございますが、地域開発事業特別会計への繰出金5,948万7,000円でございます。

52ページをお願いいたします。

12目簡易郵便局費でございます。支出済額は564万7,791円でございます。今年度は厚田郵便局の防犯設備工事49万9,500円を支出しております。その他につきましては、植栗、厚田、本宿の3簡易郵便局の一般的な経常経費ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、13目交通対策費です。支出済額は980万8,231円でございます。この目は交通安全対策に伴う経費でございます。主なものは、交通指導員17名分の報酬、出動旅費と道

路反射鏡設置工事等でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 14目の電算業務費でございますが、支出済額6,459万1,031円です。電算業務に係るシステム保守点検、マイナンバーシステムの構築、情報漏えい対策、回線使用料、ソフトウェア使用料、機器のリースが主になっております。

繰越明許費が2,935万3,000円ありますが、平成27年度国の補正予算成立に伴う自治体情報システム強靱性向上事業の業務委託料及び備品購入費ということでございます。

15目の開発費でございますが、支出済額12万7,142円です。企画課管理の庁用車に係る経費が主でございます。

16目の広報広聴活動費ですが、支出済額583万2,382円です。毎月発行している広報とお知らせカレンダーの経費、それと町勢要覧作成に伴うデータ編集の委託料97万2,000円でございます。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 55ページ、56ページ中ほどからごらんいただきたいと思います。

17目地域活性化対策費の支出済額3,753万4,128円でございます。

このうち、地域活性化対策事業280万4,904円の主な支出内容でございますが、東吾妻町のマスコットキャラクター「水仙ちゃん」の商標登録に係る費用45万1,200円、その他「水仙ちゃん」の運営に係る費用や、環境美化事業補助金として16団体32万円、地域活性化及び都市交流推進事業補助金としていわびつ連、岩櫃山周辺開発対策委員会や、地域振興補助金としまして坂上地区活性化協議会、不動の滝周辺を活性化する会、須賀尾花しょうぶの会への運営費補助金が主なものでございます。

次に、地域おこし協力隊事業326万3,993円は、地域おこし協力隊1名の賃金や活動費でございます。

次に、萩生地区活性化事業605万5,961円の主なものでございますが、休憩施設あずま屋の新築工事等473万400円が主なものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

次に、JR廃線敷活用事業は、旧吾妻線構造物調査業務委託の197万1,924円が主なものでございます。

次に、真田丸プロモーション活動事業は、平沢一本松駐車場のトイレ新築・改修工事に伴う設計委託料が99万3,600円、新築工事請負費としまして1,394万1,720円が主なものでございます。

次に、吾妻溪谷交通対策事業253万8,517円は、10月1日から11月30日にかけてシャトルバスの運行を行ってきましたが、その運行に係る費用でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 18目交流事業推進費ですが、支出済額112万4,720円でございます。都市交流促進事業の44万5,061円は、高円寺阿波踊りに係る経費が主になります。

次の交流人口推進事業につきましては地域政策課長より説明をさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 交流人口推進事業費は、杉並フェスタや南相馬市の自治体交流フェアなどの費用が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 19目の山村振興対策費でございますけれども、これにつきましては上部団体への負担金ということでございます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 60ページをお願いいたします。

20目の諸費でございますが、支出済額は1,249万6,282円でございます。この目では他の項目になじまない費用をこの諸費にのせてございます。

備考欄をごらんください。諸費の主なものは、法律顧問委託料、弁護士委託料、烏帽子山植林組合分担金等でございます。

次の防犯事業は、LED防犯灯1,850灯のリース料と、新設29灯、移設10灯、器具交換1灯の工事費が主なものでございます。

次の自衛隊事業につきましては、自衛隊父兄会事業補助金が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 21目まち・ひと・しごと創生費でございますが、これは繰越事業で、支出済額1億3,631万5,094円です。

備考欄最初の地方創生先行型事業ですが、総合戦略策定に係る経費549万6,164円ですが、うち、人口ビジョンや総合戦略策定支援業務委託料が429万8,400円となっております。

次の少子化対策事業の662万1,205円ですが、出産祝い金の拡充等による625万円、57人分が主でございます。

次の観光振興事業につきましては地域政策課長より説明をさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 次に、地方創生先行型観光振興事業分ですけれども、2,303万6,193円の主な事業は、不動滝トイレや物置の設置工事費としまして225万5,003円、古谷集会所トイレ改修工事費としまして260万2,800円、岩櫃城忍びの乱運営補助としまして実行委員会に250万円、観光振興事業の真田丸プロモーション活動事業分として観光協会に1,200万円の補助金が主なものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） その下になりますけれども、地域消費喚起・生活支援型事業でございますけれども、これはプレミアム商品券の販売促進事業でございます。これが1億116万1,532円です。発行総数8,800万円分中8,762万2,000円の換金で、換金率は99.57%でございます。

○議長（一場明夫君） 税務課長。

○税務課長（小林一喜君） お世話になります。

2項徴税费、支出済額1億939万6,534円、不用額429万7,466円でございます。

1目の税務総務費は支出済額6,170万5,754円、一般職員9名分の人件費でございます。

2目賦課徴収費は、支出済額4,769万780円、不用額421万6,220円でございます。

備考欄をごらんください。賦課徴収費2,160万5,459円は、賦課徴収全般に係る経費でございます。

64ページの備考欄をごらんください。

賦課徴収費の主な支出は、e-L T A Xシステム改修業務委託料48万6,000円、税務情報マスター基本ソフト等レンタル料462万9,960円、地方税電子申告支援サービス業務ソフトレンタル料245万5,920円、コンビニ収納システムソフトレンタル料162万円、還付金及び還付加算金954万30円などでございます。

続きまして、住民税、支出済額393万9,781円は、主に町民税及び軽自動車税の賦課徴収

に要する経費でございます。主なものは、納付書、帳票、封筒等の印刷製本費172万9,380円、住民税電算処理業務委託料209万4,754円などでございます。

続きまして、資産税、支出済額2,069万3,611円につきましては、主に固定資産税の賦課徴収に要する経費でございます。主なものは、納付書、帳票等の印刷製本費69万1,755円、資産税電算処理業務委託料508万3,328円、課税客体調査及びシステム更新業務委託料1,301万4,000円、固定資産管理システムL G W A N使用料121万5,000円などでございます。

続きまして、収税の支出済額145万1,929円につきましては収納事務に要する経費でございます。主なものは、帳票印刷費など印刷製本費33万16円、収税電算処理業務委託料109万4,406円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） お世話になります。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費です。支出済額5,972万2,813円。

備考欄をごらんください。職員人件費として4,055万9,127円、職員5名分の人件費でございます。

次のページをごらんください。

次に、戸籍ですが485万7,402円、主なものとしましては戸籍情報総合システム保守料と電子戸籍のハードウェア、ソフトウェアのリース料でございます。

次に、住民基本台帳費ですが512万3,849円、住民マスター更新料と住民情報基本ソフトレンタル料が主なものでございます。

次の住基ネット・公的個人認証費869万6,255円、これにつきましても主に機器に係る保守料やリース料等と個人番号制度に伴う経費でございます。

次の人権擁護委員に関する費用につきましては44万6,022円で、人権講座等に係る委託料ほか経常的な経費でございます。

次の旅券発行事務事業に関しては端末機の保守料等でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 68ページをお願いいたします。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費でございます。支出済額は114万727円でございます。選挙管理委員会の経常的な運営費でございます。

続きまして、2目選挙啓発費でございます。支出済額は15万639円でございます。この目では選挙啓発のための費用でございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰記念品代等でございます。

3目東吾妻町議会議員選挙費でございますが、支出済額は910万3,955円でございます、選挙立会人、職員手当等が主なものでございます。

続きまして、4目群馬県知事選挙費、次の70ページの5目群馬県議会議員選挙費につきましても、それぞれの選挙の投開票に要する経費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 5項の統計調査費、1目統計調査総務費でございますが、支出済額13万4,194円です。統計調査総務費と雇用確保対策事業に係る経費でございます。

次の2目統計調査費ですが、支出済額666万3,917円です。各種調査に係る調査員報酬や消耗品等の経費でございますが、備考欄一番下に記載のあります国勢調査が平成27年度に実施されましたので、前年度に比べ増額になっております。

次のページ、6項の監査委員費でございますが、支出済額57万6,579円でございます、委員報酬が主でございます。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 続きまして、7項1目ダム対策総務費の備考欄にございますダム対策総務費について説明をさせていただきます。

支出済額2,432万1,224円、主なものといたしましては、ダム対策係2名の職員人件費等、及び積立金につきましては町道松谷・六合村線の道路改良事業の下流都県負担分で、起債償還に充てるものの積立金でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 72ページの後半からごらんいただきたいと思います。

天狗の湯管理運営事業118万7,746円は、町営時代に発行しました回数券の使用実績に応じて指定管理者に支払った精算金96万5,960円が主なものでございます。

次に、ふれあい公園地域政策課分ですけれども、2,002万3,763円は、次の73から74ページをお願いします、天狗の湯の廊下に手すりを設置した工事費が32万4,000円、電気自動車急速充電器の保守点検委託料としまして43万920円、ふれあい公園の指定管理業務委託料

1,903万円が主なものでございます。

次に、溪谷自然公園事業地域政策課分165万1,486円でございますが、吾妻溪谷遊歩道の維持管理、溪谷パーキング、十二沢パーキング、旧熊の茶屋トイレなどの管理費用でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 続きまして、ふれあい公園事業建設課分について説明させていただきます。支出済額としましては452万3,148円、これにつきましては、ふれあい公園トイレ増設のための委託料及び舗装工事費、看板設置工事費でございます。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、溪谷自然公園事業でございます。この部分につきましては、支出済額が2億892万5,945円、猿橋建設に伴います委託及び橋台、4009号歩道設置工事、看板工事等でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、2款8項事業費でございます。支出総額は7,134万2,975円でございます。

初めに、1目岩櫃ふれあいの郷総務費でございます。支出済額は5,932万840円でございます。

主な支出内容は、2節の給料から7節賃金までは、職員5名、臨時職員5名に係る人件費等でございます。

11節需用費794万1,313円は、灯油代、電気料などのほか照明器具などの修繕料でございます。

次のページをお願いいたします。

13節委託料409万6,137円は、空調設備保守点検業務委託料やエレベーターなどの各種保守点検委託料でございます。

14節使用料及び賃借料143万7,259円は、ふれあいの郷の用地の借上料と各種リース料、下水道使用料などが主なものでございます。

2目福祉センターの管理費につきましては支出がございませんでした。

次に、3目コンベンションホール管理費ですが、支出済額215万7,106円でございます。

11節需用費の43万7,734円は、運営費に係る消耗品、チラシ印刷費や舞台等の修繕料でございます。

13節委託料124万1,599円は、つり物や可動椅子の保守点検、スポットの清掃や映画の自主事業の上映等委託料が主なものでございます。

次に、4目健康増進センター管理費でございますが、支出済額422万6,336円でございます。

次のページをお願いいたします。

主なものは、8節報償費42万円は、施設の自主事業としまして実施しましたヨガ教室24回分やノルディック教室の29回分の講師謝金でございます。

11節需用費20万1,896円につきましては、消耗品のほか、自主事業のチラシ印刷、トレーニング機器等の修繕料でございます。

13節委託料24万3,000円は、トレーニング機器保守点検委託料でございます。

18節の備品購入費338万3,000円につきましては、ランニングマシンなどの運動器具の買い換え費用でございます。

次に、5目国民宿舎管理費でございます。支出済額563万8,693円でございます。

11節の需用費337万6,710円は電気料でございます。

14節の使用料及び賃借料120万5,520円は、国有林の土地使用料やリース料などが主なものでございます。

22節の償還金、利子及び割引料につきましては、23年度に国庫補助金を受けて中庭の舗装工事を行いました。高崎市に施設の売却が決まったことから国庫補助金の返還金が発生することで、県の指導を仰ぎながら予算計上したところ、27年度中の返還金の額の確定に至らず支払いがございましたので、不用額処理とさせていただきました。

続きまして、2款9項温泉事業費でございます。温泉事業費は支出総額1億2,899万3,287円でございます。

1目桔梗館管理費でございますが、支出済額は1,072万8,247円で、主な内容は13節の委託料の767万7,628円でございます。主には指定管理料761万1,428円でございます。

15節工事請負費292万6,800円は、電気の高圧引き込み設備改修工事が64万8,000円、給水加圧ポンプユニットの交換工事194万4,000円が主なものでございます。

次に、2目温泉センター管理費でございますが、支出済額7,669万9,293円でございます。

2節の給料から7節賃金までは、職員2名、臨時職員4名分の人件費等でございます。

79、80ページをごらんください。

11節の需用費3,377万1,418円は、灯油代が874万3,641円、電気料1,387万4,236円、水道料246万1,490円、そのほか各施設の修繕費が主なものでございます。

12節役務費137万5,095円は、電話料、広告料、建物共済分担金などが主なものでございます。

13節委託料607万6,037円は、エレベーター等の保守点検業務委託や空気調和設備等の点検委託料でございます。

次の81、82ページをお願いいたします。そのほか、シルバー人材センターにお願いしています浴室・脱衣所の清掃業務委託料216万4,835円などが主なものでございます。

14節使用料及び賃借料727万7,605円は、用地の借上料60万2,943円、電解水生成装置のリース料155万5,200円、下水道使用料460万4,837円などが主なものでございます。

15節工事請負費206万2,800円は、源泉ろ過材等の交換工事59万8,320円、脱衣室の床の張りかえ工事としまして77万7,600円が主なものでございます。

次に、3目温泉センター食堂費でございますが、支出総額4,156万5,747円でございます。

2節の給料から7節の賃金までは、職員1名分と臨時職員9名分の人件費でございます。

11節需用費274万4,242円は、ガス代227万8,836円が主なものでございます。

16節原材料費1,470万1,828円は、レストランの食事の原材料費831万4,515円、飲み物161万3,953円、売店品の原材料費446万7,720円などが主なものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） お世話になります。

それでは、3款の民生費に移ります。

民生費全体では対前年度比1.1%の減となりました。新規事業としましては特別養護老人ホーム増床事業です。なお、臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業は、昨年度に引き続き実施をしましたが、給付金額につきましては大幅な減額となっております。その他は例年どおりでございます。

それでは、備考欄の事業ごとの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

84ページをお願いいたします。

まず最初に、1項1目の社会福祉総務費、支出済額1億4,011万4,802円です。社会福祉

事業として1億1,545万9,882円です。民生児童委員報酬費261万5,000円は定数52名分、次の保護司報償費は9名分でございます。補助金につきましては、社会福祉協議会への補助金が前年度より61万1,000円の減で3,743万8,000円となりました。

次に、臨時福祉給付金事業2,378万9,066円です。消費税の引き上げに際し、所得の低い方々への影響を緩和するため、暫定的、臨時的な措置として昨年度に引き続き実施し、支給対象者3,022人に1,813万2,000円を支給しました。

次の年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、平成28年度当初に支給に向けた準備事務費でございます。

続いて、2目の障害福祉費です。障害者総合支援事業で3億168万2,850円です。市町村は、障害者総合支援法に基づき、障害の種別にかかわらず障害者が必要とするサービスを利用できるよう一元的にサービスを提供しなければならず、それらに要した経費でございます。前年度比2%減となりました。

86ページをお願いいたします。

ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料1,197万7,443円ですが、指定先は社会福祉法人オリジンの村、指定管理料は吾妻東部3町村で負担しております。利用者10名中4名が本町の若者でございます。

次の障害福祉サービス介護給付費から2つ下の療養介護医療給付費までを合わせた障害福祉サービス給付費は、前年度とほぼ同額の2億6,441万3,177円となりました。利用者負担は1割負担ですが、その世帯の所得に応じた負担上限月額が設けられています。

その他、自立支援医療費や補装具交付費、日常生活用具給付費など、ごらんのとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、障害福祉事業576万4,067円です。この事業は障害児者総合支援事業に基づかない事業に対する経費で、腎臓機能障害者通院交通費補助金は12名が、その下の特定疾患等患者見舞金は81名が該当となりました。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく3目国民年金費です。支出済額13万9,976円、国民年金事務に係る消耗品等の経常的な経費でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 4目の老人福祉費、支出済額2億7,376万2,853円です。

まず、老人福祉事業 2 億4,781万9,863円です。

88ページをお願いいたします。敬老祝い金は80歳、85歳、90歳、95歳到達者516名に、慶祝祝金は100歳到達者10名に贈呈いたしました。老人保護措置委託料1,755万2,870円は、吾妻養護老人ホーム等へ10名の高齢者を措置しておりまして、その委託料でございます。下に吾妻養護老人ホーム負担金930万7,000円とありますが、本施設は吾妻広域で運営しておりまして、その運営費負担金です。その下の敬老会事業実施補助金は、地区で行う敬老事業に対して70歳以上 1 人1,000円を上限に補助しており、今年度は33団体3,013名となりました。老人クラブ補助金は、会員数30名以上の20単位クラブと町の老人クラブ連合会へ県の補助基準額相当を助成しております。その他は例年どおりでございます。

次に、地域包括支援センター事業2,594万2,990円です。これは保健センター内にある地域包括支援センターの運営経費でございます。なお、社会福祉士につきましては町社協の協力により派遣していただいております。そして、その経費が下段の地域包括支援センター職員派遣負担金423万7,000円でございます。

続きまして、5目の福祉医療費で、福祉医療事業 1 億3,081万4,362円です。福祉医療は保険診療の自己負担分を公費で賄う制度で、対象者は中学 3 年生以下の子供全員と母子・父子等及び重度障害者です。子ども医療費は11.3%減、重度心身障害者分が5.1%減となり、医療費全体では3.5%減の 1 億2,846万9,769円となりました。この福祉医療費の財源ですが、2分の1は県費補助で、残りのうち6,000万円は過疎債を充当いたしました。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく 6 目国民健康保険費、支出済額 1 億5,162万8,506円です。

主なものは、職員 3 名分の人件費と、次のページになりますけれども、国保特別会計への繰出金として 1 億3,386万1,053円でございます。この繰出金につきましては国保特別会計で説明させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 7 目の社会福祉施設管理費で27万607円です。主なものは火災保険料などの維持管理費でございます。

次に、新規事業としまして特別養護老人ホーム増床事業1,301万5,000円でございます。

これは、特別養護老人ホームいわびつ荘で 6 床増床する事業に係る工事費等でございます。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく 8 目の後期高齢者医療費です。支出済額 2 億 7,588 万 8,203 円。療養給付費負担金として広域連合への納付金が 2 億 879 万 5,245 円と、28 節の繰出金として、特別会計へ保険基盤安定負担金分と事務費分の繰出金でございます。

続きまして、9 目の老人医療費ですが、支出済額 102 万 7,892 円、老人医療の還付金等でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、2 項 1 目の児童措置費、支出済額 1 億 7,399 万 2,801 円です。

まず、子育て支援費 1 億 6,739 万 8,463 円です。児童手当に係る経費で、手当総額は 1 億 6,668 万 5,000 円で、その約 85% は国・県負担金で歳入となります。

次の子育てひろば 95 万 1,791 円は、福祉センター内にある子育てにこにこひろばの運営経費でございます。週 4 日利用でき、1 日平均 29 人の親子に利用されました。

続きまして、子育て世帯臨時特例給付金事業 564 万 2,547 円です。

92 ページをお願いします。消費税の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯への消費の下支えを図る観点から臨時的な給付措置として今年度も実施し、支給対象児 1,386 人に 415 万 8,000 円を支給しました。

次に、2 目の保育所費で、保育所運営事業 1 億 8,354 万 7,851 円です。これは 4 つの保育所運営費です。保育料収入は一時保育料を含め 2,080 万 9,600 円で、運営費の 11.3% となっております。この運営事業費の 84.7% は人件費となっております。また、運営費には電源立地地域対策交付金 2,240 万円を充当しております。主なものは備品の購入や施設改修など経常的な経費でございますので、よろしくお願いいたします。

94 ページをお願いします。

3 目の学童保育費です。学童保育事業 1,650 万 7,335 円ですが、今年度開設した坂上地区の学童保育所を含む町内 4 つの学童保育所の運営経費でございます。よろしくお願いいたします。

以上が 3 款の民生費で保健福祉課が担当した決算でございます。

事業概要につきましては施策の実績 23 ページ以降に掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、3項1目の災害救助費でございます。支出済額4万1,444円で、災害弔慰金支給事務負担金及び罹災救助資金積立金でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 95、96ページをお願いします。

4款の衛生費に移ります。

今年度の新規事業は、発達相談、小学生に対するフッ素塗布事業、安心出産宿泊支援事業でございます。また、インフルエンザにつきましては補助単価上限を3,400円に見直しを行いました。その他は例年どおりでございます。

まず、1項1目の保健衛生総務費、支出済額1億2,988万8,989円です。保健総務費は1億2,756万989円となりました。ここでは保健センター職員の人件費並びに負担金や補助金などがございます。原町赤十字病院に対する補助金は、2つ合わせまして3,805万8,000円となりました。

次の国民健康保険特別会計施設勘定繰出金232万8,000円は、後ほど本特別会計決算の中で説明いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、2目の予防費、支出済額3,800万8,759円です。最初の定期予防接種事業は2,099万7,707円となりました。予防接種法に基づく定期A類と定期B類の予防接種でございまして、これらの予防接種にかかった経費となっております。

なお、中学1年生を対象とした子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、副反応による積極的勧奨見合わせの措置を継続しております。

次は、定期外予防接種事業66万3,500円です。定期外ということで任意接種に対する補助でございます。乳児に対するロタウイルス補助は、2回接種は1回につき7,500円、3回接種については1回5,000円の補助を継続しておりまして、対象乳児の66%、37人が接種しております。風疹補助につきましては、単独ワクチンは3,000円、麻疹との混合接種は5,000円で、合わせて3人が接種しております。65歳以上の高齢者を対象に成人用肺炎球菌が定期化されたことを受けて、70歳以上の高齢者のうち、定期接種対象外未接種者で医師が必要と認めた者に対して5,000円を上限に補助を継続実施し、26人が接種しております。

次は、インフルエンザ予防事業1,566万9,820円です。65歳以上の高齢者と子供及び妊婦に対するインフルエンザ予防接種で、3,400円を上限に費用負担しておりますので、自己負

担は1,000円となります。接種率は、高齢者が61%、乳幼児54.3%、小学生49.3%、中学生44.9%、高校生22.3%、妊婦38.1%で、高校生、妊婦の接種率が低い状況でございます。

最後の狂犬病等予防事業67万7,732円は、狂犬病予防法に基づく犬の登録と注射及び避妊手術の補助金でございます。避妊手術につきましては、前年度とほぼ同様の129頭、犬32頭、猫97匹となりました。補助額は犬・猫ともに1頭3,000円を継続しております。

98ページをお願いします。

3目の母子保健費、支出済額1,075万2,894円です。ここでは母子保健法に基づくさまざまな健診等を行っておりまして、その経費でございます。

次世代育成支援事業20万4,974円は、幼児安全講習会や思春期講習会などの経費でございます。

教育相談事業59万4,319円は、離乳食講習会やラッコクラブ、ピョピョクラブなどの運営経費でございます。

妊婦支援事業は543万5,714円です。妊婦健康診査委託料496万7,600円では、対象者61人の妊婦に対して1人14回分の補助券を交付し、健診を受けていただきました。また、今年度から実施しました安心出産宿泊支援事業につきましては2件の利用がございました。不妊治療費助成事業補助金は、一般不妊にまで対象を拡充したこともありまして申請者6名と増加し、40万2,000円を補助しております。

健康診査事業263万5,182円は、乳幼児の定期健康診査にかかった経費でございます。

歯科健康診査事業134万5,154円は、乳幼児の歯科健康診査にかかった経費でございます。

母子医療給付事業は53万7,551円です。これは、平成25年度より群馬県から移管された未熟児養育療費及び自立支援医療の育成医療の給付に係る事業費でございます。未熟児養育医療につきましては、今年度は1人が対象となりました。育成医療は、18歳未満で治療により改善が可能な障害に対する助成で、2人が対象となりました。

次は、4目の健康増進事業費、支出済額2,911万9,900円です。ここでは健康増進法に位置づけられた各種がん検診や健康診査、健康教育、健康相談等を実施しており、それらに要した経費でございます。

健康診査事業890万7,818円は、30・35歳節目健診や40歳未満希望者の健康診査など、各種健康診査に要した経費です。中ほどに骨密度検診委託料がございますが、この検診は30歳から5歳刻みで70歳までの女性765人が対象となり、うち約2割強の188人が受診しております。

次は、がん検診事業1,906万7,684円です。胃がん、大腸がんを初めとする各種がん検診及びがん検診推進事業による節目検診の経費です。節目検診は5歳刻みで、子宮頸がんと乳がん、それに大腸がんの3つを行っております。がん検診推進事業の対象者には無料クーポン券を発行して検診を促しておりますが、受診率は17%から40%にとどまっており、受診率の向上が課題となっております。

100ページをお願いします。

最後の生活習慣病予防対策事業114万4,398円は、糖尿病予防教室や特定保健指導などに要した経費でございます。

5目の健康推進費25万4,954円では、食生活改善推進協議会への業務委託料20万円と、食生活改善に向けた講習会などの取り組みを行っております。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時ちょうどとします。

（午後 零時02分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、99ページ、4款1項6目環境衛生費です。支出済額2,148万3,118円、消耗品等の経常経費と吾妻広域火葬場の運営費負担金が1,736万9,000円、それと補助金として太陽光発電システムの設置費補助金359万2,000円が主なものでございます。

次の7目公害対策事業費ですが、支出済額36万4,949円です。電気料と水質検査委託料、また除染対策事業として放射線測定器の校正委託料でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、8目の保健センター管理費339万5,922円です。

ここでは保健センターの管理運営に要した経費でございます。主なものは、102ページ、事務室のエアコン取りかえ工事などを行っております。

以上が4款の衛生費で保健福祉課が担当した決算でございます。

事業概要につきましては施策の実績45ページ以降に掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 続いて、9目霊園管理費です。支出済額172万6,136円。霊園管理として管理運営に係る費用164万6,449円と集会所管理費として7万9,687円でございます。

続きまして、2項1目清掃総務費です。支出済額2億3,735万9,441円。清掃総務費として81万1,441円、環境美化活動等に係るごみ処理経費や生ごみ処理機の設置費補助などがございます。

それから、吾妻東部衛生施設組合負担金として、それぞれし尿、可燃ごみ、粗大ごみ及び最終処分場の負担金として2億3,654万8,000円でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） お世話になります。

それでは、103ページ、104ページをごらんください。

4項3項1目簡易水道費でございますが、町営以外の簡易水道組合や小水道組合に対する整備事業補助金として3組合に10万5,000円、簡易水道特別会計繰出金に1,149万2,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、5款労働費でございます。支出済額90万円でございますが、これは勤労者住宅建設資金利子補給金9件で90万円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） お世話になります。

続きまして、6款農林水産業費でございます。継続費及び繰越事業費繰越額2億8,580万4,000円は、6款1項3目農業振興費で農業災害対策事業（雪害）の補助金2億7,948万9,000円と、6目農地費の自主戦略交付金事業631万5,000円でございます。支出済額9億84万6,473円、繰越明許費601万9,000円は、6目農地費、地域自主戦略交付金事業及び県単小規模土地改良事業でございます。

1項1目農業委員会費は支出済額2,501万2,201円となっています。この目は農業委員会の運営などに要する費用で、主なものは、農業委員24名の報酬と農家組合長、班長報酬440名分、それと一般職員2名分の人件費など、農業委員会運営に係る経常経費でございます。

2目農業総務費では支出済額8,433万7,592円でございます。備考欄、農業総務費では、106ページになります。一般職員12名分の人件費でございます。農政対策費として農業振興協議会への補助金でございます。

105ページ、3目農業振興費では、繰越費及び繰越事業費繰越額は前年度繰越額で2億7,948万9,000円、支出済額3億14万8,189円でございます。この目は町の農業振興に要する経費でございます。

備考欄、経営所得安定対策事業は、東吾妻町地域農業再生協議会への経営所得安定対策等推進事業補助金が主なものでございます。

緑のふるさと協力隊事業は、地球緑化センターからの派遣隊員1名の活動に要する経費でございます。この事業は地域政策課で行った事業でございます。

青年就農給付金事業は、新規青年就農者2名に対し農業経営安定対策のための給付金を給付いたしました。

農業振興地域整備促進事業は、農業振興地域整備促進協議会委員13名の報酬及び20名の費用弁償、協議会開催に要する費用及び農業振興地域整備計画書作成業務委託料でございます。

農業近代化資金等利子補給事業では、60件に対し利子補給を行いました。

農業振興対策事業では、コンニャク病虫害防除生産安定事業委託料、108ページの営農施設整備事業では43戸に農業機械等導入補助、果樹振興対策事業では町果樹園ヘトレリス苗木購入補助及び農業団体活動補助金が主なものでございます。

野生動物による農作物災害対策事業では、電気柵及びバリアトーンの経費の一部を補助してまいりました。

農業災害対策事業では、平成26年2月の大雪により災害を受けたパイプハウス等の撤去及

び再建に対する補助を26年度の繰越事業で実施いたしました。

特定野菜価格差補給事業では、夏秋トマト、夏秋ナス、ズッキーニに対しまして補助金を支出いたしました。

園芸用廃プラスチック処理事業では、塩化ビニール4,140キロ、ポリビニール3万6,272キロの処理に1キロ当たり7円の補助を行いました。

中山間地域等直接支払事業では、23の集落協定へ交付金を交付してまいりました。

環境保全型農業直接支払事業では、環境保全効果の高い営農活動の実施2事業体へ交付金の交付を行いました。

直売所施設管理事業及び岩櫃体験農園事業では、奥田地区の農産物直売所及び平沢地区の体験農園の施設管理費でございます。

107ページ、4目農業経営基盤強化対策事業費でございます。支出済額16万6,720円でございます。この目は、農用地の集積等により農業経営基盤強化に要する費用でございます。2件の農用地集積に対し奨励金を交付してまいりました。

5目畜産振興費では支出済額2億4,163万8,131円でございます。この目は畜産の振興に要する経費でございます。畜産振興費は、植栗地区畜産団地沈砂池しゅんせつのための設計委託料及び畜産協議会への運営補助が主なものでございます。

110ページの公団営畜産基地負担事業では、5経営体及び町の建設負担金の償還金でございます。

109ページの6目農地費でございます。繰越費及び繰越事業費繰越額、26年度よりの繰越分として631万5,000円でございます。支出済額1億3,761万7,137円、繰越明許費が28年度へ繰り越しとしまして601万9,000円でございます。この目は、農用地の土地改良に要する費用でございます。

備考欄の地域自主戦略交付金事業では、松谷地区の土地改良に要する経費で、26年度より補完工事及び業務委託を繰越事業で実施いたしました。また、27年度において不換地単価の地権者の理解を得るために不測の日数を要し、換地業務委託を28年度へ繰り越しさせていただきましたが、同意を得て既に事業は完了しております。

基盤整備事業（萩生川西地区）では、換地業務委託料および町受益者負担金が主なものでございます。

群馬県中山間地域農業農村整備事業では、本宿、上野原地区県営事業負担金が主なものでございます。

農業基盤整備促進事業（小泉用水）では、小泉用水の水路整備工事に要する工事費が主なものでございます。

県単小規模土地改良事業では、原町上野地区水路整備事業ほか6工事と小泉悪久津地区農作業道舗装工事を実施いたしました。小泉悪久津地区農作業道舗装工事につきましては、作物の収穫。出荷時期で地元調整に不測の日数を要したため28年度へ繰り越しをさせていただきましたが、田植え前に現場は完成し、事業は完了となっております。

鳥獣害防止対策事業県民参加型では3地区の鳥獣害対策事業補助金の交付、農業生産基盤整備事業県民参加型では郷原辻地区の事業を行いました。小規模土地改良事業一般型では岡崎用水土地改良区へ補助金の交付を行いました。

112ページの町単小規模土地改良事業では、原材料等の支給により町内の24地区の農道等維持補修工事を実施し、小規模土地改良事業では奥田用水取水口補修工事、榛名西麓地区農道台帳委託を行いました。町単小規模土地改良事業補助金では、暗渠排水等4件の補助事業を行いました。

多面的機能支払交付金事業では、農地維持支払交付金で19組織、資源向上支払交付金の共同活動で17組織、長寿命化で16組織の活動に対し補助金を交付してまいりました。

111ページ、7目地籍調査費では支出済額4,393万4,700円でございます。この目は地籍調査に要する費用で、矢倉地区、須賀尾地区の地籍調査を実施いたしました。矢倉地区の一部地域では0.43平方キロメートルの原図作成、地籍測定及び地籍図複製を行い、矢倉の一部2では0.38平方キロメートル、須賀尾の一部1では0.6平方キロメートルの地籍図根三角測量、地籍図根多角測量、一筆調査、地籍細部測量、原図作成及び地籍測定を行いました。

続きまして、2項1目林業振興費でございます。支出済額2,304万4,519円でございます。この目は、町の林業振興及び鳥獣害対策に要する費用でございます。

林業振興費では、114ページの緑の県民基金委託事業を5事業、森林整備地域活動支援交付金を1団体へ交付、緑の少年団育成事業では5団体へ補助金の交付を行い、森林整備担い手対策事業では3事業体へ補助金を交付、特用林産物活力アップ事業ではシイタケ原木9,000本の購入補助を行ったものが主なものでございます。

有害鳥獣捕獲事業では、鳥獣被害対策事業でカラス、キジバト等の捕獲に対する補助金を東吾妻町蔬菜研究会へ支出いたしました。鳥獣捕獲対策事業では、イノシシ、熊、猿、ニホンジカ等の捕獲に対し補助金を交付いたしました。27年度の実績では、イノシシ315頭、猿2頭、ニホンジカ132頭、熊7頭、ハクビシン・タヌキが114頭でございました。

113ページ、2目林業基盤整備費でございます。支出済額4,061万5,548円でございます。この目は、林道及び治山事業に要する経費でございます。

備考欄、広域林道開設事業では、広域林道吾嬭山線の用地測量、用地購入費、県営林道工事負担金が主なものでございます。

治山事業につきましても、県営治山事業に伴います原形復旧工事及び県単独治山事業負担金でございます。

県単林道改良事業では、林道坂倉線の舗装工事を実施いたしました。

町単林道整備事業では、高橋・千沢線舗装工事ほか1路線の工事請負費と林道除草を4路線、路肩等修繕を4路線及び原材料支給に伴います機械借上料、工事材料費が主なものでございます。

115ページ、3目町有林管理費では支出済額418万2,736円でございます。この目は町有林管理に要する費用でございます。森林国営保険料、下刈り間伐などの町有林管理料が主なものでございます。

3項1目水産振興費では支出済額14万9,000円でございます。この目は水産振興のための補助金に要する経費でございます。水産事業補助金として吾妻漁業協同組合及び東吾妻町支部へ補助金の交付を行いました。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、7款商工費でございます。支出総額1億3,331万592円でございます。

1目商工総務費は支出済額が1,957万4,799円で、これは主に職員3名の人件費などでございます。

次ページをお願いいたします。

続きまして、2目商工振興費でございます。支出済額は5,844万6,967円で、主なものとしましては、住宅新築改修等補助金1,328万2,000円、町商工会活動補助金1,052万1,100円、商工会街路灯維持活動補助金として201万2,310円、企業誘致奨励補助金1,652万9,000円、群馬県信用保証協会保証料補助金201万6,959円、商工業経営振興資金利子補給1,046万7,190円などが主なものでございます。

続きまして、3目観光費でございます。支出総額が5,470万875円でございます。そのうち、観光管理費2,641万5,023円の主なものとしましては、町観光協会事業運営費補助金と

しまして1,750万円、ふるさと祭り事業補助としまして300万円、そのほか、すいせん祭りや盆踊り、MTBライド、岩櫃山紅葉祭などの実行委員会への補助でございます。

次ページ、119、120ページをお願いいたします。

観光宣伝事業では1,931万568円です。ぐんまちゃん家の観光物産展を初め各種観光キャンペーン、観光キャラバンなど観光宣伝に要した費用や、岩櫃山周辺の観光案内板8基の設置費用543万2,400円、岩櫃山平沢登山口の観光案内所施設設置工事として462万2,400円が主なものでございます。

次に、温川キャンプ場管理事業は、管理人賃金などの管理運営費のほか支障木伐採作業委託料などで293万7,688円、森林公園管理事業は、管理人賃金などの管理運営経費とテニスコートなどの補修修繕料などで474万9,658円でございます。

次のページ、121、122ページをお願いいたします。

公共施設等管理事業は、天神山公園の枯れ木の伐採委託料など天神山公園に係る管理費用として121万8,938円でございます。日本ロマンチック街道事業は、協会への負担金など6万9,000円でございます。

続きまして、4目消費者行政推進費58万7,951円は、国民生活センターから貸与を受けた食品の放射性物質検査機器の保守点検委託料24万8,400円、消費生活センター運営費として吾妻広域一部事務組合負担金33万6,000円でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 続きまして、8款土木費でございます。支出済額は6億300万6,900円でございます。

1項1目道路橋りょう総務費でございます。備考欄をごらんいただきますと、記載してございますように13名の職員の人件費等が主なものでございまして、その他原材料支給、また春・秋の道路愛護の保険料、道路台帳補正業務委託、関係機関の負担金が主なものでございます。

めくっていただきまして、123、124ページをごらんいただきたいと思います。

2目道路維持費でございます。支出済額が1億1,847万664円でございます。備考欄をごらんいただきたいと思います。道路維持費1億1,847万664円、同額でございますが、主なものとしましては、臨時職員1名の賃金と、町道、普通河川の維持管理及び測量設計業務委託や工事、業者、行政区に依頼している除雪・砂まき委託、原材料支給等の機械借上料でござい

ございます。また、県営土地改良事業負担金につきましては、榛名西麓地区の広域農道等を県に委託実施していただいております町負担金、また植栗中東地区で実施した水道工事後の舗装工事費分の負担金でございます。

次に、3目道路改良費、支出総額は1億1,957万4,455円でございます。備考欄をごらんいただきたいと思います。

道路改良費支出済額は6,799万9,301円、委託料につきましては、前年度から繰り越しをさせていただきました町道矢倉・沢尻線岩島橋橋梁予備設計ほか12の測量設計業務委託でございます。また、県単独補助事業で町道2181号西榛名相原地区ほか1路線の改良工事、舗装工事を実施いたしました。土地購入費及び補償金につきましては、町道三島・大戸線の物件補償の着手金でございます。

次に、ダム関連道路費でございます。支出済額は5,157万5,154円、町道松谷・六合村線の道路改良工事でございます。用地及び補償につきましては町が担当いたしましたが、工事につきましては群馬県へ委託し実施しております。

次に、4目橋りょう維持費でございます。支出済額3,098万6,243円、国庫補助金を含みます事業の中で橋梁の耐震補強、落橋防止等業務委託74橋及び補修を行うための業務委託3橋を発注した委託料でございます。

続きまして、2項都市計画費でございます。支出済額が696万5,926円、前年度平成26年度から繰り越しをさせていただきました都市計画道路見直し検討業務が主なものでございます。それ以外につきましては上部団体等の負担金でございます。

次に、広場管理費（建設課）というふうに記載してある部分でございます。支出済額が110万8,439円、これにつきましては群馬原町駅及びふくし・ふれあいロードの関連修繕費等でございます。

よろしく申し上げます

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、広場管理費地域政策課分20万5,297円はコミュニティー広場の管理費用でございます。

次に、2目都市公園費76万4,258円ですが、これは駅北土地区画整備事業地内の3カ所の街区公園の管理費用でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） 3 目下水道費でございますが、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金に362万3,000円、下水道事業特別会計繰出金で2億51万1,000円でございます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 続きまして、3 項住宅費でございます。支出済額1,968万4,172円でございます。

備考欄をごらんいただきたいと思います。公営住宅管理費、支出済額は1,947万4,513円、これにつきましては町営住宅の修繕、維持管理費及び町営住宅用地借上料が主なものでございます。

続きまして、2 目定住促進住宅管理費でございます。支出済額は20万9,659円、箱島地区にございます4 戸の住宅管理費でございます。

次に、3 目住宅管理費、これにつきましては平成27年度は木造住宅耐震診断がございませんでしたので、支出はございません。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、9 款 1 項 1 目消防費でございます。支出済額は3億3,982万1,780円でございます。この目では、消防団員310名分の消防団運営費及び消防施設整備費に伴う経費、それと広域消防費の負担金でございます。施設整備事業に伴う経費でございますが、防火水槽設置工事を3 基行いました。太平、貫井、西榛名地区の3 基でございます。また、小型ポンプ積載自動車を購入いたしました。第5分団第1部新巻の小型ポンプ車の購入となります。

続きまして、134ページの水防費になりますが、水防費については支出がございませんでした。

3 目防災費でございますが、支出済額は614万6,772円でございます。この目では防災行政無線の維持管理費が主なものでございます。また、前年度において地域防災計画の見直しとハザードマップを作成しており、本年度は前年度に比べて大きく減額となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） お世話になります。

続きまして、ページ中ほど、10款教育費について説明させていただきます。

10款教育費は、支出済額11億2,107万6,870円でございます。

1項1目教育委員会費でございますが、教育委員会の運営経費でございます。この目は教育委員の報酬及び経常経費で、支出済額が193万5,721円でございます。

続きまして、2目事務局費です。支出済額が2億251万7,006円でございます。

135、136ページ、備考欄をごらんください。主なものといたしまして、事務局費は非常勤職員2名、特別職1名及び一般職24名の人件費及び経常経費でございます。

136ページ中ほどにございます入学祝金612万円は、町内小学校入学児童88名、中学校入学生徒113名、特別支援学校2名、あと私立中学に入学された1名、計204名に1人3万円を支給したものでございます。

また、入学祝金の下の方になりますけれども、学校情報漏えい対策環境構築委託516万2,400円につきましては、各小・中学校の教職員が使用しておりますパソコンに情報漏えい対策を施した経費です。備品購入費につきましては、施設担当用の軽自動車等の購入費でございます。

備考欄下段の緊急スクールカウンセラー等派遣事業につきましては、原町小学校、東吾妻中学校の被災児童・生徒に対するカウンセラーの配置に係る費用でございます。

続きまして、3目教育研究会費、支出済額は35万7,626円でございます。調査研究、教育関係職員の研修及び研究紀要の印刷に要した費用でございます。不用額につきましては、講演会の講師の謝金、印刷費等が予定より少なく済んだことにより不用額が出ております。

137ページ、138ページ、4目通学バス運営管理費では支出済額1億4,203万9,749円でございます。原町小学校を除く4小学校、中学校の17路線、15台のスクールバス運行及び管理に要した経費でございます。備考欄中、スクールバス目的外使用借り上げにつきましては、主に遠足や部活動に係る経費でございます。

5目給食センター運営管理費でございますが、支出済額2億181万9,267円でございます。備考欄の給食調理場運営管理費では、職員12名、臨時職員18名分の人件費と、給食センター運営の経常経費及び賄材料費が主なものでございます。

139、140ページ、6目外国青年招致事業費では支出済額が916万7,662円でございます。外国語指導助手2名分の報酬と経常的な経費でございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、支出済額8,805万875円でございます。管内5小学校の学校管理運営に必要な経費でございます。

141、142ページ、備考欄をお願いいたします。7節の賃金は、講師3名、マイタウンティーチャー8名、特別支援員2名、特別非常勤講師1名分でございます。11節需用費では、各小学校の消耗品、光熱水費、修繕料などでございます。

143ページ、144ページ、備考欄上から6行目、原町小学校校庭整備実施設計業務委託410万4,000円は、ことしの6月定例会で議決をいただいた工事の実施設計委託でございます。

また、備考欄、中ほどをお願いいたします。原小玄関アプローチ改修工事、太田小車椅子対応改修工事などが工事請負費の主なものでございます。

145、146ページの原町小学校から147、148ページ、149、150ページの東小学校まで、各学校ごとの経費でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、2目教育振興費ですが、支出済額2,257万4,579円でございます。小学校の教材・教具、就学援助関係の費用でございます。20節の扶助費でございますが、就学援助費につきましては19名と被災児童1名、特別支援教育奨励費については12名でございます。

151、152ページにかけて学校ごとの経費がございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、3目小学校施設整備費、支出済額1億2,822万5,665円でございます。旧坂上中学校校舎を小学校校舎に改修するために要した経費でございます。

3項中学校費、1目学校管理費でございます。支出済額5,652万8,352円でございます。東吾妻中学校の学校管理運営に必要な費用でございます。2節給料から7節賃金、9節旅費は、講師1名、臨時職員の講師1名、マイタウンティーチャー4名、英語の特別非常勤講師1名分の人件費でございます。

費目ごとの詳細は、153、154ページ、155、156ページ、157、158ページに記載してございますので、後ほどごらんください。

基本的に、この1目学校管理費は27年度に開校した東吾妻中学校の管理に要する経費ですが、一部は残処理のため旧中学校に関する費用も含まれております。ご理解をお願いします。

続きまして、157、158ページ、2目教育振興費、支出済額791万5,203円につきましては、中学校の教材・教具、就学援助関係の費用でございます。20節の扶助費でございますが、就学援助費につきましては16名、被災生徒1名、特別支援教育奨励費については9名分でございます。

続きまして、159、160ページをお願いいたします。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費でございます。町内 5 幼稚園の共通的な幼稚園管理運営に必要な費用で、支出済額が 1 億 7,152 万 3,449 円でございます。1 節の報酬から 7 節賃金、9 節旅費まで、非常勤職員として園長 2 名、職員 18 名、臨時職員 6 名、支援員 8 名、預かり保育臨時教諭 1 名分の人件費でございます。11 節需用費では 5 つの幼稚園の消耗品、光熱水費、修繕料などで、15 節工事請負費では太田幼稚園駐車場舗装工事 389 万 8,800 円が主なものでございます。

161、162 ページの原町幼稚園から 163、164 ページ、165、166 ページまで幼稚園ごとの経費でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

165、166 ページ中ほど、2 目教育振興費、支出済額 156 万 5,304 円でございます。各幼稚園の教材・教具等の費用でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、支出済額 704 万 6,314 円でございます。社会教育委員報酬 7 名分を初め社会教育の経常的経費でございます。主なものといたしましては、19 節の負担金、補助及び交付金で社会教育関係団体への補助金、社会教育関係機関への負担金がございます。

167、168 ページの備考欄にございます成人式事業、放課後子ども教室推進事業の経費も含まれております。

続きまして、2 目公民館費でございます。支出済額は 1,723 万 1,365 円でございます。

備考欄をごらんください。中央公民館運営費につきましては、中央公民館の運営に係る経常的経費が主なものでございます。169、170 ページ備考欄上から 6 行目、玄関・ポーチ改修工事 98 万 2,800 円などが含まれます。

備考欄の高齢者教室事業から公民館読書推進事業につきましては中央公民館の自主事業に要した費用でございます。太田公民館運営費から始まりまして 172 ページ、174 ページの東公民館運営費までは、各地区公民館の施設の維持管理及び運営費並びに事業に係る経費でございます。

最後にブックスタート事業が記載してありますけれども、これは中央公民館事業でございます。

続きまして、3 目文化財保護費は支出済額 1,296 万 9,580 円でございます。文化財保護費は、文化財調査委員報酬 9 名分や指定文化財保存管理及び伝統芸能活動団体の補助金等が主なものでございます。

備考欄の中ほど岩櫃城跡保存整備事業では、国・県の補助を受け、岩櫃城跡の今後の保存

活用研究のために要した費用でございます。また、城下町地区の発掘調査の経費などが含まれております。

続きまして、173、174ページの一番下になりますけれども、4目青少年対策費は支出済額100万2,309円でございます。

175、176ページの備考欄をごらんください。青少年対策費としては、青少年育成推進委員の活動費及び子ども会育成団体への補助金が主なものでございます。杉並区との交流事業では、町内の小学4年生から6年生の24名が杉並区と東吾妻町の両会場で交流を行った経費でございます。

続きまして、5目発掘調査費、支出済額857万5,605円でございます。この発掘調査費につきましては、下郷古墳群調査委託料399万6,000円が主なもので、その他、文化財整理室の維持管理に要する経費がございます。

町内遺跡分布調査事業では、国・県の補助を受け、町内の遺跡の埋蔵文化財包蔵地の分布調査を原町地区で行いました経費でございます。

続きまして、6目保健体育費、1目保健体育総務費ですが、支出済額は1,537万8,946円でございます。

備考欄をごらんください。スポーツ推進委員13名の報酬及びスポーツ振興に係る経常経費と、177、178ページ、19節負担金、補助及び交付金では、東吾妻町スポーツ協会を初めスポーツ振興団体に対する補助であります。

健康管理対策事業につきましては、管内の園児・児童・生徒及び教職員の健康診断に要した経費でございます。

郡民体育祭事業ですが、高山村をメイン会場に開催されました第54回吾妻郡民体育祭参加のために要した費用でございます。

続きまして、2目学校開放事業費でございます。支出済額137万5,290円でございます。管内各学校校庭及び体育館を一般町民に開放しておりますが、これに要する経費で、主なものは電気料でございます。

3目施設管理費ですが、支出済額2,327万7,003円でございます。社会体育施設管理事業は、町スポーツ広場、あづま総合運動場、町民体育館等の社会体育施設の維持管理に要する費用でございまして、主なものは電気料、施設管理委託料、町民体育館トイレ設置工事、スポーツベンチ購入などでございます。

179、180ページ備考欄をごらんください。公園等管理事業は、地域政策課所管と教育課

所管の部分に分けて記載がありますけれども、教育課で一括して説明させていただきます。

地域政策課関係では、岩井親水公園、あづま親水公園、おかのぼり公園など計9施設の維持管理費用でございます。教育課所管としては、スポーツ広場に複合遊具を設置する工事を実施いたしました。

以上、教育課関係決算の説明とさせていただきます。

なお、施策の実績につきましては91ページから98ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 179ページ、11款1項農林水産業施設災害復旧費は、災害がなかったために支出がありませんでした。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 同じく2項土木施設災害復旧費でございます。2目の道路復旧費としまして支出済額1万4,920円を支出しております。これにつきましては災害関係の図書購入費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 12款の公債費でございますが、合計で10億3,405万3,095円の償還をしております。元金として9億654万1,999円、利子として1億2,751万1,096円の償還をしております。

13款の諸支出金の支出済額2,000万円でございますが、水道事業会計への補助金でございます。

14款の予備費でございますが、511万4,000円を流用させていただいております。

以上、歳出合計ですが、予算現額が94億2,718万2,000円、支出済額が87億8,491万6,678円、繰越明許費が2億5,206万8,000円、不用額が3億9,019万7,322円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が92億7,786万9,033円、歳出総額が87億8,491万6,678円、歳入歳出差引額4億9,295万2,355円でございます。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰

越額が7,458万7,000円、実質収支額、いわゆる繰越金が4億1,836万5,355円になります。

ここの中で、実質収支に関する調書中の繰越明許費繰越額が、182ページ、前のページの繰越明許費の額2億5,206万8,000円と、額で1億7,748万1,000円ほどの違いがございます。この違いでございますけれども、182ページに記載の額につきましては未収入の特定財源を含めての額になっておりますが、実質収支に関する調書中の額は未収入の特定財源を含めない一般財源のみの額となっておりますので、額に定めているものでございます。これにつきましては、6月議会の中で一般会計繰越明許費計算書が配付されておりますので、そちらを後ほどごらんになっていただければというふうに思います。

続きまして、184から186ページが財産に関する調書でございます。

187ページが基金の明細、188ページが物品、一番下の4の債権でございますが、債権放棄の議会議決をいただいておりますので減額の調整になっております。

以上で一般会計の決算に関する説明を終了させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、監査報告について報告いたします。

審査につきましては、7月11日から8月8日までの15日間、青柳委員と2人で審査を行いました。この間、町の職員の皆様方には、暑い中にもかかわらずいろいろとご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、一般会計の審査結果に入る前に監査の全体的な話をちょっとさせていただきます。

まず、審査の方法につきましては、審査は一般会計、それから国民健康保険特別会計、後期高齢者の医療特別会計、介護保険の特別会計、それから地域開発事業特別会計、下水道事業の特別会計、簡易水道の特別会計、それから水道事業会計につきましては歳入、それから歳出決算について行ったわけであります。

審査の方法は、決算の数値が正確であるかどうかということ、それから、予算の執行に当たりましては議会の議決にのっとりまして適正かつ効率的に実施されているかどうかということ、それから会計の経理につきましては関係法令に適合して処理されているかどうかとい

うこと、それから財産の処分及び管理は適切に行われているかどうか、それから事業の執行は適切に実施されているかどうか、こういった点に主眼を置きまして、決算書、手元にあると思いますけれども、それから関係諸帳簿その他証拠書類等を照合するとともに必要な書類の提出を求め、関係する課長さん等に出席をいただいて説明を伺いました。なおかつ、現地調査、それから毎月行っております例月検査、この結果も考慮に入れまして、審査を行ったわけであります。

審査の結果ですけれども、まず全体を通して計数については正確であったということ、予算の執行につきましてはおおむね適切に、効率的に実施されたということであります。おおむねについては、先年も質問がありましたけれども、議会の議決にのっとってきちんと処理されていなければ、例えば不用額があったりとか、未処理があったりとか、不納欠損があったりとか、それ以外にもいろんな手続等が適切にうまく処理できていなかったりとか、そういったいろんなことがありましたので、そういった点からおおむね適正という言葉を使わせていただいております。

それから、会計の経理事務につきましてもおおむね適正に処理されていたということであります。

それから、財務に関する事務については適正に処理されておりました。

それから、17の事案につきまして現地調査を行いました。これについてもおおむね適切に実施されていたということ。

以上の点から総合的に非違の点は特には認められなかったということであります。

しかしながら、やはり今後の事業の執行を考えるときには恒久改善を要すると思われるようなことが幾つかございましたので、その点について若干触れさせていただきます。

午前中からの説明の中にも幾つかありましたけれども、まず1点目は不納欠損、それから収入未済、これについては前年に比べて大幅にふえております。特に町税について約1,000万円ぐらい不納欠損処理を行っております。それから国民保険税、これ事業勘定ですね、これにおいてもやはり不納欠損処理を行っているということで、複数の会計におきまして不納欠損処理が行われているということであります。

これは、当然のことながら、税を負担している人、それから使う人、こういった人にとっては、やはり自主財源の確保と負担の公平性、こういったものを考えていった場合には容認しがたい問題であるというふうに思います。

これについては、地方税法に基づいて、たしか15条だと思ったんですけれども滞納処分の

停止を行って、なおかつ納税義務の消滅をさせている。こういったことに対する町としての判断あるいはそこに至った経緯、こういうものについてきちんと町民に説明をし、理解を求めていく必要があるだろうというふうに思っております。

それ以外にも、特に収入未済の中で雑入だったと思いますけれども、約1,000万円近い未収金があります。これもややもすると同様の事案になりかねないというふうなことがありますので、こういったことについて、きちっとした処理なり交渉経過を取りまとめるなりしてきちんと処理をしていく必要があるだろうというふうにも思っておりますし、また特に税につきましてはこういったものの縮減に努めていただきたいということでもあります。

それから、町が実施しております単独補助金があります。これは一般会計も特別会計もあるんですけれども、これについても、活動そのものについてきちんと行われておりますので、支出することについては問題ないと思うんですけれども、ただこれを実施するに当たっては、関係する規則ですとか要領ですとか要綱があると思いますけれども、それに基づいてきちんと適切に予算執行していかなくちゃならないということになっておりまして、ただそれが場合によってはちょっと不十分で、早く言えば額が確定しないで、細かな話になって恐縮なんですけれども、概算払いをやったりとか、そういったことが若干見受けられるというようなことがありますので、その辺については今後きちんとした、きょう課長さんおりますけれども、課長段階できちんと審査についてチェックをするということで十分防げることだろうというふうに思いますので、活動そのものに対する実績は特に問題ありませんので、支出をしたことについては特に指摘はしませんけれども、そういったことがちょっと感じられたということですね。

あとは、一つこれは監査委員からのお願いなんですけれども、現地調査をやってみた中で、下郷の古墳群の71号の古墳発掘したものをを見せていただきました。それで、話によると、これは日本の考古学の世界においても非常に貴重な、直刀であつたりとか馬具だとかくつわ一式とかいろんなものが出土しておりますので、見させていただいたんですけれども、ただ通常のこういったところに常温で保管しているような状況だということなので、あれはやっぱり空気にさらされるとどんどん酸化したりとか傷んでいくというようなことがありますので、それこそ世界に誇るような一つの町の財産だというふうに思いますので、これについては一刻も早く専門家の方々に保存処理の方法を伺ってそれなりの保存処理をして、また、今後のことを考えれば展示とかそういったことも視野に置きながらいろいろ考えていただければというふうに思っておりますので、特にそんなことを感じました。詳細については町長のほうに

報告してありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、認定第1号の平成27年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算の審査結果の報告についてということであります。

地方自治法の第233条第2項の規定によりまして、別冊の決算書に基づいて会計書類、証拠書類等と照合を行った結果、決算書は関連法令に準拠して処理されており、計数は正確である、また、予算執行についてはおおむね適正であると認められました。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後2時15分とします。

（午後 2時02分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時15分）

◎認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第9、認定第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定の決算につきましては、歳入総額22億7,148万7,600円、歳出総額21億7,934万4,263円、歳入歳出差引額9,214万3,337円となり、翌年度へ繰り越し

いたしました。

まず、歳入の主なものですが、国民健康保険税 3 億8,714万6,811円、国庫支出金 4 億297万2,745円、県支出金 1 億1,875万5,628円、療養給付費交付金9,831万3,219円、前期高齢者交付金 5 億3,566万7,626円、共同事業交付金 4 億3,991万1,194円、繰入金 1 億3,386万1,053円、繰越金 1 億5,290万7,740円、以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出ですが、保険給付費12億9,194万7,452円、後期高齢者支援金等 2 億3,059万3,865円、介護納付金 1 億255万8,301円等が歳出の主なものでございます。

続きまして、施設勘定について説明を申し上げます。

施設勘定の決算につきましては、歳入総額9,700万1,544円、歳出総額8,973万5,713円、歳入歳出差引額726万5,831円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

まず歳入ですが、診療収入として6,828万7,117円、県支出金642万円、また繰入金として897万8,000円が主なものでございます。

続いて歳出ですが、総務費4,282万3,331円、医業費4,310万9,796円が主なものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

7 ページをごらんください。

事業勘定から事項別明細書により説明いたします。

1 款の国民健康保険税ですが、収入済額 3 億8,714万6,811円、不納欠損額297万1,200円、収入未済額につきましては5,609万9,657円です。

内訳といたしまして、1 項 1 目の一般被保険者国民健康保険税、収入済額 3 億6,083万5,462円、それと 2 目の退職被保険者等国民健康保険税として収入済額2,631万1,349円でございます。それぞれの内訳につきましては備考欄のほうをごらんください。

2 款の使用料及び手数料で 1 万9,500円、督促手数料でございます。

3 款の国庫支出金 4 億297万2,745円ですが、1 項国庫負担金としまして 2 億9,348万9,745円でございます。

次のページをお願いいたします。

内訳としまして、1目の療養給付費等負担金、それと2目の高額医療費共同事業負担金及び3目の特定健康診査等負担金でございます。

2項の国庫補助金でございますが、1億948万3,000円で、1目の普通財政調整交付金及び2目の特別財政調整交付金でございます。

4款の県支出金は1億1,875万5,628円でございます。1項県負担金としまして1,529万7,628円、それと高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金となります。

2項の県補助金ですが、1億345万8,000円です。内訳は財政健全化補助金及び財政調整交付金でございます。

11ページのほうをお願いいたします。

5款の療養給付費交付金9,831万3,219円、退職者等医療給付費に係る交付金でございます。

次の6款の前期高齢者交付金5億3,566万7,626円ですが、これにつきましては前期高齢者の偏在による保険者間の負担の均衡を調整するためのものでございます。

7款の財産収入2万289円、基金の積立金利子でございます。

8款の共同事業交付金4億3,991万1,194円で、共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金でございます。

9款の繰入金として1億3,386万1,053円でございます。内訳としまして、1節の保険基金安定繰入金から次のページになりますが5節の事務費繰入金まで、これにつきましてはそれぞれ法令等の基準に基づいた繰入金でございます。

10款の繰越金につきましては1億5,290万7,740円でございます。

11款諸収入191万1,795円、1項の延滞金及び過料と2項の雑入でございます。

以上で歳入合計が22億7,148万7,600円でございます。

続いて、歳出を説明いたします。

15ページをお願いいたします。

第1款の総務費ですけれども、第1項の総務管理費から第3項の運営協議会費まで、支出済額で819万8,234円、主に経常的な経費でございます。

2款の保険給付費、支出済額12億9,194万7,452円で、内訳といたしまして、1項1目の一般被保険者、次のページになりますが、療養給付費分で10億6,640万2,483円、そのほか2目の退職被保険者等療養給付費から5目の審査手数料でございます。それぞれ受診

件数等については備考欄のほうをごらんいただきたいと思います。

2項の高額療養費ですが、1億5,657万6,866円、自己負担額の基準を超えた分に対して支給するもので、これについても件数等につきましては備考欄をごらんください。

3項の移送費につきましては支出はありませんでした。

次の19ページのほうをお願いいたします。

4項の出産育児諸費につきましては420万2,100円で、出産件数10件でございました。

5項の葬祭費は210万円で、件数は42件でございます。

次に、3款の後期高齢者支援金等2億3,059万3,865円、支援金と事務費の拠出金でございます。

それから、4款の前期高齢者納付金等は15万1,058円でございます。

それから、5款の老人保健拠出金、次のページになりますけれども1万504円で、事務費分ということになります。

6款の介護納付金1億255万8,301円で、2号介護被保険者は1,553人でございます。

7款の共同事業拠出金4億8,543万5,208円、共同事業拠出金及び保険財政共同化安定事業拠出金で、高額な医療費による市町村の国保財政の急激な影響の緩和と安定化を図るための制度でございます。

8款の保健事業費1,940万5,272円で、1項の特定健康診査等事業費と、次のページになりますけれども、2項の保健事業費ですけれども、特定健診の業務委託料、また医療費の通知や人間ドックの委託料等でございます。

次の9款の基金積立金は2万289円、基金の利子分でございます。

10款の諸支出金4,102万4,080円、1項の償還金及び還付加算金として、税の還付金や、あと負担金等の精算に伴う返還金でございます。

2項の繰出金につきましては国保の施設勘定への繰出金でございます。

次の3項の指定公費負担医療費立替金は11万1,725円でした。

25ページになりますけれども、11款の予備費の支出はございませんでした。

以上で歳出の合計が21億7,934万4,263円でございます。

次が27ページになりますけれども、実質収支に関する調書ですが、実質収支額が9,214万3,337円でございます。

28ページは財産に関する調書、基金残高ですが8,073万6,448円でございます。

以上が事業勘定でございます。

続きまして、施設勘定の説明で、施設勘定の5ページをごらんください。

1 款の診療収入、収入済額で6,828万7,117円でございます。1 項の外来収入と2 項のその他診療収入です。内訳につきましては備考欄のほうをごらんください。

2 款の使用料及び手数料41万5,490円で、往診車の使用料と診断書等の作成の手数料でございます。

3 款の県支出金642万円、へき地診療施設運営費の補助金等でございます。

4 款の繰入金897万8,000円で、次のページになりますが、一般会計繰入金及び事業勘定からの繰入金でございます。

5 款の繰越金は1,256万4,476円でございます。

6 款諸収入33万6,461円、特定健康診査等の収入と、雑入として衛生材料等の売却による収入等でございます。

以上で歳入合計が9,700万1,544円でございます。

次が9 ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款の総務費ですが、支出済額4,282万3,331円、職員人件費と、施設管理費として主に診療所の維持管理に係る費用、また研究研修費として学会等への研修旅費や負担金等でございます。

2 款の医業費、支出済額4,310万9,796円、1 項1 目医業管理費では主に、備品購入として内視鏡の洗浄機とA E D等の購入をいたしました。

次の11ページのほうをごらんください。

ここの2 目から5 目ですけれども、主なものとしましては、2 目の医療用機械器具費で酸素ボンベリース料や、4 目の医薬品衛生材料費として医薬品の購入代金などがございます。

3 款の公債費380万2,586円、償還金元金及び利子でございます。

以上で歳出合計8,973万5,713円でございます。

続いて、13ページになりますけれども、実質収支に関する調書ですけれども、実質収支額726万5,831円となりました。

次の14ページにつきましては財産に関する調書ですので、ごらんいただければと思います。

以上で国民健康保険の事業勘定と施設勘定の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、決算書に基づいて会計書類、それから証拠類等と照合を行った結果、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確である、また、予算執行についてはおおむね適正であると認められました。

このおおむねの内容なんですけれども、施設勘定は問題ないんですけれども、特に事業勘定においてやはり保険税の不納欠損があったりとか収入未済が約5,600万円ほどあるというようなこともありますので、事業の健全な運営を考えてみた場合には、こういった保険税の滞納縮減に今後ともより一層努めていただきたいということを申し添えたところであります。

平成28年8月4日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第10、認定第3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額 1 億8,443万2,982円、歳出総額 1 億8,373万1,296円、歳入歳出差引額70万1,686円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 1 億1,546万500円、繰入金6,709万2,958円でございます。

歳出の主なものは、総務費280万9,541円、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億8,050万1,755円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書で説明させていただきます。

まず、第1款の後期高齢者医療保険料ですが、収入済額 1 億1,546万500円、収入未済額 23万5,200円で、収納率は99.8%でございます。

2 款の繰入金ですが、1 項一般会計繰入金6,709万2,958円、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金でございます。

3 款諸収入136万8,712円、1 項の雑入として72万5,412円、広域連合納付金の精算に伴う返還金と人間ドックの助成金でございます。それと、2 項1 目の保険料還付金64万3,300円でございます。

4 款繰越金、次のページをお願いいたします、51万812円でございます。

以上で歳入合計が 1 億8,443万2,982円でございます。

続いて、9 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費、支出済額280万9,541円、1 項 1 目一般管理費として97万5,252円、2 項 1 目徴収費183万4,289円、これにつきましては、ともにシステムの保守料や業施委託料ほか経常的な経費でございます。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金として1 億8,050万1,755円、保険料と基盤安定及び事務費に係る負担金でございます。

3 款の保健給付事業費42万円、人間ドック助成事業費でございます。

4 款については支出はありませんでした。

次の11ページですが、以上で歳出合計1 億8,373万1,296円でございます。

13ページが実質収支に関する調書ですが、実質収支額は70万1,686円でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について報告させていただきます。

地方自治法の第233条第2項の規定により、決算書に基づいて会計書類、証拠書類等と照合を行った結果、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確である、また、予算執行についてはおおむね適正であると認められました。

特に高齢者については問題はなかった。ただ、収支未済がまだ若干あるということで、これについてはかなり縮減に努められているということです。今後ともこういったことを引き続きやっていただければというふうに思っています。

平成28年8月8日、東吾妻町代表監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第11、認定第4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

介護保険の財源内訳は明確になっており、歳出のほとんどを占める保険給付費につきましては介護保険料と公費負担で折半する仕組みとなっております。

今年度の歳入総額は15億1,549万5,824円、歳出総額は14億6,967万7,608円で、歳入歳出差引額は4,581万8,216円となりまして、翌年度へ繰り越しとなります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

なお、議案書の一部訂正を求められており、これを許可いたしましたので、あわせて説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(橋爪克敏君) お世話になります。

説明に入らせていただく前に、大変申しわけございませんが、議案書につきまして一部誤りがございましたので訂正をお願いいたします。

事項別明細書7ページをお願いいたします。

歳入の5款2項3目地域支援事業交付金の括弧内、「介護予防・日常生活支援総合事業以外」となっておりますが、この「以外」という文字を削除をお願いしたいと思います。

また、節の区分欄も同様に「以外」の削除をお願いいたします。

同様に、9ページをお願いします。

7款1項6目、同じく「地域支援事業繰入金(介護予防日常生活支援総合事業以外)」となっております。この「以外」という文字を削除をお願いします。

節区分欄の括弧内も同様に「以外」の削除をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それではご説明申し上げます。

介護保険につきましては、提案理由にもありましたように、財源の負担割合が介護保険法により定められております。保険制度であり、保険給付費の半分は保険料で賄い、残り半分为国・県・町が負担することになっております。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

主なもののみ説明させていただきます。

歳入、1款の保険料は、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料です。平成27から29年度の第6期の基準額は年額5万8,700円で、この基準額をもとに所得に応じた9段階となっており、最高額はこの基準額の1.7倍、最少額は0.45倍です。詳しいことは施策の実績39ページ以降にありますので、ごらんいただきたいと思います。

保険料の徴収は、原則、年金からの天引きによる特別徴収ですが、天引きできない方は普通徴収となります。

保険料収入は前年度比33.7%増の2億9,818万671円となりました。収入未済額につきましては、普通徴収の45人で、185万3,929円となっております。また、滞納繰越分134万4,900円のうち32万100円の不納欠損処理をさせていただきました。保険料収納率は前年度と同様の99.3%となりました。

3款1項の国庫負担金2億7,124万390円ですが、これは介護給付費に対する法定負担分となります。

2項の国庫補助金ですが、1目の調整交付金1億1,354万4,000円は、保険給付費の3から11%の範囲内で調整されて交付されます。今年度は8.25%の交付となりました。2目、3目の地域支援事業交付金も補助割合が定められております。4目の介護保険事業費補助金は、制度改正に伴うシステム改修費189万円となります。

7 ページをお願いします。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで暫時休憩をとります。

福祉パレードに対応される方は大会議室のほうへお願いします。

（午後 2 時 4 8 分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 3 時 1 9 分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは7 ページをお願いいたします。

5 目は、3 月から実施の総合事業の地域支援事業交付金 2 万 5, 400 円となります。

4 款 1 項の支払基金、1 目の介護給付費交付金 3 億 9, 815 万 5, 000 円ですが、これは第 2 号被保険者の保険料です。第 6 期から保険負担割合は 1 %減の 28 %になり、2 目の地域支援事業交付金も同様でございます。

5 款 1 項の県負担金、1 目の介護給付費負担金 2 億 428 万 7, 680 円ですが、これも介護給付費に対する県の法定負担分でございます。

2 項の県補助金の地域支援事業交付金も、それぞれの補助割合に応じた交付となっております。

6 款の財産収入は、介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

9 ページをお願いします。

7 款の繰入金、1 項の一般会計繰入金 2 億 22 万 6, 721 円は、保険給付費に対する法定負担分 12. 5 %と介護認定審査会経費などの事務費分でございます。

8 款の諸収入、1 目雑入の第三者納付金は、交通事故による納付金返戻 52 万 1, 822 円でございます。

11 ページをお願いします。

9 款の繰越金はごらんのとおりでございます。

歳入合計は前年度比 4 % 増の15億1,549万5,824円となりました。

続きまして、13ページの歳出をお願いいたします。

1 款の総務費、支出済額1,933万8,502円は事務的経費です。

1 項の総務管理費は一般事務費、2 項の介護認定審査会費は認定調査、審査に要する経費、3 項は保険制度の普及費、4 項は保険料の賦課徴収の経費でございます。

2 款の保険給付費ですが、前年度より 1.6 % 増の14億2,363万3,845円で、会計全体の 96.9%を占めております。

15ページをお願いします。

1 項の介護サービス等諸費、支出済額12億8,917万2,284円は要介護者が利用したサービス費で、その内訳が 1 目から 6 目までとなります。

中ほど、2 項の介護予防サービス等諸費、支出済額5,949万6,732円は要支援者が利用したサービス費であり、その内訳が 1 目から17ページの 5 目までとなります。

次の 3 項のその他諸費、4 項の高額介護サービス等費、5 項の高額医療合算介護サービス等費はごらんのとおりでございます。

6 項の特定入所者介護サービス費ですが、これは、低所得者対策の一環として施設入所者で所得の低い方は食費と居住費の実費負担分が軽減されます。限度額を超えた分は介護保険から給付されますので、この給付額が4,903万9,640円となりました。

3 款の基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金でございます。

19ページをお願いします。

4 款の地域支援事業費、支出済額366万9,547円ですが、介護予防に関する支援が主で、地域包括支援センターで実施しております。

21ページ、5 款の諸支出金は、前年度死亡等に伴う保険料の還付金と、前年度分精算に伴います支払い基金等、国庫への返還金でございます。

続きまして、23ページをお願いします。

歳出合計は前年度比2.5%増の14億6,967万7,608円となり、25ページをお願いします、実質収支額は4,581万8,216円となります。

26ページの財産に関する調書は、介護給付費準備基金の状況でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算審査についての報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合を行った結果、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった、また、予算執行についてはおおむね適正であると認められたということであります。

この介護保険についても、国保と同じようにやはり毎年30万円前後ぐらいは不納欠損がある。それに伴って収入未済も180万円から200万円ぐらいあるということがありますので、縮減にはかなり努力をしているということですが、引き続き縮減に努力されたいということをお願いいたします。

平成28年8月8日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第12、認定第5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は6,657万322円、歳出の総額は6,621万8,115円でございます。歳入歳出差引額は35万2,207円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） それでは、地域開発事業特別会計についてご説明させていただきます。

初めに、6ページをごらんください。

歳入の部からお願いいたします。

1款分担金及び負担金ですが、収入済額35万円、情報通信事業施設加入負担金の7件分でございます。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額422万3,000円、713件分です。滞納繰越分は4万2,000円、6件分でございます。

4款繰入金ですが、5,948万7,000円で、宅地造成事業一般会計繰入金661万7,000円、情報通信事業一般会計繰入金5,278万5,000円、次のページになりますが、発電事業一般会計繰入金8万5,000円でございます。

繰越金ですが、34万4,049円でございます。

6款諸収入は、収入済額212万4,273円で、光ファイバー芯線貸付料でございます。

歳入合計といたしまして6,657万322円でございます。

10ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款事業費ですが、支出済額1,112万6,377円で、内訳として、1項宅地造成事業費は5万7,680円で、内訳としまして消耗品費でございます。

2項情報通信事業費は、施設管理費として1,098万5,920円でございます。主なものは施

設保守管理委託料226万8,000円、新規引き込み工事6件で244万7,280円、支障移転工事費3件で248万4,000円等でございます。

3項発電事業費は、消耗品2万8,770円と発電事業用地借用代5万4,007円でございます。

2款公債費でございますが、支出済額5,509万1,738円、内訳といたしましては、元金・利子を合わせまして情報通信施設事業で4,855万1,054円、宅地造成事業で654万684円でございます。

歳出合計といたしまして6,621万8,115円でございます。

13ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が6,657万322円、歳出総額が6,621万8,115円、歳入歳出差引額35万2,207円です。実質収支額も35万2,207円です。

14ページの財産に関する調書につきましては後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） 認定第5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算審査についての報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合を行った結果、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確である、また、予算執行についてはおおむね適正であると認められました。

歳入については問題ないんですけれども、歳出について執行率が約86.25%ぐらいであるということがありましたので、執行については適正処理されているんですけれども、そういった執行率が低いというようなことがありましたので、当該年度の事業計画を適正に管理した上で必要に応じて補正予算編成することも検討されたいというようなことでございます。

平成28年8月8日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第13、認定第6号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第6号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は5億2,345万496円、歳出の総額は5億337万8,545円でございます。歳入歳出差引額は2,007万1,951円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） 下水道事業特別会計について説明させていただきます。

それでは、5ページ、6ページ以降の事項別明細書の説明からさせていただきます。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金でございますけれども、収入済額で671万2,400円です。内訳につきましては、農業集落排水分担金が179万2,000円、公共下水道負担金が492万400円となります。

2 款使用料及び手数料でございますが、収入済額で 1 億7,194万5,589円となります。内訳でございますけれども、1 目公共下水使用料が4,752万3,339円、2 目浄化槽使用料が設置時使用料を含めて9,402万3,402円、3 目農業集落排水使用料が箱島岡崎地区、岩下矢倉地区合わせて3,040万1,848円となります。

3 款国庫支出金でございますが、収入済額で3,614万5,000円となります。内訳ですが、浄化槽整備事業国庫補助金でございます。

続いて、7 ページ、8 ページをお願いします。

4 款県支出金でございますが、収入済額で831万8,000円となります。内訳ですが、浄化槽整備県補助金等でございます。

5 款繰入金につきましては 2 億1,441万8,268円です。内訳ですが、一般会計繰入金が 2 億51万1,000円、浄化槽市町村整備推進事業減債基金からの繰入金が1,390万7,268円です。

6 款繰越金でございますが、前年度繰越金が764万780円となります。

7 款諸収入でございますが、収入済額2,147万459円です。内訳でございますけれども、先ほどの減債基金積立金の利子が 2 万5,975円、雑入として、1 節公共下水道事業雑入は管路施設等管理システム保守管理業務、指定店登録料等で15万3,100円と東京電力原子力発電所事故に伴う賠償金10万4,490円、2 節浄化槽整備事業で上信自動車道工事に伴う移設撤去工事補償金等32万3,395円と国道145号道路改築事業の補償金597万6,720円、3 節農業集落排水箱島岡崎地区の国道353号道路改築事業補償金1,352万1,600円と東京電力からの賠償金38万4,390円、そして4 節農業集落排水の岩下矢倉地区のポンプ修繕補償と東京電力からの賠償金合わせて33万2,190円の収入になっております。

続いて、9 ページ、10ページをお願いします。

2 目の駐車場等付帯工事費が64万8,000円となっております。駐車場の付帯工事につきましては、合併浄化槽15件の駐車場使用料の付帯工事を実施したものです。

8 款町債ですが、下水道事業債、過疎債、資本費平準化債を合わせて5,670万円でございます。

9 款寄附金でございますが、下水道事業推進寄附金として10万円の指定寄附がございました。

以上、歳入合計は 5 億2,345万496円となります。

続いて、11、12ページからの歳出をごらんください。

1 款総務費ですが、一般管理費ということで職員 5 名分の人件費と事務的な経常経費です。

続いて、2款建設費、1項1目建設事業費は8,733万3,865円です。これ以降につきましては各事業ごとにまとめてありますので、備考欄をごらんいただきたいと思います。

最初に、公共下水道事業費でございますが、777万7,304円です。備考欄中段の管渠築造工事設計委託料から5行下の管渠築造工事請負費までの合計751万377円が工事請負費となります。

次に、下から8行目の浄化槽整備事業費ですが、6,287万2,265円です。備考欄下から4行目の浄化槽設置工事請負費は、56基を設置しまして5,201万2,800円になります。備考欄最後の浄化槽排水設備工事費補助金として444万7,000円、33件分を支出しております。

13ページ、14ページをお願いします。浄化槽市町村整備推進事業減債基金積立金として、利子分と合わせて477万6,655円です。

次に、農業集落排水箱島岡崎地区は1,528万720円です。このうち上信道関連に伴う工事は、岡崎地区の管渠布設がえ工事設計委託料135万円、その下の管渠布設がえ工事1,217万1,600円です。その他は町事業で、新規取り付け管工事、マンホール高さの調整、舗装本復旧工事で合わせて174万3,120円が工事請負費となります。

続いて、岩下矢倉地区は全体額で140万3,576円で、備考欄下から5行目の舗装本復旧工事請負費及び新規取り付け管設置工事請負費を合わせて126万3,600円が工事請負費となります。

続いて、3款施設費、1項1目施設管理費の1億5,492万1,997円でございます。ここではそれぞれの施設の維持管理に要した修繕費や保守点検管理業務委託料などを計上してあります。

最初に、公共下水道事業ですが、3,019万387円で、27年度末の東吾妻町人口が1万4,727人で、公共下水道事業に対する水洗化人口は2,149人です。

備考欄5行目の施設制御装置修繕料72万4,744円と処理場ポンプ等修繕料10万3,680円は、吾妻浄化センターの施設内の修繕でございます。中段の処理場維持管理業務委託料の788万4,000円は、吾妻浄化センター維持管理の業務委託料でございます。その下の管渠維持管理業務委託料433万800円は、管渠延長約4.2キロの清掃とカメラ調査約0.8キロの維持管理業務委託料でございます。

その1行下のマンホールポンプ通報システム管理業務委託料84万9,657円は、22カ所のマンホールポンプ異常等通報等の業務委託料でございます。その下の汚泥運搬処理業務委託料458万4,120円は、吾妻浄化センターの汚泥運搬処分の委託料でございます。

続いて、浄化槽整備事業費の7,996万645円ですが、1,529基の保守点検を行いました。

15ページ、16ページをお願いします。

備考欄6行目、7行目の浄化槽保守点検業務委託料と浄化槽清掃業務委託料合わせて5,357万4,934円の保守点検委託料でございます。

次の農業集落排水箱島岡崎地区の2,591万798円ですが、箱島岡崎地区の水洗化人口は1,010人です。備考欄中段の処理場維持管理業務委託料の628万1,602円は、処理場を維持管理するための委託料でございます。その下の管渠維持管理業務委託料の450万9,000円は、管路維持のための業務委託料でございます。

次の農業集落排水岩下矢倉地区の1,886万167円でございますが、岩下矢倉地区の水洗化人口は690人でございます。先ほどの箱島岡崎地区と同様、施設の維持管理等となっております。今後の課題は接続率の向上にあります。

次のページ、17、18ページをお願いします。

4款公債費、1項公債費でございますが、元金・利子、償還を合わせて2億1,978万9,255円です。備考欄に元金・利子別の各事業ごとにまとめて計上されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に、5款予備費ですが、予備費の執行はありませんでしたのでよろしくお願いします。

以上、歳出合計5億337万8,545円で、執行率は95.86%となりました。

次の19ページは実質収支に関する調書でございます。

20ページからは財産に関する調書が記載されてございますので、ごらんください。

以上、簡単ですが、下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第6号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合を行った結果、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確である、また、予算の執行についてはおおむね適正であると認められました。

下水道会計については、先ほどこっちと説明がありましたけれども、健全な事業運営を考えてみた場合、引き続き汚水処理人口の、普及率の向上という言葉を使うらしいんですけれども、その向上にまずは努めていただくというようなこと、それから、やはり不納欠損額がわずかでありますけれども生じているというようなこと、それから毎年400万円近くの入収入未済があるというようなこともありますので、健全運営を考えてみた場合に普及率の向上なりこういった収入未済額の縮減に努めていただくことが必要かということで意見を申し添えてあります。

平成28年8月8日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第14、認定第7号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第7号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は7,169万1,917円、歳出の総額は6,848万5,202円でございます。歳入歳出差引額は320万6,715円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） それでは、簡易水道特別会計の説明をさせていただきます。

5 ページ、6 ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

歳入でございますが、1 款分担金及び負担金で、1 目簡易水道分担金として収入済額で62万7,480円の収入がありました。13ミリの加入分担金、5 戸分の新設と1 戸分の口径変更でございました。

次に、2 款使用料及び手数料の3,422万1,637円でございますが、これにつきましては水道使用料及び量水器の使用料ですが、内訳は現年分が3,286万4,011円、過年度分が135万7,626円でございます。

3 款繰入金につきましては、一般会計より1,149万2,000円の繰り入れでございます。

4 款繰越金につきましては、前年度繰越金として276万7,030円でございます。

5 款諸収入につきましては、収入の1,558万3,770円でございます。これは上信自動車道工事及び松谷地区鎌田沢砂防工事に伴う補償金として1,528万2,000円でございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

6 款町債でございますが、簡易水道事業債410万円と過疎債290万円、合わせて700万円でございます。

以上、歳入合計で7,169万1,917円となります。

続いて、歳出でございますが、9 ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

1 款簡易水道費、1 項1 目維持管理費5,385万2,499円ですが、これは施設全体の維持管理に係る費用で、ほとんどが経常的な経費でございます。

備考欄をごらんください。上から10行目の災害補償基金負担金までは職員1 名分の人件費でございます。16行目の簡易水道施設電気料でございますが、簡易水道施設17給水区と水源、それに配水池の電気料616万5,393円でございます。20行目の配水管等施設修繕料323万839円は、配水管の破裂や施設の修繕費などでございます。

備考欄の下から15行目の堀井戸水源ポンプ交換工事の702万円から6 行下の岡崎給水区配

水管布設がえ工事814万3,200円までが工事請負費で、合計2,235万5,352円となります。

11、12ページをお願いいたします。

次に、2款公債費でございますが、1目元金及び2目利子を合わせて1,463万2,703円になります。

以上、歳出合計が6,848万5,202円で、98.57%の執行率となりました。

13ページに実質収支に関する調書、14ページには財産に関する調書が記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、簡易水道特別会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） 認定第7号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算審査の結果についての報告を申し上げます。

地方自治法の第233条第2項の規定により、決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合を行った結果、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確である、また、予算執行についてはおおむね適正であるというふうに認められました。

この簡易水道会計につきましても、引き続き使用料の収入未済額の縮減に努力をされたいということを申し添えてあります。年間約270万円から300万円近い収入未済額がありますので、これの縮減に努めていただくということだと思います。

平成28年8月8日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第15、認定第8号 平成27年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第8号 平成27年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入では、営業収益1億7,587万3,229円、営業外収益3,721万5,745円で、水道事業収益が2億1,308万8,974円となります。

収益的支出では、営業費用1億5,844万8,201円、営業外費用3,579万8,659円、特別損失146万3,897円で、水道事業費用は1億9,571万757円でございます。

営業活動から生ずる未処分利益剰余金1,600万4,104円は減債積立金へ積み立てをいたします。

資本的収入では、負担金が3,199万420円で、資本的収入も3,199万420円となります。

資本的支出では、建設改良費5,520万84円、企業債償還金7,118万5,181円で、資本的支出は1億2,638万5,265円となり、不足する額9,439万4,845円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額117万4,932円、過年度分損益勘定留保資金1,154万6,733円、当年度分損益勘定留保資金7,225万2,612円、減債積立金処分942万568円で補填いたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） それでは、東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決

算認定について説明させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

東吾妻町水道事業損益計算書でございますが、これ以降につきましては税抜きで表示してあります。

右から2列目の、1、営業収益の合計が1億6,320万3,515円、2、営業費用の合計が1億5,673万2,587円となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、一番右の列の中ほどの営業利益647万928円となります。

その下の経常利益が1,744万5,158円あります。

一番下から4行目が当年度の純利益でありまして、1,600万4,104円となりました。ただし、昨年からの会計制度改正の移行処理で、その他未処分利益剰余金が1億2,259万6,741円ありますので、当年度の未処分利益剰余金といたしまして1億3,860万845円となります。

続いて、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

剰余金の計算書でございます。

先ほど説明しましたが、9ページ右から3列目の未処分利益剰余金（未処理欠損金）の欄の一番下の行、当年度末残高として1億3,860万845円となりました。

続きまして、8ページの一番右の列の資本剰余金、当年度末残高として324万8,957円となります。

その下の水道事業剰余金処分計算書でございますが、未処分利益剰余金の当年度末残高の合計1億3,860万845円のうち、会計制度改正に伴う移行処理剰余金1億2,259万6,741円を差し引いた分の、8ページの一番右の列の当年度純利益1,600万4,104円を減債基金に充てるものでございます。

次の10ページ、11ページの平成27年度東吾妻町水道事業貸借対照表をごらんいただきたいと思います。

10ページの最下段の資産合計は、固定資産、流動資産を合わせて24億3,914万927円でございます。

11ページに移りまして、負債の部の一番下、負債合計が14億647万7,146円、資本の部の一番下から2番目の資本合計は10億3,266万3,781円となりまして、資本の部一番下の負債資本合計と10ページの資産の部の一番下の資産合計は24億3,914万927円で同額となります。

続きまして、12ページの水道事業報告書をごらんください。

1、概要、(1)総括の営業状況でございますが、ここ数年は加入戸数、給水戸数、給水人

口とも減少傾向にありましたが、27年度は、加入戸数が若干増加しましたが、給水戸数、給水人口は減少しております。配水量につきましても1%ほど減少しております。表の一番下の有収率でございますが、昨年に比べ0.2%増加し82.2%でございました。老朽管等の更新を計画的に進め、向上に努めていきたいと考えております。

建設改良につきましてはごらんのとおりですが、14ページに建設改良工事の内容が記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

続いて、経理状況でございますが、収益的収支では1,600万4,104円の利益が生じ、資本的収支では9,439万4,845円の不足額となりました。

次に、給水収益の収納状況を掲載してありますが、収納率が98.88%となりました。未納者に対しましては、引き続き未納者対策を講じていきたいと考えております。

(2)の議会議決事項及び13ページの(3)行政官庁認可事項及び(4)職員に関する事項につきましては、ごらんのとおりでございます。

続いて、14ページの工事でございますが、先ほど申し上げました建設改良工事の内容ですのでごらんいただければと思います。

続いて、15ページの3、業務、(1)の業務量でございます。

12ページの営業状況とほぼ同じでございますが、昨年度との比較となっております。表の下の供給単価が129円79銭、給水原価が138円29銭となっております。

16ページの(2)事業収入に関する事項及び(3)事業費に関する事項は、対前年度との比較でございますのでごらんいただければと思います。

17ページの4、会計でございますが、ここには企業債の概要、補助金の概要、負担金の概要を記載してあります。企業債の未償還額は8億4,428万1,727円となっております。補助金については一般会計より2,000万円を受け入れ、収益的収支において2,000万円を企業債の償還利息に充当いたしました。また、負担金につきましては、町道の改良工事に伴う布設がえ工事負担金を中心に合計3,638万663円を受け入れました。

18ページの水道事業キャッシュ・フロー計算書でございますが、資金の流れを明記してあります。最終的に年度末の現金預金は、資金期末残金のとおり8,792万4,169円でございます。

続きまして、20ページからの水道事業収益費用明細書をごらんいただきたいと思います。

水道事業収益として2億41万4,435円となりますが、その明細を掲げてございます。

次の21ページから23ページまでは水道事業費用の明細でございます。費用の合計は、21

ページの一番上の欄にあります 1 億 8,441 万 331 円となります。この明細は 7 ページの損益計算書にも連動しております。

続いて、24 ページの資本的収支明細書をごらんください。これは税込みの金額となっております。

資本的収入は 3,199 万 420 円、資本的支出は 1 億 2,638 万 5,265 円となりました。これは 4 ページ、5 ページの資本的収入及び支出に連動しております。資本的資出、企業債償還金 7,118 万 5,181 円は元金部分でございます。

26 ページから 28 ページに明細がありますので、ごらんいただきたいと思います。

最後となりますが、25 ページには固定資産の明細書が、26 ページ以降は先ほど申し上げました企業債明細書がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） 認定第 8 号 平成 27 年度東吾妻町水道事業決算審査の結果について報告をさせていただきます。

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合を行った結果、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確である、また、予算執行についてはおおむね適正であると認められました。

水道事業については特に問題等はないんですけれども、やはり今後の水道事業を考えてみた場合は、将来に向けてのきちんとしたプランを立ててそれに基づいて事業運営をしていく必要があるというようなことで、上下水道課のほうも新たなプランづくりをしているようですけれども、それに基づいてきちんとした健全な事業運営ができるよう、その辺のことについては担当課長のほうにも申し添えてあります。

平成 28 年 8 月 8 日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく、青柳はるみ。

以上です。

○議長（一場明夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議はあす9月7日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 4時13分）

平成28年 9 月 7 日（水曜日）

（第 2 号）

平成28年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第2号）

平成28年9月7日（水）午前10時03分開議

- 第 1 議案第 6号 東吾妻町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 7号 東吾妻町福祉センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例について
- 第 3 議案第 1号 平成28年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第 2号 平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第 3号 平成28年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 4号 平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 5号 平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 8号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 9号 財産の無償譲渡について
- 第10 議案第10号 訴えの提起について
- 第11 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	茂木聡君
企画課長	佐藤喜知雄君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝仁君
税務課長	小林一喜君	農林課長	丸山和政君
建設課長	桑原正明君	上下水道課長	高橋修君
会計課長兼 会計管理者	松井秀之君	教育課長	田中康夫君

職務のため出席した者

議会事務局長	堀込恒弘	議会事務局 議補佐	水出淳
議会事務局 議補佐	高橋智恵子		

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際には必ずお返しくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前１０時０３分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議案第６号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第１、議案第６号 東吾妻町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、議案第６号 東吾妻町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、普通財産の減額貸し付けについて、国または他の地方公共団体、またはその他公共団体のほかに公共的団体に対しても、無償または時価よりも低い価格で貸し付

けることができるように改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

今回の一部改正は、普通財産の減額貸し付けについて、国または他の地方公共団体、またはその他公共団体となっているものを、社会福祉団体などの公共的団体に対しても、無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができるように改正するものでございます。

公共的団体とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等、公共的な活動を営むものは全てこれに含まれ、法人たると否とを問わないとなっております。民法第34条の規定に基づく公益法人についても、その具体的な活動が公共的活動に及ぶ限りにおいては、本条の公共的団体等に含まれるとなっております。

普通財産の減額貸し付けについて活用できる団体がふえることで、町への活性化の一助となればと考えていますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第2、議案第7号 東吾妻町福祉センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町福祉センターの設置及び管理に関する条例等を

廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町ふれあいの郷は、4つの施設からなる複合型大規模施設ですが、この施設のあり方について検討してきたところ、東吾妻町交流促進センター、コンベンションホールは存続するものの、福祉センター、温泉センター、総合交流促進施設については廃止をし、東吾妻町本庁舎として転用を行うため、関係条例の廃止を行うものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） おはようございます。

議案第7号 東吾妻町福祉センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例についての詳細説明を申し上げます。

岩櫃ふれあいの郷は複合型大規模施設で、町民福祉の増進や文化交流の向上に資することを目的に建設した施設で、安価な使用料や維持管理に要する費用から全体が黒字となることが厳しく、毎年多額の支出を行ってきました。さらに、築20年が経過する中で、老朽化に伴う施設設備の改修に多額の費用が見込まれるため、この施設のあり方については、町の将来的な健全財政を目指す上で、転用を含めた有効活用を検討してまいりました。

また、懸案である役場本庁舎の老朽化に伴う建設とは表裏一体の問題と位置づけ、この方向性が定まらないことには、今後町が進めていく他の事業の財政計画などにも影響を及ぼすものとして、慎重に検討してまいりました。

その結果、東吾妻町交流促進センター、コンベンションホールは存続するものの、温泉センター 岩櫃城温泉くつろぎの館、福祉センター やすらぎの館、総合交流施設 健康増進センター であいの館の3施設を廃止することを、6月23日に公共施設あり方検討委員会に諮問し、委員の皆様に検討をいただいていたところでした。また、廃止後の施設利用につきましては、庁舎に転用を検討していることもお伝えしながら、検討をいただいていたところでした。

そして、施設の視察や3回にわたる慎重な審議をいただいた結果、7月27日に、4施設の一部、コンベンションホールは存続するものの、ほかは廃止することについて適当と思われる答申をいただきました。これにより、町の最終判断として、3施設の廃止を決定し、温泉センター、福祉センター、健康増進センターの3施設に係る設置及び管理に関する条例等を

廃止する条例を提出させていただくものです。

廃止する条例につきましては、議案書の裏面をごらんいただきたいと思います。

1つ目としまして、東吾妻町福祉センターの設置及び管理に関する条例、2つ目としまして、東吾妻町温泉センターの設置及び管理に関する条例、3つ目といたしまして、東吾妻町温泉センター使用料条例、4つ目としまして、東吾妻町総合交流促進施設設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、平成29年4月1日とし、ご議決いただいた後は、利用者や取引先、関係機関への十分な周知とともに、現在進められている庁舎建設に引き継いでいきたいと考えております。ご審議いただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するよう、お願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第1号 平成28年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成28年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに270万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を83億1,550万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、繰入金の減、平成27年度決算額の確定に伴う前年度繰越金の増、企画費の減、電算業務費の増、農地費の減、道路維持費の増等が主な内容でございます。

次に、歳入の概要につきましては、ご説明申し上げます。

前年度繰越金につきましては、決算額の確定により、2億836万4,000円の増となってお

ります。繰越金の増額に伴いまして、財政調整基金繰入金を2億2,836万1,000円減額いたしますので、当初予算時点で3億円繰り入れ予定であった財政調整基金繰入金は、この段階で皆減となりました。

町債の補正ですが、幼稚園増改築事業による追加変更につきましては、事業費の確定等による増減と臨時財政対策債発行可能額の確定に伴う増額が主なものでございます。

概要は以上でございますが、歳出の詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、1ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第2号）ですが、最初に第1条でございますが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ270万5,000円を減額して、総額を歳入歳出それぞれ83億1,550万9,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正でございます。

次に、詳細について説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。最初に地方債の追加ですが、合併特例債を活用した幼稚園増改築事業の限度額610万円を追加するお願いでございます。

次に、地方債の変更ですが、過疎債を活用した道路整備事業から臨時財政対策債までの4事業につきまして、地方債の限度額を補正後の限度額にそれぞれ変更するお願いでございます。

続きまして、事項別明細により歳入の説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

10款1項地方交付税ですが、普通地方交付税を4,646万8,000円追加するものでございます。普通地方交付税につきましては、今年度、交付決定額に対して留保分がございますので、歳入全体の調整をここで行うものでございます。

14款2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金でございますが、学校環境改善交付金を1,476万3,000円減額するものでございます。

6目総務費国庫補助金ですが、2,443万5,000円減額するものです。内訳ですが、備考欄

をごらん願いたいと思います。地方創生加速化交付金の二次募集で、一次採択の内示を受けましたが、採択以外の対象外経費2,792万4,000円の減額を行うものでございます。

その下の社会保障・税番号制度補助金ですが、総務省分119万2,000円の追加と、厚生労働省分は15款県支出金からの財源組み替えによる229万7,000円の追加でございます。

15款2項県補助金、1目総務費県補助金ですが、14款国庫支出金への財源組み替えによる229万7,000円の減額でございます。

4目農林水産業費県補助金は、2,747万2,000円の減額でございます。内訳は備考欄をごらんいただきたいと思います。

16款財産運用収入ですが、公立学校施設整備基金利子1,000円の追加でございます。

17款1項寄附金ですが、ふるさと応援寄附金の280万円の追加でございます。

18款1項基金繰入金2億2,836万1,000円の減額ですが、財政調整基金からの繰入金を基金に戻して繰入金をゼロにするものでございます。

19款1項繰越金ですが、2億836万4,000円の追加でございます。決算額の確定に伴い、前年度繰越金及び繰越明許費を追加するものでございます。

20款4項雑入は、1,499万円の追加です。上信自動車道吾妻西バイパス道路改築に伴う光ケーブル等の移設補償金でございます。

21款1項町債、4目土木費は、300万円の追加です。

5目教育債ですが、1,660万円の追加です。内訳は備考欄をごらん願いたいと思います。

6目臨時財政対策債ですが、240万円の追加でございます。

歳入につきましては以上でございますが、歳出につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、歳出について、事項別明細書で説明させていただきます。

8ページをごらんください。

2款1項5目財産管理費でございますが、その他財産管理事業は、廃校になりました旧坂上小学の光熱水費の追加と土地の分筆・合筆の登記申請委託料でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 9目の企画費でございますが、合計で825万6,000円の減額で

ございます。

備考欄をお願いいたします。

最初に、光ケーブル等管理事業でございますが、工事請負費1,499万1,000円の追加のお願いです。これは、上信自動車道吾妻西バイパス道路改築事業に伴う光ケーブル等の移設工事に伴う追加でございます。

次の定住促進事業の20万4,000円の追加のお願いですが、総合戦略の事業を評価するに当たりまして、外部有識者の評価体制を図る必要がございますので、それに要する経費でございます。

次のふるさと応援寄附金事業の447万3,000円の追加でございますが、内訳ですが、ふるさと納税の返礼品の追加が140万円、寄附金としての追加が280万円でございます。

次の地方創生加速化事業ですが、2,792万4,000円の減額です。二次募集で一部採択の内示を受けましたが、採択以外の対象外経費2,792万4,000円の減額を行うものでございます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、11目支所費でございますが、支所管理事業の浄化槽の保守点検委託料の追加と、東支所のエアコン等の工事費の追加でございます。

また、改善センター管理事業でございますが、浄化槽の保守点検委託料の追加と調理実習室の給湯器の設置工事費の追加でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 14目電算業務費ですが、1,329万9,000円のお願いでございます。吾妻郡自治体クラウド基幹業務システム共同化に伴う当初導入経費が主でございます。本町におきましては、12月5日に共同利用に移行する予定で今進めているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、17目地域活性化対策費60万円の追加のお願いでございます。

地域活性化事業30万円の追加のお願いは、地域振興補助金の新規事業1件分の追加のお願いでございます。

次に、真田丸プロモーション活動30万円の追加のお願いは、真田丸関連の事業に係る時間

外勤務手当に不足が生じ、30万円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 税務課長。

○税務課長（小林一喜君） お世話になります。

続きまして、2款2項2目賦課徴収費92万4,000円の追加のお願いでございます。

番号法の施行により、平成29年1月から給与支払い報告など、課税資料への個人番号の記載が本格化されます。これは、このことに安全で効率的に対応するために、賦課資料の徴収イメージをシステムで安全に一元管理することができる課税資料イメージ管理サービスの導入に要する費用でございます。内訳といたしまして、備考欄をごらんください。備品購入費と、それに伴う保守料及び課税資料イメージ管理サービス使用料でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） お世話になります。

4款の衛生費でございます。1項2目予防費95万2,000円の追加のお願いでございます。これは、法改正によりまして、B型肝炎ワクチンが平成28年10月から定期接種化されることによるものでございます。

なお、予防接種対象年齢は、平成28年4月以降に出生した生後1歳に至るまでの間にある者となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） お世話になります。

4款3項1目の簡易水道費でございますが、簡易水道特別会計への繰出金182万8,000円の減額でございます。この内容につきましては、簡易水道特別会計補正予算のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 次に、10ページをお願いいたします。

5款1項1目労働費の40万円の追加のお願いでございます。これは、勤労者住宅建設資金利子補給金について、既に例年を上回る申し込みがあり、今後の需要を考慮しまして40万円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） お世話になります。

6款1項1目の農業委員会費でございます。37万円の減額でございます。

説明欄をお願いします。今年度、農業委員、農地最適化推進委員の改選による作業着等の購入費の追加、県補助金が使えなくなったための電算処理業務委託料の減額及び自動車借上料の追加のお願いでございます。

続きまして、2目農業総務費では、156万7,000円の減額のお願いでございます。説明欄の緑のふるさと協力隊事業では、地球緑化センターからの派遣がなかったことにより、光熱水費の一部を除き減額でございます。この事業は、地域政策課担当事業でございます。

農業振興対策事業では、蚕糸業継承対策事業補助金の追加のお願いでございます。

6目の農地費では、3,379万6,000円の減額でございます。農業基盤整備促進事業の県補助金が採択されず、補正の見込みもないことから、農業基盤整備促進事業の皆減でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、7款商工費、1項商工費、3目観光費178万6,000円の追加のお願いでございます。

観光管理費の175万円は、ことし5月4日と14日に岩櫃山で滑落事故がありましたが、岩櫃山の安全対策として、はしごや鎖の設置などを行うもので、観光協会への補助金として175万円の追加のお願いでございます。安全対策の措置につきましては、既に岩櫃山対策連絡協議会、関係機関の皆さんとともに現地調査などを行った結果をまとめて、これに基づき、いろいろな安全策の措置を行うものでございます。

また、溪谷自然公園事業の3万6,000円の追加のお願いは、十二沢パーキング、溪谷パーキングの水道料の追加のお願いでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） よろしく申し上げます。

8款1項2目道路維持費でございます。2,091万7,000円の増額をお願いするものでございます。

まず最初に、除雪車両リース料でございます。ここ数年の降雪により、一般車両のみなら

ず、スクールバスの運行に支障を来していることから、現在町で所有する4トンドンプトラックにより東地区の除雪を行い、4トンドンプで除雪をしておりました岩島・坂上地区に除雪ドーザーにより実施するものです。また、工事請負費につきましては、これから渇水期となることから、温川支流トドガ沢の河床工事を行うものでございます。

続きまして、3目道路改良費でございます。300万円の増額のお願いです。当初予算編成時には、県道中之条・東吾妻線、厚田・新井地内の道路改良工事の測量設計がストップするという情報によりまして、予算要求を見送りましたが、中之条土木事務所より進捗するとの連絡が入ったことから、昨年に引き続き町道新井・横谷・松谷線の拡幅のための測量設計を追加お願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） 続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

8款2項2目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金1,703万3,000円の減額でございます。これにつきましては、下水道特別会計のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 続きまして、3項1目公営住宅管理費でございますが、240万円の追加増額のお願いでございます。内容といたしましては、議案でお願いしております町営住宅の明け渡し請求等訴訟に伴う弁護士委託料の追加75万円と、町営住宅八幡原団地におけるガス管の異常が発見されましたので、ガス管修繕を行うための165万円でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） お世話になります。

同じく、12ページ中ほどになります。10款教育費の説明を申し上げます。

2項小学校費、1目学校管理費でございますが、359万7,000円の追加のお願いでございます。遊具の修繕、原町小学校教室エアコン設置工事設計委託及び太田小学校物置、これはもとの給食調理場になりますが、そこのトイレ解体工事に伴うものでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費では、690万1,000円の追加のお願いでございます。原町幼稚園園舎増築のための設計業務委託料及び東幼稚園遊具の工事費でございます。

続きまして、13ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費では、93万2,000円の追加

のお願いでございます。これにつきましては、杉並区交流自治体中学生親善野球大会に参加するための費用でございます。この大会は、10月に杉並区で開催され、杉並区、南伊豆町、名寄市、南相馬市、台湾の台北市及び当町の中学生が参加する予定でございます。

教育費については以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第4、議案第2号 平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、事業勘定、歳入歳出それぞれ5,801万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億2,477万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議いただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） お世話になります。

それでは、国保特別会計の補正予算について、事項別明細書により説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入から説明いたします。まず、3款1項1目療養給付費等負担金563万9,000円の追加でございます。過年度分国庫負担金の確定による追加交付でございます。

同じく2項3目、新規設定の項目ですが、国保制度関係業務準備事業費補助金として54万

円の追加でございます。国保制度改革に伴い、システムのデータ連携に係る改修費用に係る補助金でございます。

次、5款1項1目療養給付費交付金623万7,000円の減額です。本年度分の退職者医療費の交付決定による減額分と、過年度分の交付金の確定による追加交付分でございます。

6款1項1目前期高齢者交付金1,613万4,000円の減額でございます。今年度分の交付決定による減額でございます。

9款2項1目基金繰入金2,883万5,000円の減額です。予算総額の減額に伴いまして、減額調整するものでございます。

10款1項1目前年度繰越金1,298万6,000円の減額、繰越金の確定によるものでございます。

次の6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費65万1,000円の追加です。国保制度改革に伴うシステム改修の委託料と電算関係費でございます。

次の3款1項1目後期高齢者支援金3,907万円の減額です。今年度分支援金の決定による当初概算額との差額分の減額でございます。

同じく2目の後期高齢者支援金事務費拠出金2,000円の減額、これも同様、拠出金の決定による減額でございます。

4款1項1目前期高齢者納付金13万5,000円の減額、これにつきましても、納付金額の決定によるものでございます。

同じく2目の前期高齢者納付金事務費拠出金3,000円の減額につきましても同様でございます。

6款1項1目介護納付金21万円の追加でございます。これにつきましても、今年度分納付金の決定による当初概算額との差額分の追加でございます。

10款1項3目償還金1,966万6,000円の減額でございます。前年度の国庫及び県費負担金の精算に伴う返納金の確定によるものでございますが、今年度は特定健診に係る返還金のみとなりまして、療養給付費に係る返還金がないため減額ということになりました。

以上、国保特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第3号 平成28年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成28年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成27年度分国庫支出金及び支払基金交付金の精算と前年度繰越金の確定に伴うものが中心でありまして、4,481万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億6,484万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳入では9款の繰越金ですが、前年度決算により確定いたしましたので、4,481万8,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

1款2項1目の認定調査費で、27万6,000円の減額でございます。介護認定における医師意見書作成手数料の減額でございます。

続きまして、3款の基金積立金で、3,039万2,000円のお願いでございます。これは、介護給付費準備基金への積み立てのお願いでございます。

続きまして、5款の諸支出金ですが、償還金としまして1,470万2,000円のお願いです。これは、前年度分の介護給付費等の精算によりまして、国庫と支払基金への返還金が確定しましたので、その額をお願いするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第4号 平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いするものは、平成27年度決算により繰越金の額が確定したものによる補正と人事異動に伴うものでございます。歳入歳出ともに3万8,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,748万3,000円とするものと、債務負担行為の追加でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） お世話になります。

それでは、2ページをお開きください。

中段の第2表債務負担行為の補正でございます。2件ございまして、1件目は公共下水道汚水処理場吾妻浄化センターのポンプ場と管路を含んだ運転・維持管理業務委託契約であります。5年間の契約終了に当たり、今まで吾妻浄化センター内のポンプ室及び管路清掃等の契約を行っていましたが、効率性等を考慮し、ポンプ場及び管路を含めた一括契約を考えており、平成29年度より平成33年度までの5年間、限度額といたしまして8,500万円でございます。

2 件目といたしまして、農業集落排水箱島・岡崎地区と岩下・矢倉地区の 2 地区の汚水処理場のポンプ場と管路を含んだ運転維持管理業務の委託契約であり、平成29年度より33年度まで5年間で、限度額といたしまして1億2,400万円でございます。

続きまして、4 ページの 2、歳入をごらんください。

5 款 1 項繰入金であります。1 目 1 節一般会計繰入金1,703万3,000円の減額でございます。

6 款 1 項 1 目繰越金であります。平成27年度決算で繰越金の額が確定しましたので、1,707万1,000円の追加でございます。

続きまして、3、歳出をごらんください。

1 款 1 項 1 目の一般管理費 3 万8,000円の追加のお願いでございます。4 月の人事異動に伴う人件費 5 名分でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第 5 号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第 7、議案第 5 号 平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 5 号 東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1,437万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,134万1,000円とするものと、地方債の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） それでは、2ページをお開きください。

中段下の第2表地方債補正でございますが、新巻地内水源ポンプ交換工事の追加に伴い、簡易水道債、過疎対策債ともに限度額を700万円追加し、起債限度額を1,070万円とするものでございます。

続いて、4ページをお開き願います。

歳入より説明させていただきます。

3款1項1目の繰入金でございますが、182万8,000円の減額でございます。27年度決算の確定により、繰越金の額が確定したことによる減額でございます。

4款1項1目の繰越金でございますが、27年度決算の確定による前年度繰越金の追加220万6,000円でございます。

6款1項1目の簡易水道事業債700万円及び2目過疎債700万円は、この後、歳出で説明いたしますが、工事請負に伴う1,400万円の追加でございます。

続いて、5ページの歳出でございますが、1款1項1目の維持管理費ですが、人事異動に伴う人件費1名分と15節工事請負費1,400万円の追加でございます。これは、新巻地内の水源ポンプ交換工事請負費でございます。

新巻水源ポンプにつきましては、平成2年度より設置し、約26年経過しており、耐用年数を大幅に経過した町内で最も古い水中ポンプで、使用給水世帯は約150世帯です。来年度当初予算での計上を予定しておりましたが、ことし4月より、新巻地区で空気の混入による水道水の白濁が発生し、現在も続いており、空気弁の交換及び清掃、漏水修理、各種調査等を行いました。改善されずに現在に至っており、区長及び利用者の方からも早急な対応を求められております。また、ポンプ室内の配管及び制御盤等も老朽化しており、今回あわせて設備更新を行う予定でございます。

水道水の水質検査につきましては、定期的に行っておりますが、異常のほうはありません。白濁の原因の一因である水源ポンプを緊急に交換する必要性が生じたため、今回の補正予算で計上させていただきました。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第8号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

旧坂上小学校校舎解体工事の工事請負契約の締結について、ご審議願うものでございます。平成27年度に管内5中学校の東吾妻中学校への統合がありまして、空き校舎となりました坂上中学校を坂上小学校に改築いたしました。空き校舎となりました旧坂上小学校は、昭和47年開校以来44年を経過し、老朽化が進み、使用には支障を来すおそれがあるため、解体するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 工事請負契約の締結について、ご説明させていただきます。

坂上小学校につきましては、平成26年度末をもって廃校となりました坂上中学校を改築し、平成28年度から利用しております。引っ越し作業等も終了したため、老朽化した旧坂上小学校校舎の解体工事の契約締結をお願いするものでございます。

また、平成29年度には、群馬県が行う広域型の特別養護老人ホームの建設も予定されておりますので、解体工事の期間につきましては90日程度を見込みまして、年内には工事を終了する予定となっております。

また、議案を1枚はぐっていただきますと、黄色い部分での工事箇所というのがあると思います。この黄色で囲われた部分の建物の解体を今回お願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第9号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 財産の無償譲渡について、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年に萩生美味しい米づくり研究会より、任意団体では商標の登録ができないので、町で商標登録を取得するよう要望があり、東吾妻町で商標「さくや姫」の登録を行いました。

同法人が農事組合法人となったため、同法人へ商標「さくや姫」を無償で譲渡するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

農林課長。

○農林課長（丸山和政君） お世話になります。

東吾妻町で登録をしております商標「さくや姫」について、平成23年3月に萩生美味しい米づくり研究会より、任意団体では商標登録ができないため、町で商標登録を行うよう要望があり、同研究会が登録に係る費用14万4,420円を負担し、東吾妻町で商標登録を行いました。

先般、萩生美味しい米づくり研究会の発展的団体である萩生集落営農組合が、農事組合法人設立に当たり、法人名に「さくや姫」の名称の使用申請が出され、これを承認し、農事組合法人さくや姫が平成28年5月23日に設立登記となりました。

法人設立により、商標登録ができる団体となったため、農事組合法人さくや姫からの要望もあり、商標権を東吾妻町から農事組合法人へ譲渡することについて、同法人と協議を行ってきました。

商標「さくや姫」は、同法人の前身組織が登録費用を負担しておりますが、知的財産権であり、この適正な価格の算出が難しいため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

農事組合法人さくや姫より提出のありました譲渡申請書のコピーをおつけしてありますので、ご参考にしてください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第10号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 訴えの提起について、提案理由の説明を申し上げます。

町営住宅家賃の滞納者で、町からの連絡に対しても反応がない1名の入居者に対して、裁判による町営住宅の明け渡しの強制執行を含む訴訟と、滞納している家賃を整理するための給与の差し押さえを含む民事訴訟について、訴えの提起を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お世話になります。

訴えの提起の補足をさせていただきます。

6月定例会開催中の議員全員協議会で説明させていただきましたが、町営下郷住宅に入居する1名のものが、7月末現在で105月分、115万6,100円の家賃滞納が発生しております。この入居者は、6月議会への報告以降につきましても、家賃支払いに関する誓約書が履行されないことから、町の顧問弁護士にお願いし、裁判による町営住宅の明け渡しの強制執行を

含む訴訟と、滞納しております家賃を整理するための給与の差し押さえを含む民事訴訟について、訴えの提起を前橋地方裁判所に行うものでございます。

議案書のほうに、これまでの経過を若干書かせていただきましたが、既に2回の誓約書をとっておりますが履行されないことから、このような手続になったということでご理解いただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎請願書・陳情書の処理について

○議長（一場明夫君） 日程第11、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書は、お手元に配付した請願文書表、陳情文書表のとおり、それぞれ総務建設常任委員会に付託しますので、その審査を9月14日までに終了するようお願いいたします。

以上で、請願書・陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は9月15日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時00分）

平成28年 9 月 15 日（木曜日）

（第 3 号）

平成28年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第3号）

平成28年9月15日（木）午前10時開議

- 第 1 認定第 1号 平成27年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 平成27年度東吾妻町下水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第 9 議案第 6号 東吾妻町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 7号 東吾妻町福祉センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例について
- 第11 議案第 1号 平成28年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 2号 平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第 3号 平成28年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第 4号 平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第 5号 平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第 8号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第 9号 財産の無償譲渡について
- 第18 議案第10号 訴えの提起について
- 第19 請願書・陳情書の委員会審査報告

第 20 議員派遣の件について

第 21 閉会中の継続審査（調査）事件について

第 22 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	里 見 武 男 君
3 番	小 林 光 一 君	4 番	重 野 能 之 君
5 番	竹 淵 博 行 君	6 番	佐 藤 聡 一 君
7 番	根 津 光 儀 君	8 番	樹 下 啓 示 君
9 番	山 田 信 行 君	10 番	茂 木 恒 二 君
11 番	金 澤 敏 君	12 番	青 柳 はるみ 君
13 番	須 崎 幸 一 君	14 番	浦 野 政 衛 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	茂 木 聡 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	地域政策課長	浅 見 梅 雄 君
保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	三 枝 仁 君
税 務 課 長	小 林 一 喜 君	農 林 課 長	丸 山 和 政 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上下水道課長	高 橋 修 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	松 井 秀 之 君	教 育 課 長	田 中 康 夫 君

職務のため出席した者

議会事務局長	堀 込 恒 弘	議会事務局 補佐	水 出 淳
議会事務局 補佐	高 橋 智恵子		

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際には必ずお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎認定第１号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第１、認定第１号 平成27年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る９月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、12番、13番、14番起立。

起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第2、認定第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） 認定第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

それでは、去る9月6日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月9日開催の委員会において、町民課長出席のもと審査を行いました。

まず、国民健康保険事業勘定ですが、平成27年度の決算は歳入総額22億7,148万7,600円、歳出総額21億7,934万4,263円で、実質収支額は9,214万3,337円となりました。

加入世帯数2,372戸、加入率41.73%、被保険者数4,044人で、前年度に比べ被保険者数で294人の減少となりました。また、国保税の収納状況は3億8,714万6,811円で、前年度比約2,200万円ほど減少となりました。全体収納率は86.76%、なお、不納欠損額297万1,200円、収入未済額9万9,657円となりました。

また、歳出では医療費が前年度に比べ、率で約1.3%、金額で1,780万円ほど減少となり

ました。国保税の減少及び医療費の減少は、被保険者の年齢構成の変化による後期高齢者医療への移行や所得水準、経済状況の変化等の要因によるものとのことでございました。

次に、施設勘定について報告いたします。

歳入総額9,700万1,544円、歳出総額8,973万5,713円で、実質収支額は726万5,831円となりました。診療収入は6,828万7,117円で、前年度に比べ、300万円ほど減少しました。歳出では、主に施設の維持管理や医薬品等の購入費が主なものですが、その他備品購入としては、内視鏡洗浄器やAEDの購入をいたしました。

なお、委員会の意見として、事業勘定において負担の公平性等の観点から引き続き保険税の滞納額の縮減を初めとして、より一層の国保財政の健全な運営を努めるよう要請いたしました。また、医療費の縮減を目的とするため、検診や保健事業等をより一層積極的に推進し、町民の健康増進に取り組んでいくよう要請しました。また、施設勘定においては、今後も町民の健康維持と地域に密着した医療活動を進めていくとともに、診療所の経営改善に引き続き努めていくよう要請いたしました。

以上、国民健康保険特別会計事業勘定、施設勘定について、文教厚生常任委員会では、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、認定第3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） 認定第3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

それでは、去る9月6日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月9日開催の委員会において、町民課長出席のもと審査を行いました。

平成27年度の決算は、歳入総額1億8,443万2,982円、歳出総額は1億8,373万1,296円で、実質収支額は70万1,686円となりました。保険料の収入済額は1億1,546万500円、収入未済額23万5,200円でした。

後期高齢者医療は広域連合が運営主体となり、町では各種届け出、被保険者証の交付など窓口業務、また保険料の徴収を行っています。被保険者数は27年度末で3,025人で、前年度に比べ40人ほど増加しています。なお、委員会としては今後も適正な業務執行に努めるよう要請いたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計について、文教厚生常任委員会では、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第4、認定第4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） 認定第4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

それでは、去る9月6日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月9日開催の委員会において、橋爪保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

歳入総額15億1,549万5,824円、歳出総額14億6,967万7,608円、実質収支額は4,581万8,216円です。介護給付費準備基金は1,020万8,742円を積み立てし、今年度末残高3,079万2,789円となりました。介護保険料の今年度の基準額は、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画により年額5万8,700円で、所得に応じた9段階となっており、第

5期より31.3%増になりました。歳出の保健給付費は、前年比1.6%増の14億2,363万3,845円で、要支援も含め介護認定を受けている方の80.2%が介護サービスを利用しており、認定者数、利用者数、介護給付費ともに増加しているとのことでございます。

以上、介護保険特別会計について、文教厚生常任委員会では全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第5、認定第5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長(樹下啓示君) それでは、報告を申し上げます。

去る9月6日、本会議において総務建設常任委員会にその審査を付託されました認定第5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月8日、総務課長の出席を求め、審査をいたしました。

歳入総額6,657万322円、歳出総額6,621万8,115円となり、実質収支は35万2,207円となりました。平成26年度よりは半減いたしましたが、基金残高は実質ゼロの2,285円となっております。

監査委員の指摘を踏まえ、収入未済の回収及び住宅団地の未販売区画の販売促進に引き続き努めるよう要請し、当委員会として全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第6、認定第6号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、ご報告申し上げます。

9月6日、本会議において総務建設常任委員会にその審査を付託されました認定第6号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月8日、上下水道課長の出席を求め、監査委員の指摘を踏まえ、審査をいたしました。

歳入総額5億2,345万496円、歳出総額5億337万8,545円となり、収支は2,007万1,951円となりました。また、繰入金につきましては、浄化槽整備事業基金より1,390万7,268円、一般会計より2億51万1,000円となっており、また、不用額も多額なことから、将来に向けて計画的な歳入歳出の見直しと接続率の向上に努めることを要請し、当委員会といたしましては、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第7、認定第7号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、ご報告申し上げます。

9月6日の本会議におきまして、総務建設常任委員会にその審査を付託されました認定第7号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月8日、上下水道課長の出席を求め、監査委員の指摘を踏まえ、審査を実施いたしました。

歳入総額7,169万1,917円、歳出総額6,848万5,202円となり、収支として320万6,715円となりました。なお、繰入金につきましては、1,149万2,000円となっております。

また、収入未済額は233万6,485円となっており、回収に努めることを要請し、また、不用額も多額のことから、計画的な収支の改善と接続率の向上を求め、当委員会として全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第8、認定第8号 平成27年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、ご報告申し上げます。

去る9月6日の本会議におきまして、総務建設常任委員会にその審査を付託されました認定第8号 平成27年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について、去る9月8日上下水道課長の出席を求め、監査委員の指摘を踏まえ、審査をいたしました。

収益的収支につきましては、事業収益2億41万4,435円、事業費用1億8,441万331円となり、未処分利益剰余金は1,600万4,104円となり、減債基金への積立金の繰り入れとすることとあります。

一般会計からの補助金2,000万円は、企業債償還金利子等へ繰り入れとなりました。また、水道事業につきましては、給水戸数は4,398戸となり、わずかながら減少傾向にあり、また、休止戸数は553戸と増加傾向となっております。供給単価は1立方メートル当たり129円79銭、給水原価は同じく138円29銭となり、供給単価の見直しも含め、将来に向けたプランを作成し、企業会計の本来あるべき収支改善を要請し、当委員会としては全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においてもよろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

平成27年度決算認定については、8件全てが終了いたしました。

ここで、会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

会計管理者。

○会計管理者（松井秀之君） お世話になります。

ただいまは平成27年度の各会計の決算を認定いただきまして、大変ありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

審査の過程で、議員の皆様並びに監査委員からいただいたご指摘やご意見等は真摯に受けとめ、今後も適正なる会計事務を執行してまいりたいと考えてございます。

また、決算書につきましては、見づらい部分があった点をおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

引き続きまして、皆様方のご指導をお願い申し上げ、お礼とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第6号 東吾妻町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第7号 東吾妻町福祉センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） この福祉センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例におきまして、東吾妻町温泉センターの設置及び管理に関する条例等も廃止ということになり、温泉センターも当然ながら廃止されるということになると思うんですけども、実は事前に調査をさせていただきまして、たまたま26年度の決算ベースでお話をいただきましたが、6,340万円ほどがこのセンターを廃止することによって、人件費を中心に浮いてくるという

ことを伺いましたが、これはこういった金額が今後節約されていくと考えてよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 今、ご指摘の関係ですけれども、26年度で申し上げますと、温泉センターの食堂費を含めての支出が1億2,347万3,000円、収入につきましては、関係するものが6,007万2,000円、ご指摘のとおり6,340万円の町費の投入でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 温泉センターが廃止されるということは、そこでそのセンターが町民の皆さんに供与していた福利厚生がここで途絶えてしまうということになるわけですが、そのこと、要するに温泉を愛してくださった人たちには庁舎があそこへ移転するのだから、しかも移転なので建設に比べれば節約になるのだからという、それだけの理由、あるいは説明で、愛してくださった人に対して納得していただけるというふうにお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） これまで20年、長年にわたりご利用いただいたそういった施設でございます。庁舎に転用する場合につきましても、親しまれる庁舎に向けて取り組みを行ったり、閉館までに事業を担当してきた者としましては、感謝の気持ちを込めまして、それをあらわしながら閉館に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、先ほどのご指摘の町投入の財源でございますが、これから町づくりに生かされるものと考えております。よろしくお願いいたします。

（「町民に納得が得られるかという質問ですから」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） これまで取り組んできた感謝の気持ちを町民にお伝えしながら、そういったことで町民のご理解も浸透いただく、そういった取り組みをさせて、ご理解いただくように取り組みを進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） これまでのやりとりにつきましては、議案調査の中で担当課長と行われてきた内容と同じですが、ここから先、政治的な問題として町長に伺いたいと思います。

例えば、この6,000万円ほどが今後節約されてくるということ、これは紛れもない事実ですので、そういったその金額、あるいはそれに値する金額を何らかの基金として今後積み立

てていく、あるいは利用をしていくというような政治的な判断、あるいは考えはございますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 委員会等でもお話を申し上げました。今、日本中が人口も減少して、かつての成長期といえるような状況にはないわけでございます。自治体の運営につきましても、自治体の負担というのは、町民の皆さんの負担につながるわけでございますけれども、そういうものを考えて、廃止できるものは廃止をして、そしてその財源をこれから将来を担う子供たちや若者たち、そして新たな福祉・医療等に使っていくのが必要かと思っております。基金のお話も出ましたけれども、そういうものにつきましても、今後検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 地方創生委員会、特別委員会の中でも町側から教育について特化したものをやっていくのだというお話がありましたけれども、こういった浮いたお金、あるいは実際には浮いたか浮かないかわからないですよ、何もしなければ。でも、目的をもってこの分をここに使うのだというふうに振り向けていただくということが、この町の地方創生の礎になっていくんだと思うので、その辺を町長にもう一度答弁していただけるとありがたいのですが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員ご指摘のとおりでございます。こうやって町民の皆様のご理解をいただいて苦慮しながら出てくる財源というものを、今後有効にこの町の将来に向けて投資をしていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思っております。そして、基金化と言いますか、ここで浮いたお金をこれに使うんだというような、はっきりとわかるような形で町民に説明ができるというふうに約束していただければ、私はまさにこの廃止条例について大賛成という立場でございます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 基金につきましては、先ほどお答えをいたしましたように、ここではっきりとお答えすることもできません。今後十分に検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

3 番、小林議員。

○3 番（小林光一君） この議案につきましては、少しずつ理解が深まってきているわけですが、けれども、まだ二、三、わからない点もございますので、ちょっと質問させていただきたいと思うんですけれども、福祉センターにつきましては、この前の議員全員協議会におきまして、残すというようなことのお話がありましたけれども、条例を再び提出するということになるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 福祉センターでございますが、現在 4 施設の複合施設の中から 2 階が福祉センターという部分でございます。

（「3 階かな」と呼ぶ者あり）

○地域政策課長（浅見梅雄君） 失礼しました。3 階です。それで、まずは他の施設と一緒になっている部分がございますので、条例につきましては、まず廃止をさせていただきまして、それで新しく活用の方針が決まったところで、その条例については設置をするようなことで取り扱いを行って、まずは庁舎の建設計画の中に引き継いでいきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 3 番、小林議員。

○3 番（小林光一君） そうしますと、一応はその時点でその条例を提出するということの理解でよろしいということですね。わかりました。

それでは、そのほかに総合交流促進施設設置の条例ですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 健康増進センターでございますけれども、現在の条例につきましては、国の補助金をいただいている存在するものでございます。農林水産省の国庫補助金を充当した施設でございまして、その補助金の目的にも配慮された条例となっております。農林水産業の発展を図り、というようなことで、住民生活の充実向上に資することを目的としているものでございます。これにつきましても現在、存続の形で転用先を考えているところでございます。まだ固まっておりませんけれども、まず廃止をさせていただいて、転用先が決まったところで、その転用先の使用目的や利用される状況を見て、改めて条例を設置するという事で考えております。まずは庁舎建設の建設計画に向けて、このたびは廃止をさ

せていただきたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） そうしますと、まだ正確にいつごろ、例えば今の方針ですと、ある程度この健康増進センターにつきましては、町民体育館のほうに移るといような方針があるようですけれども、そうすると、いつまでに建設をして、その条例を出すかということが今のところちょっとわからないんですけれども、もうちょっと具体的にお話しただけないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 健康増進センターにつきましては、今後決定されますと、各課と協議を重ねまして、移転先、移転時期等を具体的にできるだけ早い時期に移転できるよう、今後協議していきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 今、できるだけ早くその辺をするという話ですので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

次に質問させていただきますのは、工事費ですね。改修費についてでございますけれども、8億5,000万円にしたその根拠が、いま一つ私にはちょっとわかりにくいんです。それをちょっとお話いただけますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 庁舎建設の工事費ということでご質問ですが、概算設計での7億8,000万円の消費税8,500万円ということで提出してあります。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 今、根拠を教えてくださいという質問なんですけれども、いかがでしょうか。もしよろしければ、町長でも結構でございます。

○議長（一場明夫君） 小林議員、全体の概算費用みたいなのを根拠という意味でおっしゃってらっしゃいますか。今、建設費のほうは今申し上げたようですけれども、その辺を具体的に質問してください。

3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 実は、私の質問というのは、例えば建設費でも、今言った改修費でも結構なんですけれども、または総費用でも構いませんけれども、例えば建設費を7億8,000万円にしたということなんですけれども、どうして7億8,000万円にしたのでしょうか。例

えば、5億円ということですからことも可能なんだろうとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 改修費、工事費ですけれども、先ほど総務課長がお答えしましたように、7億8,000万円の消費税込みということでございます。概算設計で温泉センター、福祉センターの改修で約4億9,000万円。健康増進施設の改修で1億5,000万円、コンベンションホールの改修等2,100万円。増築をした場合には、増築の部分で1億2,000万円程度かかるだろうということで、7億8,000万円という数字を出しております。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 今の根拠はある程度わかったんですけれども、例えば、全部を5億円ぐらいで済ませるということは、可能ではないのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） この金額につきましては、一応昨年度、今のふれあいの郷に庁舎が入るかどうかというものを専門家に見ていただいて、その中で算出した数字ですので、ここでこれを5億円にしろというのは、ちょっと私たちの段階でなるべく安く抑えるようには、今までもお話ししてきたように、努力はいたしますけれども、ここで例えば、数字の5億円とかってというのは、ちょっと断言できないということでございます。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） なるべく努力して、少しでも減らしていただければと思っております。それで、この後、パブリックコメントを求めていると思うんですけれども、例えば、そこで町民の皆様がもっと安くしてほしいというようなことをもし言われましたら、執行部のほうとしては一応、下げる考えがあるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 町民の皆様からはいろいろな意見が出てくると思われます。その中で総合的に勘案しまして、取り入れるものは取り入れ、ちょっと無理なものについては、これは無理ですという形になってしまうかと思いますが、なるべく総合的に全体を見まして取り入れていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） そうしますと今の、私はもうちょっと町民がこれは高過ぎると。もうちょっと安くしてほしいと。そういうときにどのように判断されるかということをやっと

お聞きしたつもりなんですけれども。

○議長（一場明夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） パブリックコメントを行ったときに、町民からいろいろな意見が出るかと思います。これでは使いづらいからもう少しこういうふうにするとかという部分も出てこようかと思います。先ほど言いましたように、無駄なもの、町民が見て、これは無駄ではないのか、ぜいたくではないのかという部分が出れば、それは十分検討していく考えではあります。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） その点については、全体的に考えて、安くできるものは安くすることだと思いますけれども、ぜひそのように努めていただきたいと思います。

この全体の移転と建設にかかわる費用は、全部で14.4億円ということでございます。実質は、私の計算では5.8億円の、これは単純、町の支出合計でございます。それと、一般会計のほうから2.2億円ということで、8億円概算でかかる、8億円ということになっておりますけれども、私のあれでは、もうちょっとこれはふえるのではないかと思うわけですが、この額で町民に理解が得られると思いますでしょうか。もしあれでしたら、町長にちょっとお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

（「総務課長」「町長に聞いています」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 先に、じゃ、内容説明でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 庁舎の全体計画につきましては、今、お手元にある資料のとおりでございますが、全体額とすれば14億3,500万円かかるということです、全体は。

（「全体ね」と呼ぶ者あり）

○総務課長（茂木 聡君） はい。その中で起債が12億円、一般財源が2億円という、そういう事業費の積算になっております。そのうちの今の8億円、地方交付税で8億円入ってきますから、町が出す分については5億8,000万円という計算ですというこの表になっております。

○3番（小林光一君） 理解しました。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 小林議員のご質問でございますけれども、これから詳細設計等を進め

ていくのでございますが、そういうものをする中で、内容公表、またパブリックコメント等の中で十分にその役場の庁舎の機能というものの説明等もしっかり行いまして、また町民に親しまれる、そういう役所に庁舎にしていかなければならないということでございますので、十分に配慮しながら町民の皆様にご説明をして、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） よく町民に理解していただくように丁寧にすべきだと私は思いますので、ぜひ、その点はよろしく願いいたします。

もう2点ほどありますけれども、公開プロポーザルを行ったわけなんですけれども、結果は1社だけだったということでございます。これですと、なかなか競争原理というのが働かないということになります。そうしますと、東吾妻町の利益につながらないと思うんですけれども、こういうことで町民の理解、また得られるかどうか、この辺について町長、いかがでしょうか。

（「副町長に」「町長に聞きました」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、副町長のほうからお答えいたします。

○議長（一場明夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 今回につきましては、プロポーザルということでやっております。

これにつきましては、全協の中でもおはなししましたけれども、やはり技術的なもの等がないと建築そのものが非常に難しいというようなことで、公募型ということで、参加にはいろいろな条件がありますけれども、それを幅広く誰でもが参加できるというようなことで公募型にしておりますので、その結果、1社だったという結果でございます。

ただ、その中で競争原理が働かないんじゃないかという部分は、何というんですか、そうかもしれませんけれども、競争している中で1社が出てきたという捉え方をしております。

○議長（一場明夫君） ちょっとお待ちください。

小林議員に申し上げますが、条例の廃止の案件が主題でございますので、その辺を考慮の上で質問をお願いしたいと思います。

3番、小林議員。

○3番（小林光一君） わかりました。

これはもちろん条例の廃止でございますので、余りそこまでは、もう既にいろいろ議論されておりますのでこのぐらいにしますけれども、庁舎を温泉センターに移転して改築して進

めるということについては、私自身は非常に賛成なんです。ただ、まだプロポの今言った問題、まだちょっと僕が理解できない点もあります。移転、建築にかかわる総費用の問題についても、まだ完全に理解したとも言えませんし、また耐震の問題もあると聞いております。十分に議論が尽くされたとは私はまだ思っておりません。もう少し時間を割いて議論して、なるべくクリアにしていいただければと思います。

そういうことから、この条例について、もうちょっと議論した後に再提出するというような考えはないのでしょうか。町長にお伺いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 小林議員のご質問でございますけれども、これにつきましては、本日、皆様にご可決をいただければというふうに思っています。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 結構です。

○議長（一場明夫君） いいですか。

○3番（小林光一君） はい。

○議長（一場明夫君） それでは、ほかにございますか。

11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） ちょっと確認なんですけれども、この東吾妻町福祉センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例、これを提出してきた背景として、あり方検討委員会にかけまして、あり方検討委員会のほうで、おおむねこの流れで結構だというようなきつと答申をもらって進めてきたということは理解しているんですけれども、そのあり方検討委員会の中で、当然、庁舎建設のことが説明されたと思うんですけれども、工事費用、7億8,000万円という数字は、ずっと以前から出ていた数字ですから、きっとその辺の説明はしているとは思いますが。

しかし、先日提出されました庁舎移転建築に関する経費の概算額一覧表、このように私どもの想定を超えたような金額が、14億3,500万円というようなものが出てきたわけなんですけれども、この辺の説明というのは、そのあり方検討委員会の委員の方々に説明なさっているのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） あり方検討委員会の事務局として、お答えさせていただきます。

今回のあり方についての諮問なんですけれども、岩櫃ふれあいの郷のあり方についてを審

議してもらおうというのが一義でございます。利用施設の一部は存続するものの、他は廃止することについて諮問をしております。廃止した場合には、これを他の目的で利活用していくことを検討しているということで、具体的には、役場本庁舎として利活用していきたいんだと、そういったことを諮問しております。

それに対しての答申が、4施設の一部は存続するものの、そのほかは廃止することについて適当と思われるということで、具体的な存続する施設ですとか廃止する施設、それを掲げております。

この中では、建築費の話は当然しておりますけれども、あり方そのものを検討していただいたということが第一義でございます。それについて、諮問内容につきましては、おおむねいいだろうということで答申をされてきたということで、具体的にはそこから以降ということになっております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そうですね。あり方を検討してもらったということ、そういう答えが返ってくるのは、ある程度予想はしていたんですけれども、でも、あり方検討委員会の方々も人間ですから、ある程度の、じゃ庁舎になったらどのぐらいかかってしまうのかなというのは、きっと当然、頭の中にはあったんではないかなと思います。でも、そのときは具体的な数字は出さなかったということでもありますけれども、私ども議員も、やっと3日前ぐらいにこの数字が出てきたというような状況の中で、あり方検討委員会の方々にも、この数字を出すというような考えはありますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） あり方検討委員会の中で提出した資料の中で、多分23年だったと思いますけれども、当時の行革の本部の中で決定をしてきた新しい庁舎についての検討結果、それに基づいたいろいろ試算というものの数字は出していただきまして、そこを根拠にした建築費とか、そういったものについては示しをしております。本日こちらには持ち合わせの資料はございませんけれども、そういったことも含めながら、仮に4施設の一部を除いて廃止した場合については、役場として使った場合にはこういったことが考えられますよと、そういったことを示してきております。

ただ、あり方検討委員会とすれば、施設のあり方について検討をして、そこへ答申をいただいたということでございます。その答申を受けて、具体的ないろんな数字を現在提示をしながら詰めてきている、そういったところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

す。

○議長（一場明夫君） 金澤議員、ちょっとお待ちください。

質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時15分とします。

（午前 1 1 時 0 2 分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 1 5 分）

○議長（一場明夫君） 先ほども申し上げましたけれども、今議案は、福祉センターほか3施設を廃止する条例を審議していただいていますので、その前提での質疑を中心にお願ひできたらと思います。

廃止する前提として、町でそこを役場庁舎にということが既に示されていますので、それに関する質問も関連がありますので認めますけれども、先ほど言ったような形で、そちらに集約するような形で質疑していただくようにご協力をお願いできればと思っています。

それでは、休憩前に引き続き質疑を行います。

11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 今、議長のほうから、この条例に従ってということの意見が出されましたので、私も、そんなに長く進めるつもりはないんですけども、本当に、そのあり方検討委員会の方々に正確な情報が伝わっていないまま答申が出されたんじゃないかなというような心配を危惧するわけですね。

今、すごく問題になっています東京都の築地から豊洲への移転、これもみんな専門家会議やら技術者会議という会議を集めて、そこでそれなりの意見をもらいながらやってきましたよというような経過があったはずなのに、内容は、全然その委員会が答申したような内容が行われていなかったというようなことが問題になっているわけですね。その辺を私も危惧するわけです。

あり方検討委員会の方にちゃんと正確な数字等が出されていないまま、専門家ではない、この間、私は多少メンバー表を見ましたらば、ほとんどの方がそんなに専門性を持った方々ではない方々が委員会に入って答申を行ったというような内容ですので、免罪符をもらったんだということで、あり方委員会の御旗を立てて、答申を立てて行っているような気がしてならないものですから、その辺を危惧しているわけです。それについての町長のご意見をいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 公共施設のあり方検討委員会につきましては、私は、諮問をお願いするときは出席をいたしませんで、ご審議をいただいているときは私は出席をしておらず、運営していただいております。

その中で、委員さんのご注文ですとか、ご意見ですとか、そういうものを踏まえながら、町としても、そのご審議に協力して運営されておるといふうに理解をしております。

○議長（一場明夫君） 情報の提供が適切になされたかというのを危惧しているようですから、それに対する答弁が欲しいんだと思いますが。

かわりに企画課長でよろしいですか。

○11番（金澤 敏君） はい。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 検討委員会の担当事務局なものですから、またすみません。

これにつきましては、金澤議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。

こちらのほうにつきましても、いろいろ、あり方検討委員会で審議をしていただく上で、委員さんからも当然声もあつたんですけれども、具体的な数字を示してくれないと審議にならないよという、そういった求めもありました。

その中で、先ほど話をしましたけれども、これは、23年12月に町の行革推進本部で出した庁舎建設この結果報告書、これ第1回のやつで、そのときには現在のところに建てるか、中央公民館に建てるか、そういったところはまだ決まっていなかったんですけれども、いずれも新築して建てる場合の経費、そういったものについての庁舎建設費用、この一覧というものを提示しております。このときは全体の事業費が22億5,000万円で、建築費本体が15億7,500万円かかりますよ、そういった数字を示しております。そこから年数もかなりたっておるということを前提にしながら、今回の中で概算の設計書というものを出示してもらいました。それも含めていろいろ検討してきてもらっているというところでございます。

この概算設計書の中では、建設費は7億8,700万円、こういったことを示しながら、あとは現状のふれあいの郷の利用状況ですとか収支状況、そういったものを提示しながら総合的に検討してきてもらった、そういった経過がございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そのような説明は、私ども議員にもずっとしていただいていたとは思いますが。

ただ、私が言いたいのは、今回の移転工事費総額が14億円になりますよというような数字は出していないわけですね。そうなれば、7億8,000万円という中で済むのであろうと、当然、あり方検討委員会の委員は考えるのではないかなと私は思うわけです。ですから、そこがあったんではないかというような危惧があるものですから質問させていただいたわけなんですけれども、その辺はちょっと疑念が深まったかなというところであります。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○11番（金澤 敏君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 今、廃止条例ということで議論されているわけなんですけれども、給食センターを設置するときに、今の敷地になっている岩島体育館が老朽化して非常に危険であるということで、まず体育館の廃止条例から入った。そのときもいろいろ議論がありまして、当時はさまざまな意見があったわけなんですけれども、当時の執行部側の説明は、危険ですから壊すんですと。じゃ、給食センターの設置と直結するんじゃないですかという議員からの質問がありましたけれども、そのときは、何か、答えが非常に曖昧化されていたような気がするんです。それで、条例が廃止になった後は、着々と手続が進んでいくというような私は印象を受けているわけなんですけれども、ほかの議員の皆さんはいろいろな印象があると思います。

今回も、まず条例の廃止から入る、そこから移転というところに着実に進めていくという流れだと思います。これからいろいろな工事費の問題とか、また議会でいろいろな議決が必要なものが出てくるとは思いますけれども、それはそのときの議論で、ただ廃止すると、給食センターのあれを見ると、一旦その条例が廃止条例が決まると、もう、ほぼそれをもって、給食センターであれば設置、今回であれば移転というところに手続が進んでいくんだろな

というふうに私は自分なりに思っているわけなんですけれども。

先ほどの3人の質問の中で、温泉センター、一体赤字は幾らなんだと、それから移転費用は総額で幾らなんだというお金の話が出ましたけれども、町民の皆さんの町民感情というんですか、これは非常に抽象的で捕らまえようのないところもあるんですけれども、振り返ってみると、今のふれあいの郷が約20年前に26億円という巨額な資金を投入してつくったわけですよね。18億4,300万円ですか、過疎債を初めとする有利な起債をしたと。残りは補助金とか、いろんなのがあるんでしょうけれども、いずれにしろ、税金ということでは国税にしろ県民税にしろ、町民のこちらからの税金にしろ、全て税金であることは間違いないわけですよね。ですから、26億円を投じた、当時の、20年前ですから、当町の一般会計の規模がどのくらいかわかりませんが、相当な額の起債をした、思い切った起債をしたわけですよね。安くできるからということもあったんでしょうけれども、それが20年たって、温泉センターの赤字がにっちもさっちもいかないと、有効な手段もないと、これからますます特に温泉施設が老朽化しているんで、このままいけば赤字がどんどんふえるばかりだと。

では、そうかといって、入館者数が今8万7,000人ぐらいですか、それで一気に上げるわけにもいかないだろうと。過去、事業課長が苦勞しながら入館者数をふやそうとしてきましたけれども、その努力は大変な努力だったと思いますけれども、結果としては余り入館者数はふえていなかった。では、入館料をふやそうかというわけにもいかないと。そうすると、もう、にっちもさっちもいかないと。では、あの建物を、一般の民間企業であれば、不採算部門からの速やかな撤退と、整理ということになるんでしょうけれども、ところが箱ものの怖さで、一旦建てたものはぶっ壊すわけにいかないんですよ。あるんです。だから、そこで今回の、町はあの庁舎が約60年ということで、両方とも、にっちもさっちもいなくなっちゃったわけですよね。

そうすると、財源が厳しい中で、前は新築したら22億なんぼと言いましたけれども、それを新聞などを見ると板倉町ですか、今、新庁舎の議論をしていますけれども、人口が当町よりちょっと多いぐらいで、新聞報道だと15億円と言っているんです。精査するあれがないんです。そうすると町民の皆さんは、20年前にも26億円を投じて、現在に来て、26年度決算で、ふれあいの郷全体で1億4,200万円の赤字が出ていると。まず、それを、その延長線上に新庁舎で移転という話になると、大きな額はだめだよと。これが町民の皆さんの思いの大半だと思うんです。大半の方はそう思うんですよね。

そういうことを過去の歴史から考えて現在のそれを考えたときに、14億3,000万円といい

ますけれども、これからもまだ膨らんでいく、確実に膨らんでいくわけですね。その額で町民の皆さんに、過去の経緯を踏まえて、巨額な十何億の、15億円だか16億円だか結果的にわかりませんが、それで理解してほしいというのは非常に難しいところがあるというふうに私は思うんですよ。その辺はいかがですか。町民の皆さんの感情というのは非常に個々の価値観があるんで、抽象的で難しいんですけれども、私はそう思いますね。

だから、今、言い切っているのは先人に対して失礼かもしれませんが、ふれあいの郷、26億円を投じたふれあいの郷事業は失敗だと私は思います。それが、今の町の財政が苦しい原因の一つにもなっている。それを解消するために、庁舎はそこに持っていく。そういった場合に、なるべく安くやれよというのは、町民の皆さんの私は正直な意見だと思うんです。それで、14億、15億、16億ですという話が、果たして町民の皆さんが、うん、しょうがないねと言ってくれるかどうかの話なんです。しかし、その辺のこれは感情ですけれども、受けとめ方の問題があるんで一概には言えませんが、その辺はどうですか。

いろいろな機会を通じて町民の皆さんにはお知らせしていると思いますが、ただ、ここで一番読まれている上毛新聞には、8月24日の一面トップには、移転費用は8億円から9億円と書いてあるんですよ。それは、大体、私はたまたま議員なので、こうやっていろいろ知る機会がありますけれども、一般的など言ったら変ですけれども、町民の皆さんは、ああ、そうかと、8億円から9億円かと。新築で22億5,000万円と言っているから、ああ、これは随分安いなという感覚だと思いますよ。だから、それをどうやって正確にお伝えして、町民の皆さんの意見を吸い上げて、やむを得ないと、15億円でも16億円でもという、全員がうんと言わないでしょうけれども、その辺の説明をやっぱり誠実に行うべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（一場明夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） まず初めに、1点目の給食センターの例を出されて、今質問がありましたけれども、執行者が方針を決定して、それに基づいて条例の廃止を出しているわけです。条例の廃止が議会で議決いただかないと、職員とすれば、それ以上のことができないんです。まず初め、条例の廃止、それで、その後進んでいくという形になろうかと思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

それと当時の建設の問題等がありますけれども、茂木議員、一般質問でも出されておりますので、そのところで町長のほうから答弁があるかと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） では、一般質問で予定しておりますので、またそのときよろしくお願ひします。

それから、一番、ふれあいの郷の赤字の議論の中でどうしても温泉センターが出るわけですが、その中で、19日の全員協議会で企画課長のほうから回答いただいたんですけれども、温泉センター、6,340万円、26年度決算ですね。その他は、福祉センターが1,073万円、コンベンションホールが2,480万円、健康増進センターが473万円、トータル1億366万円。あり方検討委員会の答申書の中には、26年度決算トータルで、ふれあいの郷1億4,200万円。この差額はというふうに後で聞いたら、差額が3,834万円あるんです。これは4施設の共用部分なんで、各4つに振り分けられないというんで、こういうふうな答え方だったようなんですけれども、施設の赤字を議論するときに、そこはもう精査して、例えば敷地の広さによってその共用部分を案分するとか、そうしないと正確な議論にならないと私は思うんです。大きいんで、3,834万円ですから、4施設で単純に割っても1,000万円弱という数字なんで。

例えば、その論法でいえば、温泉センター6,340万円というけれども、共用部分のある程度案分したらプラス1,000万円ぐらいになるわけですよ。その7,340、7,000万円以上というのが一般的な赤字の議論の中での基礎数字になると思うんですけれども、その辺どうですか。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 温泉センター、岩櫃ふれあいの郷の事業管理をしているということで、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

先ほど報告があった差異は何かにつきましては、ふれあいの郷総務費の部分でございまして、それについては、温泉センターも含めまして4施設の総務関係の部分が適正に割り振られていなかったというところがございます。

事情としましては、現在、フロントの受付や事務をつかさどる職員が5名、それと臨時職員が5名おります。その共用部分におきましては、健康増進センターとかコンベンションホールという個々に分けられずに総務費として扱っております。全体の業務の割合からしますと、温泉センター部分が5分の3、人件費ですね、そういったことで考えますと5分の3。あるいは、残る5分の2につきましては、コンベンションホールそれと福祉センター、健康増進センターというような、なかなか正確には分けるわけにはいかないんですけれども、そんな状況でございます。その一部を、先ほど報告させていただいた中には、分けられる部分は分けたところでございますが、その分けられなかったところがそこに含まれているという

ようなことで、ご承知おきをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） わかりました。ありがとうございます。

ということは、3,834万円のうちの総務費というか、いわゆる人件費が多いということですよ。そうすると、その5分の3、6割、3,800万円の6割、二千数百万が温泉センターがあることによる人件費というか総務費なんですよ。そうすると、その6,340万円に二千数百万を足すと、8,500万円ぐらいになっちゃう、温泉センター部分だけで。これが、こうやって質問して初めてわかる話なんで、温泉センターは赤字だよねと言いながら、わかりにくい中は、一般会計の中に入っている、温泉センターの部分が。

いろいろな話を聞くと、なぜ特別会計、独立で会計しなかったかということ、消費税の関係があると。一般会計にしたほうが消費税を節約できるからだという説明を前に受けた覚えがあるんですけども、ただ、一般会計にしちゃうと、外から見たときにわからないんですよ。数年前までは、ふれあいの郷は大方1億円だと言っていたんですよ。だから、今になって、1億4,200万円になっていますけれども。

そんなことで、今の説明で理解できました。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○10番（茂木恒二君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 私も、ちょっと理解ができないので、できれば町長を中心にご答弁いただければありがたいというふうに思いますので、どうぞご指導いただきたいと思います。

まず、この廃止条例でございますけれども、町長にお聞きしたいと思っておりますけれども、この福祉センターの設置の目的、大変重要だと思います。これについてご存じでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 福祉センターにつきましては、町民の皆様の福祉に関して、より増進、向上させるための施設ということで設置をしているものでございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） ありがとうございます。

そうです。条例には、町民の福祉の増進及び福祉の意識の高揚を図る拠点ということだと

思います。

町長は日ごろから、子供を育てるなら我が町、もう本当に大きな声で言っているわけですが、非常にそれはすばらしいことだと私は理解をしております。

また、総合交流施設、健康増進センター、これの目的をご存じでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、東吾妻町総合交流促進施設という名称でございますけれども、農林水産業の発展を図り、住民生活の充実、向上に資するため交流施設を設置をするということでございます。

○議長（一場明夫君） 5 番、竹渕議員。

○5 番（竹渕博行君） そうだと思います。町民にとっては、大変なくてはならない、大変すばらしい目的を持った施設だというふうに私も理解しているわけでございます。

さて、過日でございますけれども、執行部からの答弁の中で、福祉センターについては改修した役場庁舎内の中にできれば設置し、温泉センターについては代替措置を検討中と、そして健康増進センターについては、ほかに移転して設置すると答弁をされていると思います。

さて、今回の廃止条例ですけれども、なぜこんな大事な施設の条例を廃止しなければならないか、この辺が私にとっては非常に理解がしがたい。多分、総合的に考えると、あそこに新庁舎を建設するために条例廃止ということを出ているのかなというふうに思っておりますけれども、条例廃止という意味では、基本的には、その事業そのものがとりあえずなくなってしまうということを意味しているんだと思います。私とすれば、その条例自体、これは手段の相違というか、考え方の相違というか、そういったものがあるかもしれませんが、廃止そのものではなくて、一部改正または全部改正というものもあるわけですから、基本的には残すべきだというふうに私は考えておるんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 条例の扱い方というか、やり方といいますか、そういうお話だと思いますけれども、これにつきましては、もう、ふれあいの郷としてのその機能というものをなくすわけでございますので、そういう意味で、廃止をして新たに移転してまた設置をするものもございまして、一旦廃止ということでございます。

○議長（一場明夫君） 5 番、竹渕議員。

○5 番（竹渕博行君） 一旦廃止というふうに町長は申しましたけれども、基本的には、2 事

業については行うという前提がもうあるわけですね。ですから、本来であれば、何というんでしょうか、もう移転先がある程度方向性が決まっている、その条例もございます。そういったものを代替措置としてやはり率先して取り組んで、そして、町長が肝である大切な条例をいつときでも廃止せず済むような方向でいけるのであればというふうに私は考えているわけでございます。その辺は、執行部と私だけかもしれませんが、意見の相違ということで理解しなければいけないのかなというふうに思っていますけれども。

さて、この条例廃止、基本的には岩櫃ふれあいの郷、ここに新庁舎を建築する、改修する、こういったものが前提でこの条例が出ているんだと思います。そういった中でちょっと町長にお尋ねしたいんですけれども、全協の中でもちょっと触れましたけれども、また、その前の行革推進特別委員会でも触れましたけれども、耐震強度の関係で質問させていただきました。そのときは町長、ちょっと答弁を私のほうからも町長というふうに言っていないのでしたから課長が答弁されましたけれども、実は文教厚生常任委員会も今定例会中にもございました。

委員会の中で、委員が耐震のことについても触れたと思います。そのことについて、町長は一貫して問題ないというふうに発言してきたというふうに覚えております。ただし、行財政改革特別委員会のおかげから、町長からではなかったかもしれませんが、執行部から検討する必要はあるという答弁をいただいており、この辺の見解について町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 平成27年12月に消防庁が公表いたしました公共施設等の耐震化推進状況調査結果によりますと、ふれあいの郷につきましては、昭和56年の建築基準法改正に伴い導入された現行の耐震基準を満たしているという、そういう既設建物であるということでございます。これにつきまして、そのようなことで役場庁舎としては問題ないということでございます。

また、国の官庁施設の総合耐震計画基準というのがありますけれども、この1類、最上級の施設につきましてはその1.5倍というふうな話が出てくるわけでございますけれども、これにつきましては、災害応急対策を行う拠点となる部屋あるいは通路等のものでございます。そのようなものについて一応の目標ということで、この基準の中に入れられているわけでございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 別に基準聞いているわけじゃないんですよ。要するに、町長、大丈夫だっていう発言してきたんですよ。ですから、基準自体は、それは書いてあるのはわかりますよ。そういったことをご存じの中で、何でこの定例会の文教厚生常任委員会の中まで、要するに大丈夫だという発言ができたのかなというのが非常に不思議だというふうに私は思っています。

というのは、防災拠点つくるんですよ。そんなことは最初から前提としてあったわけですよ。ですから、私が言いたいのは、大丈夫だという町長の発言であれば、1.0でいくんだという発言すればいいじゃないですか。そうすれば今示されている10億数千万円、14億数千万円のうちでできるという発想になるんじゃないですか。

だけれども、この間の全協での課長からの答弁ですと、いや、それに近づきたいんだと。ですから、これからその辺は検討して上積みになりますということで終わっておりますけれども、その辺はどのように私は理解すればいいんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、最初の庁舎が入れるかどうかの設計事務所の調査報告にも耐震性問題なくという一文がございます。そのようなことから、一つの庁舎として考えるならこれは大丈夫だということでございます。今後、今、お話に出ました基準等のお話は、今後、プロポーザル等を経まして、設計の段階でお互いに意見を交わす中で国の基準あるいはその基準がどういって、どういう実際に全国の中で運用されているかというものも判断していかなければならないというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 防災拠点は、じゃ別につくるという計画だったんですかね。そういう答弁ですと。ちょっと私も理解できないんですけども、要は、そういったような条件がある中で、ある業者ですよ、その業者から問題ないというような報告が上がってきた一文を信じていたけれども、わかりませんけれども、どこかの段階でそういう情報が町長の耳に入り、そういう答弁に変わってきたのかなというふうに理解すればいいのかちょっとわかりませんけれども、ちょっと理解しがたいなと。

だから、今の答弁でも示されたように、これから詳細設計が上がってきて、どこまでの耐震強度をはかれるかということもこれから検討して、また、なおこれからそれには何ぼかかるのかということもこれから検討するということをおっしゃっているんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 役場庁舎、わかりやすく言えば、事務所のような状況では完全にクリアできているということでございます。しかし、ここに来て大きな震災もあるということでございます。また、地震の頻発する地域、震度の強い地域もありますし、余り心配のない地域もあるというふうなことで、全国的にこの運用がばらばらの状況でございまして、各市町村の判断に任せられているという状況の中でプロポーザル、設計等を踏まえながら、これからまたその建設費用等も当然考慮に入れなければならないと思います。そのようなものを考慮に入れて行いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） いや、おかしいですよ。だって、ただ単に事務所をつくるということで検討してきたわけじゃないでしょう。役場庁舎イコール防災拠点になるという前提で物事って考えなくてはおかしいんだと思うですよ。それで近年いろんな災害が起きるといっても、ここ二、三日で起きているわけじゃないんですよ。ですから、そういったものを前提として今まで数年検討してきたというものを我々に示さなければ、絶対おかしいんだと思うんですよ。

私だって、早く職員の皆様方だとか町民の皆様方がやはり出かけて来られる庁舎というものを早く安全な場所に移したい、それは多分、議員各位全員が同じ思いなんだと思います。ただし、こういうような何か考え方が2転、3転して、それで14億数千万円というものを示されたもののほかにまだまだ幾らかかるかわからない。だっておかしいじゃないですか。

だから私が言いたいのは、町長もおっしゃっていましたが、要するに各行政、行政で異なった数値なんだと。だから、うちの町は1.0でいくんだという話をずっとしてきたわけじゃないですか、町長が。いや、そういうことでしょう。数字は言っていないけれども、これで大丈夫だという根拠がそこにあるという話なんだと思うんですよ。ですから、防災拠点というのは別棟につくるのかなというふうに思っちゃいますよ。その辺どうなんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、平成27年12月の総務省の消防庁の公共施設等の耐震化推進状況調査によりますと、昭和56年の建築基準法改正に伴い導入された現行の耐震基準を満たす施設ということになっておるところでございます。ですから、庁舎としては、もうここでクリアをできておるところでございます。

そして、今説明申し上げましたように、国のまた計画基準というものがあるって、これは目標数値だということでございます。そういうものも含めながらこれから設計に入る段階で、

我々専門家ではございませんので、よくそこら辺は判断できませんけれども、設計の段階でなすべきことはなして、なす必要はないというものは必要がないというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 同じ質問を何回も繰り返しているわけじゃないんだけど、町長は同じ答弁を繰り返しているようだけれども、だから1.0できたわけじゃないですか、要は。要するに、去年の27年12月ですか。だけど、国の目標数値基準としたってきのう、きょう出ていたわけじゃないですよ。そんなことは当たり前で検討してきたんじゃ、普通は常識的に考えれば検討してきたのが当たり前じゃないんですか。

だけど、この今定例会でやっと出てきたんですよ、私が触れてから。それはおかしいんじゃないですかということを町長に尋ねているんです。別に安全基準がどうのこうのなんて聞いてないんです。町長の答弁が文教厚生常任委員会的时候、その後から急に変わったんですよ、答弁がね。町の考え方が変わったんですよ。そういうふうに感じているんです。そこをどうしてなんですかということを聞いているんです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私の説明の中に足りない部分があるのかなと思ひまして、国の基準と言っておりますのは官庁施設の耐震計画基準というものでございまして、国の官庁の建物の基準でございます。そのようなものもございまして、そういうものも考慮の上、今後、設計に入ってまいりたいということでございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 問答しているんでしょうね。要は、これだけ長く期間をかけて検討してきて、今、条例廃止の議論をしているんですけれども、もう本当に二、三日前にこういうことが出てきているんですよ。これはおかしいと言っているんですよ。まあ、それはおかしくないということなんでしょうね。私はそういうふうに理解します。ですから、今示されている金額よりも当然高くなるんだということを課長もちょっとそれには耐震は入っていないという答弁をしたんだと思いますけれども、そういうふうに理解をしております。

とても町長の今の答弁ですと理解できませんし、これから本当に何ぼかかるかわからないような状況の中で、前提としてあそこに要するに役場新庁舎に持っていくための廃止条例、これはとても認めるわけにはいきませんし、時期尚早だというふうに私は判断します。

以上です。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

9 番、山田議員。

○9 番（山田信行君） 私も二、三点ちょっと質問をさせていただきます。

岩櫃ふれあいの郷は4つの施設で構成されているわけですがけれども、福祉センターのおおむね仕事が終わったということで、廃止ということで条例がなされているわけですがけれども、それを含めて8月19日に全員協議会は開催をされました。その際、庁舎建設の話も細かく出しました。

まず、入札に関しての公募プロポーザルに関してですが、手続上、8月5日にもう既にスタートし、第2次の締め切りも近づいているわけですがけれども、東吾妻町、私の記憶では、公募型のプロポーザルは初めてというふうに思っています。入札云々を言うわけではありませんけれども、公募型ということはかなり開かれた公募かなというふうに思っています。指名入札が多いようでありましたけれども、開かれた入札かなというふうに評価をしているところでございます。

そんな中で、もちろん入札に当たっては資格とかいろいろの競争入札の資格、いろんなものは当然有することは当たり前だというふうに思いますが、残念なことに公募型のプロポーザル1社だけだったと。どうしてプロポーザルをするかといいますと、恐らく町長にもお話を聞きしたいんですけども、プロポーザルの意味というのは、こういうものを提案していただく、アイデアを買うということのように思うんですよ。専門家がいろんなものを見て、ここはこうしたほうがいい、ああしたほうがいい、今問題になっている耐震を含めていろんなアイデアを買うということできまうと、全くそのアイデアがなされていないわけですがけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） プロポーザル方式につきましては、今回の庁舎のような設計でございまして、こういうものはやはり価格を争って仕事を行うというものにはなじまない、やはりその会社の技術、提案等を競って行うものがプロポーザル方式でございまして、そういうもので公募型プロポーザルをとっているわけでございます。

○議長（一場明夫君） 9 番、山田議員。

○9 番（山田信行君） まさにそういうことだと思います。しかし、今問題になっている価格の問題、まさにそれが争点だというふうに思いますが、アイデアも求めているながら1社しかなかったと。そのアイデアをどういうふうにするのか、また、公募の理由は、価格は

それほど関係ないということでありましたけれども、その辺の矛盾があるんですけれども、
どうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 山田議員の言われるのはあれですかね、委託費でございますかね。委託費は3,000万円ということで、当初から公表しておりますので、また概算事業費、建物の概算事業費は7億8,000万円ということでイメージをしているところでございます。

○議長（一場明夫君） ちょっとお待ちください。まだ質問があるようですので、休憩の後に
お世話になりたいと思います。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時とします。

（午後 零時01分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 昼食をいただいて、大分落ちつきを払ったように思います。また、いろいろの都合もあるでしょうから、少し質問させていただきます。

先ほど、町長がセンターは町民の拠点であるというようなお話をなさいました。私としては、この福祉センターの条例改正をしなくてもほかへ先につくって、それからでもというような考え方もあるのではないかというふうに思います。それはなぜかといいますと、いろいろ考えた中でそれが担保できるのかなという心配があるからでございます。

また、もう一つ耐震でありますけれども、先ほどのお話の中では、耐震もこれから考えていくというようなお話をいただきました。もちろん耐震工事をしたときに、費用は当然かさむと思いますけれども、果たして1.5をクリアできるのか、その辺の心配もある、この2点

についてお伺いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 条例につきましては、前にもそういう質問が出ましたけれども、やり方の問題だと思いますけれども、今回の条例の廃止ということで、その後のスケジュールがスタートするということでございますので、この方式でお認めを願いたいと思います。

あと、耐震1.5というふうなお話が出ましたけれども、1.5なくても現在は耐震基準を満たしているという判断でございますので、その上で防災施設となるものにつきまして、部分につきましては1.5にするのか1.25にするのか、そういうものは設計の段階で判断をしてみたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） はい、わかりました。

ちょっと関連していると思うんですけども、8月24日に上毛新聞に岩櫃ふれあいの郷が庁舎として移転されるというような発表がなされました。上毛新聞の方に聞くと、スクープではなく取材に応じたというようなお話でありました。まさに執行部、町側が町民の皆様に当然お伝わりするということで発表なさったというふうに受けとめています。やはり条例が優先するという意味からいきまして、どうかなというような懸念はあります。過去にさかのぼって3回、2回ですかね、突然、新聞報道がなされたという経過があります。

私、8月19日に全員協議会が開かれ、その席で温泉センターのお話も出ました。庁舎移転ということでプランを示されました。確かにその中で経過を見ますと、9月議会があるわけです。いよいよあしたで終了ということですが、しっかりと採決を得て発表なさるのがベターかなというふうに思います。

それはなぜかといいますと、町民の皆さんが、皆さんびっくりされたと。執行部の皆さんは、町政懇談会の中でお話ししたからいいんだというような論法もありました。しかし、本当に町民の皆さんが議会報告会を含めて努力もしなきゃいけないんですけども、本当に少数の皆様だということで、そういう知識がなかった。もう本当にこの新聞の掲載で驚いている事実があります。

それがいいか悪いかは別としても、いろんな目的を持ってふれあいの郷を利用しているわけですね。その辺の住民感情というものが執行者はどういうふうに考えているか、また上毛新聞の掲載について、げすの勘ぐりですけども、先に手を打つというような、そういうことであったかなというふうにも思わざるを得ないんですけども、その辺はどうでしょう

か。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町といたしましては、今回の町政懇談会でメインのテーマとして新庁舎ということでご説明をしてきたところでございます。5地区回って特に反対というふうなところは、ほんの原町区で一部、庁舎自体の話ではないですけれども、少しご意見があったというふうに思っていますけれども、おおむね了解が得られたというふうなことでございまして、そういうふうな段階で一つの町の方針としてという、一つのステップとしてこの新聞に掲載されたということでございます。

そのようなことで、何ですか、今テクニックみたいな話が出ましたけれども、そういうふうなものは絶対ない線でございます、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） はい、わかりました。ちょっとかけ離れるかなというふうに思いますが、プロポに関連すると思うんですけれども、大変今、東京都、いろんな問題がある中で、少しおもしろいエピソードがあるんですけれども、東京都23区の中で豊島区が2040年に消滅するという話が出ました。豊島区、池袋があるところなんですけれども、あれだけの人がいて消滅するのかなという驚きもあったわけなんですけれども、その際、区長の高野之夫さんがすごいプロポをしたという経過があります。

そのプロポは一般公募ということで、16社の方が応募したと。その期間の調査、4カ月ということで、資料提供も莫大な資料提供であったというふうに聞いております。また、プロポなざる設計事務所の方も大変な労力を経てプロポを考えたときに、やはり経費というものはかかります。とれなければ元も子もないわけですね、現実としては。

そんな中で高野之夫氏は、出が下條と同じように、下條はスタンドのおやじさん、高野さんは地元の古本屋の経営者だったということでもあります。何と100億円以上かかる庁舎をゼロで建てたということです。それはもうプロポの力もかなりあると思います。

そんな中、じゃ何でただでできたか。それは6階までが区役所で、その上は36階のマンションということで、豊島区の区の土地を提供し、デベロッパーが部屋を売ってチャラにすると、そういうようなアイデアが出たということで、まさにこれはすばらしいことだというふうに思うんですよね。

それがうちの町にどうこうということではありませんけれども、やはり、最後になりますけれども、プロポのいいというのはそういうことかなと思います。アイデア、手法等を買う

のかなということで、1社でこれからいかざるを得ないと思うんですけれども、いろんな策はあると思いますけれども、そういうことがあって非常に残念かなと思います。

また、高野之夫区長は、職員が変われば地域も変わり、未来も変わるということをおっしゃったということで、本当に一丸となって今進んでいるということでもあります。また、区役所の跡地利用ですけれども、いろんな劇場とかいろんなものをつくっていくと、そういう発想というのがすばらしいと思うので、その辺、町長、変えれないかもしれないですけれども、もう一度、その辺を含めて庁舎に向けてのプロポーザル、また考え方を示させていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 豊島区の例を事細かにご説明をいただきましたけれども、今回のプロポーザルにつきましては1社ということでございますけれども、その中で役場としての立場としての審査等もしっかり行いながら、よい設計をしてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

4番、重野議員。

○4番（重野能之君） 今回の今議論されておりますこの条例に関しましては、町が温泉センター、岩櫃ふれあいの郷に庁舎を持っていくという意向の前提にあり方検討委員会の報告も受けて、廃止する施設が出てくると。廃止、そういった施設があるから廃止するための条例ということで、それ以上でもなければそれ以下でもなくの条例なのかなというふうに思います。

ちょっとそれはずれるんですが、特にその中で温泉センター、20年ということで長年、私も実家のほうでそういった経験をしておりますので、一般のお客様も県外から来る、町外から来るお客様もそうですが、常連のお客様というのは、特にお客様は神様といわれますが、その中でも特に本当に神様で大切な存在であると思います。

今度、この条例が通れば、今年度以降、今年度で廃止ということになりますので、その常連の方々が納得してもらえるような、例えばいつもとまた違うさらにサービスじゃないんですけれども、そういった喜んでもらえるような、納得してもらえるようなサービス、そういったものを考えて実施していただけたらと思うんですけれども、これ質問というか要望なんです、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 廃止後、現在、町の日帰り温泉というのは3カ所あるわけでございますので、残る2カ所も非常に泉質としてはいい温泉でございます。それを利用させていただくということになります。そういうことで、今、ご意見ございましたけれども、その2つで町民の皆様にさらにサービスできるものを考えて、検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

4番、重野議員。

○4番（重野能之君） すみません。今の温泉センターに通っていただいている常連のお客様に、例えば無料にするとか、例えばそういった枠を今の廃止される温泉センターに関して、その常連のお客様であったり一般のたまに出かけて来るお客さんでもいいんですけれども、この半年の間でさらなるサービスを何か提供していただけたら喜んでいただけるのかなと、そういった提案というか質問でした。申しわけありません。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） これからの予定ですが、廃止が決まりましたら十分な周知とともにそういったサービスができるか、長年勤めてきた職員にとってもそういった思いがございますので、それを条例が決まりましたら年度末で閉じるということになるんですが、それに向けてのいろいろな感謝祭であったりそういったもの、取り組めるところでそういったものを取り組んでまいりたいと考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

次に、13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 同僚議員がいろいろ質問してかぶる部分があるかもしれませんが、ちょっと質問させていただきます。

廃止をした後の利用というか3つあると思うんですけれども、それぞれ全員協議会とかいろいろ今まで説明を受けた中で、福祉センターについてはまた庁舎の中で利用するというような話ですけれども、温泉センターは廃止するということでございますけれども、源泉水、温泉水の利用については考えているというふうな形だと思うので、その辺の活用について、また健康増進センターについても移転をして考えているようなお話がありましたけれども、そういったことで今まで利用してくれた皆さんに対してこんな形で町とすれば、この部分についてはここにしますよと、いろんな方向性が見えてきた段階で利用者、また町民の方々に周知徹底を図る方法等あると思うんですけれども、現段階でどのようなことを考えているのか、廃止をした後の住民の皆さん、また利用者の皆さんに対する周知徹底の方法、それをお

聞きしたいんですが。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 町民への周知の方法としましては、広報の掲載あるいはホームページの掲載、また施設での表示ということが考えられると思います。こうしたものを活用しながら取り組んでいきたいと思います。また、直接、常連の皆様については、特に施設での対応というのが大変重要になると思います。そういったことも含めまして、職員の中で協議をいたしまして対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひ周知徹底、大切なことだと思うんです。今まで20年間というところで、多くの皆さんが利用されてきているというような中で残念だなという方もおられると思いますので、特に温泉水についての活用なんかについてはよく理解をいただいたような形で、皆さんに利用できるんだよというふうな形で、まるっきりもう温泉センター使えないんじゃないくて、残った温泉水については利用も可能なんだよみたいな部分で、できればパンフレット等で今後の利活用についてのものをつくっていただいて毎戸配布とか、十分に町民の皆さんの理解を得られるような努力をしていただきたいと思うんですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 岩櫃温泉の源泉の利用につきましては、前にも委員会等でお話を申し上げましたように、温泉スタンドで町民の皆様が持ち帰っていただいて、自宅のお風呂で利用いただくというふうなもの、あるいは民間の施設がそれを活用していただくというふうなことも考えられると思います。また、周知徹底につきましても抜かりなくやりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 今、温泉水のことも言いましたけれども、健康増進センターについても、これは違った場所で移転をしてというような話もありましたので、その辺も含めてきちんとした活用、あそこのふれあいの郷はなくなったとしてもいろんな形で、町ではどういうふうな形で今までの利用者の方にも利用してもらうような形でやるというようなことをきちんとしたパンフレットなりでやっぱり出していただきたいと思うんですけれども、その辺、町長、確約していただきたいんですが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見の点につきましては、十分パンフレットなり資料をつくって町民の皆様に周知徹底したいと思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 今までの議論を踏まえて、私もこの条例廃止、それに伴う庁舎建設に絡んでの意見をちょっと述べさせていただきたいと思います。

この問題の今、庁舎建設、特にこの問題、一番重要な問題というのは、この庁舎が防災拠点になり得ないという、まずその点。すぐにちょっとした地震でも崩れる可能性がある、そういう部分とあわせて、至急やっぱ新しいものを喫緊でやるのがまず一番の論点じゃないかなと思います。

この庁舎絡みでいくと、吾妻町時代も含めて、多分、議論あったんだろうと思います。ただ、いろいろやるお金、それから財政的な問題で多分なかなか表へ出てこなかった話。それから、合併したことによって、打ち出の小づちの合併特例債が手に入った。中でもなかなか議論が表へ出てこなかった。

具体的に私が認識しているのでいくと、この前の町長選でその温泉センターを庁舎にという議論がありまして、そういう部分で話が出てきたかなと私は認識しています。それをもって執行部のほうもいろんなこの土地、現在地も含め、中央公民館も含めいろんなところを検討したという報告を受けた中で、財政的な問題も含めて温泉センターという方向性を見出してきたのかなと思います。

私も、うちの町の財政考えたときには、やはり今の方向性しかないかなと思っております。先ほど構造の問題で1.5の話も出ていますが、現状の温泉センターを1.5に引き上げるとなると、私は検討はしていませんけれども、いろいろな情報をいろんなところから仕入れた段階でいくと、できるかもしれませんが、多分、壁だらけの使いづらい庁舎になる可能性がありますし、基本的にいうと多分NGのほうが高いかなと。

そうすると、新庁舎、あそこはだめとなると話は振り出しに戻って、新しい用地、新しい場所を探しながら合併特例債の使える範疇でこの話を新庁舎というか建設費も含めて新しい

ものになるとかなり、やはり先ほどの20億円の話も見え隠れしていますけれども、長野原でいくと、きのう確認した段階でいうとやはり坪120万円ぐらいの話で今動いているようですが、コンクリの3階、4階の新庁舎、最低でもつくるとなると、多分、コンクリでいけば1割増しぐらいの話になると、本体で消費税込みで20億円弱になる可能性もあるのかなと私は踏んでいます。

そういうものも含めると、今の8億5,000万円と本体だけの比較ですが、あとは大体似たような話になると思うんですけれども、新庁舎との絡みを見たときにうちの財政耐えられるのかなと。あとは町民にそれを説明できるかという、私は個人的には、やはり今のうちの財政は、普通の家庭で考えても収入が少ないならリフォームして何とかうちをもたせようと。あの建物が今20年ぐらいですから、50年もつとして後30年、その間に本当に欲しければ、改めて基金なりを積み立てて新築のものを後世の方が考えていければいいかなと考えております。

それもあわせて30年後になった場合に、この吾妻が人口減になったときに改めて町村合併になるかわかりませんが、そういう部分も非常に危惧する部分、そうすると、新築やらないで今の使い回しにしながら、強度が1でも私的には法律的には問題ないと、この地域性考えるときに十分耐えられるのかなと。どうしても防災拠点に関しては、また今後の検討課題にしていなければなと思っています。そういう意味からして、合併特例債等々の使うリミットも来ています。

それから、例えばこれが違うところにつくるとなると、先ほどからいろいろ出ていますが、温泉センターを継続するかという話にもなるのかなと。きのう、ちょっと議案調査させてもらった段階で、20年たっていますから機械設備も全部入れかえの話になると、試算だと2億四、五千万円の話が二、三年前かな、何か出たみたいですが、この間、去年、配管はねて中見たらもうさびで全然配管が使えないような話等々考えますと、配管から何から全部やりかえと、それから、こういう時代ですから経費を節減するとなれば、照明をLEDにかえてくるような話も含めると3億円以上の投資をして、その後に毎年6,000万円だか8,000万円だか、さっきの議論でいえば赤字が出てくるという話を考えたときには、やはりその選択肢はないのかなと。

やはり庁舎として使えるうちになるべく早くこの庁舎からあちらへ動いて、これはもう閉鎖する方向で喫緊で考えざるを得ないということを考えますと、私は、この条例をぜひ進めていっていただきたいかなと思っています。

以上です。

○議長（一場明夫君） 続いて、12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 私は、早急にこの、きのうも雨が漏っていましたし、湿気が多くてこの壁紙がトロンと垂れかかっている、またバケツが必要なところがあったということで、早急に安全な場所で仕事をしてもらいたい。東日本のときにあるお母さんがテレビの中で、役場に娘を殺されたという職員のお母さんを見て、非常にそのとき感じたんですけれども、私は、3年前から建設にかかる費用を細かい表示されたのを見ております。ふれあいの郷、耐震1でも今の建築基準でよいのなら、また今までの地震や台風で問題がなければ移転したいと思います。

また、住民との協働をうたっていますが、今の窓口では、配置の関係でいかに窓口業務を気を使って行ってもままならないことがあります。また、総務課が2階にあるため、障害をお持ちの方、年配の方が非常に困難を来している姿を見ました。ということは、職員の仕事が100%生きない状態だということだと思います。

耐震につきまして心配されておりますが、ある町では防災室のみ耐震を強度した、一般家庭では無防備になる寝室だけ強度をやるとというのがこのごろの対策だと聞いております。ふれあいの郷、耐震で大丈夫でしたら早急にこれを進めていただきたいという意見です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ほかにないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

竹渕議員は賛成ですか、反対ですか。

○5番（竹渕博行君） 反対です。

○議長（一場明夫君） 反対ですか。

金澤議員は賛成ですか、反対ですか。

○11番（金澤 敏君） 反対です。

○議長（一場明夫君） 反対ですか。

それでは、最初に竹渕議員、反対討論をお願いいたします。

（5番 竹渕博行君 登壇）

○5番（竹渕博行君） 議案第7号について反対の討論を申し上げます。

東吾妻町福祉センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例について、反対討論

を行います。

そもそも条例廃止等は、その施設または事業目的が達成し、事業そのものがなくなる意味を示すものであり、場所が変わってもまたは事業規模縮小されるにしても、再開するのであれば条例そのものは残すべきと考えます。

この条例等を廃止する条例案は、町民の方に非常にわかりづらく、一旦は福祉センター事業、交流促進事業の停滞につながり、条例廃止によって事業そのものがなくなります。本来であれば、事前に代替措置を講じるとか努力しなければなりません。町民の方は本当に再開してくれるのか、いつ再開してくれるのか不安視する町民の方々が出てくるのは必至であります。町民は、何を担保にするのでしょうか。

また、関連ですが、町は現在の岩櫃ふれあいの郷を一部残し、新庁舎改修へとかじを切りました。概算予算では改修費 8 億 5,000 万円、設計監理費 5,210 万円、土地購入費 1 億円、附帯工事費 1 億 7,000 万円、健康増進施設移転に関する費用 1 億円、駐車場確保にかかわる費用 500 万円、備品購入費 9,000 万円、引っ越し費 500 万円、庁舎解体費 6,300 万円、合計で 14 億 3,510 万円と説明されました。この根拠もわかりづらく、改修費の 8 億 5,000 万円については何を根拠にしているのか全くわかりません。

現在、提案型のプロポーザル方式で設計業者の選定が進められております。予定では今月中に決定するとのことですが、参加業者が 1 社のみとのこと。行政手続上は問題はないとのことだが、競争原理が働かない現状の中で何でよしとするのか、内容がよければ 1 案だけで町は決定するつもりであるとのことだが、町の素案が構築されていない現状で比べるものもなく、これでよいとは町民の利益につながらないと思います。

また、驚いたことに、耐震に関しては、文教厚生常任委員会までは町長は全く問題ないと答弁されていましたが、行財政改革特別委員会では、私が耐震強度について質問させていただいたときから執行部からの答弁が一変し、耐震補強についてこれから検討するとのこと。

また、議員全員協議会においても、概算予算 14 億 3,500 万円には耐震補強費は含まれず、幾らかかるのか示されませんでした。予定では、設計業者が決まり基本設計が決まるのが 12 月の見込みのはず、新庁舎建設の趣旨は理解はしているつもりですが、今の段階で総額予算が幾らなのかわからない状況の中で、新庁舎建設を進めるための条例等の廃止は時期尚早と判断せざるを得ません。

各議員におかれましては、ご理解をくださいますようお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（一場明夫君） 賛成討論をされる方はいますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） いないですか。

それでは、続いて反対討論を11番、金澤議員お願いします。

（11番 金澤 敏君 登壇）

○11番（金澤 敏君） それでは、今定例会に出されました東吾妻町福祉センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例に対し反対討論を行います。

庁舎建設は喫緊の課題であることは認識しており、反対ではありません。しかし、この問題を含め議員といたしましては、どの問題に関しても執行部に白紙委任するわけにはまいりません。今定例会中の行財政改革推進特別委員会や全員協議会において報告があった内容は、もう一度立ちどまり検討し直し、熟慮しなくてはならない内容でありました。

まずは、プロポーザルが1社だけだったことももっと真剣に捉えるべきで、プロポーザルが意味をなさなかったことをもっともっと恥ずべきことではないでしょうか。それを法令上は問題ないとする姿勢は理解できません。

次に、つかみとはいえ、庁舎移転費用14億3,000万円という具体的数字が初めて出されました。これまでの説明以上の想定を超えたものでありました。それまでの説明では、庁舎建設費用8億5,000万円やマスコミによる移転費用は8億円から9億円程度との報道により、ニュースソースとしての当町の説明に瑕疵があったのではないかと疑念も考えられます。あり方検討委員会の委員やほとんどの町民も同程度の金額への認識であったことが考えられます。このまま進めば、町民からの不信の念が吹き出る可能性があります。

さらに、ふれあいの郷の耐震基準が法的には問題なくとも、庁舎は防災拠点になることを踏まえ、国の耐震計画基準の重要度ケース1.5に近づけるべきで、さらなる耐震工事等が必要ではないでしょうか。担当課長は、その工事が追加されれば莫大な経費がかかると認識を示しました。しかし、非常に重要な部分は、県の指導で1.5を考慮しなくてはいけないことであり、工事の追加の可能性が出されました。このままでは庁舎移転費用が青天井に膨れ上がるおそれがあります。

以上のことを考慮すれば、この条例が一步となって進み出し、引き返すことができなくなることが考えられます。将来の町民の評価に耐えられるのか、今の時点では不安が残ります。まだまだ福祉センターや温泉施設の廃止に対し、町民理解が深まっているとは思われません。より丁寧な説明を求める町民の声を踏まえるなら、今定例会での条例改正には反対いたします。

○議長（一場明夫君） 賛成討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 反対討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ほかに討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 2 番、4 番、6 番、7 番、8 番、12 番、13 番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第11、議案第 1 号 平成28年度東吾妻町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本件については、去る 9 月 7 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第12、議案第２号 平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件については去る９月７日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第３号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第13、議案第３号 平成28年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については去る９月７日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第４号 平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については去る９月７日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第15、議案第5号 平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第16、議案第8号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。
したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第17、議案第9号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。
本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。
したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第18、議案第10号 訴えの提起についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 確認しておきたいと思います。

今回、異常というべき年数と回数というんですかね、連絡がとれないというようなことでこのような状況になっているということは当然理解できています。こうするべきだというふうに思っています。

ただし、今後どのような形になったらこのようになるのか、町の規定というんですか、基本的なものはあるんだと思うんだけど、なかなかその規定どおりにはいかないということで、こういうような形になっているというのは理解できるんですよ。けれども、規則で決めないにしても、今後出てくる可能性があることですから、ここまで来るのはかなり長いかなというふうな気がしておるんですが、その辺はどのようにお考えなのかちょっとお聞かせいただきますか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 家賃滞納につきましては、3カ月というところまではお願いをする条件で進んでおりますが、3カ月を超えた段階で、文書での支払いをお願いをします。半年を過ぎた場合には、6カ月を超えた場合には役場のほうと支払いについての誓約書、確約書ですか、そういうものを取っていくということで考えております。

当然、多くたまればたまるほど返せないという状況が発生しますので、今後につきましては、1年を超えた場合にはこのような形で裁判に訴えてでも、早い時期ですることが本人にとっても有利という言い方はおかしいですけれども、返せる見込みがより高くなると思いますので、そういうような対応ということで検討を進めております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） ぜひ、そのような形で、やっぱり長くなるほど返すほうもやっぱり返せない、長くなくても返せなかったんでしょうけれども、そういった意味では1年というよ

うな中で、やはり訴えるにしても基本的にはない者から取れないというようなものがあるんだと思いますが、公平性という観点からぜひ早目に連絡を取って、やはり行き来しながら、相談にも乗ってあげて、ぜひ処理をしていってほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長（一場明夫君） 日程第19、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願3号 被爆者が核兵器を禁止し廃絶する条約呼びかけた国際署名や、国への意見書などへのご協力をお願い（請願）を議題といたします。

本件については、去る9月7日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、請願3号の審査結果についてご報告を申し上げます。

9月7日、本会議において、総務建設常任委員会にその審査を付託されました請願3号 被爆者が核兵器を禁止し廃絶する条約呼びかけた国際署名や、国への意見書などへのご協力をお願いであります。

9月9日に委員会を開催し、説明員として滝沢さん、丹羽さん、鬼形さん、紹介議員の金澤議員の出席をいただき、審査をいたしました。

説明員の方々より、その趣旨説明をしていただきました。

この件につきましては、唯一の被爆国として非核三原則の堅持は当然のことではありますが、現在のアジア情勢については非常に不安定な状況になっております。残念ながら、同盟国である米国の抑止力に頼らざるを得ない状況だと思います。

委員から核全面禁止条約交渉開始を求めることに賛同しているにもかかわらず、本年になって5回目の核実験を実施、ミサイルの発射等を行っている北朝鮮の動向が全く不透明である等の意見が出されました。

また、米国のオバマ大統領は最近になって、核兵器先制不使用の考え方が変わってきたようにも聞いております。趣旨について細かく説明をいただきましたが、現在の状況を考えますと、当委員会としては全員一致で趣旨採択とすると決しましたので、よろしくお願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、12番、13番、14番起立。

起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

陳情5号 陳情書（町道、新井・横谷・松谷線拡幅のお願い）を議題といたします。

本件につきましては、去る9月7日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、ご報告申し上げます。

町道、新井・横谷・松谷線拡幅のお願い、陳情報告でありますけれども、9月7日、本会議において、総務建設常任委員会にその審査を付託され、9月9日、提出者の唐堀区長、丸橋孝さんの出席をいただき、また建設課長に同行していただき、現地調査を実施いたしました。

この件につきましては、昨年3月定例会において採択をされている案件ですけれども、上信自動車道の建設が具体化し、万木沢区から唐堀区の境までは工事用道路として幅員6.5メートルに改良されますが、唐堀地内の集会所手前が狭く見通しの悪いところがあり、この部分が大変危険なので早急に改良をお願いしたいというものです。

委員から採択をされているという意見もありましたが、上信道の工事用道路が具体化しておりますし、また丸橋区長さんのお話では、幅員は6.5メートルにこだわらず、6メートル程度でもよいのではというお話もいただきました。そんな中、改良の必要ありとの判断をし、賛成多数により採択すべきものと決しました。本会議においても、同様の判断をお願いをいたしまして報告といたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

10月18日に開催される吾妻郡町村議会議長会主催の町村議会議員研修会、10月28日に開催される群馬県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会、11月6日、7日、8日、10日及び12日に開催される議会報告会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（一場明夫君） 日程第21、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において、審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、文教厚生常任委員会の閉会中の審査（調査）についてご報告いたします。

去る7月19日火曜日、午前10時より、役場3階第3委員会室及び現地において、教育長、教育課長、担当主任、保健福祉課長の出席をいただき、所管事務調査を行いました。

調査の内容としましては、

1、岩櫃城址の国指定に向けた考え方と保存整備の状況と課題について、現地視察とともに行いました。

2、教育施設の整備計画、弓道場、硬式テニスコートなどについて。

3、教育に関するアンケート調査について。

4、小学校経営の課題と今後の方向性について。

5、スクールバス運行の状況と課題、路線バスとの連携運行など。

6、保育所建設について、調査をいたしました。

なお、調査の過程で委員会として教育委員会では、現在、岩櫃城址の国指定に向けて調査、研究、申請、今後、民地、地権者の調査、説明会など課題が山積していること、また文化財調査等で町内からさまざまな貴重品が発掘されていることを踏まえ、担当部署の増員を考慮するよう要請いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の閉会中の報告といたします。

○議長（一場明夫君） 議会運営委員会。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（茂木恒二君） ありません。

○議長（一場明夫君） 報告の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後2時10分とします。

（午後 1時58分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、報告をお願いいたします。

行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員長。

（行財政改革推進特別委員長 金澤 敏君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（金澤 敏君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をいたします。

定例会中の当特別委員会は、9月12日、第1、第2、第3委員会室において、町長、副町長、総務課長、企画課長出席のもと、委員会を開催いたしました。

まずは冒頭、企画課長から財政改革推進プラン実施計画内の将来負担比率が決算確定により変更されるとの説明があり、続いて総合窓口化の最終報告書の詳細な説明がなされました。

当町の結論としては、人海戦術型総合窓口サービスを目指すということで、各課の橋渡し役としての（仮称）総合案内係の設置も検討の必要があるとのことであります。

総務課長より、庁舎建設の今後の想定と庁舎移転、建築に係る経費の概算額一覧表の資料説明がありました。この庁舎建設問題で特に問題として出されたものは、まず1点目、プロポーザルが1社だけだったことにより、よい提案がなされないのではないかという弊害についての指摘が出されました。

2点目は、概算ではありますが、庁舎移転費用総額14億3,500万円という具体的数字が初めて出されたこと。これまでの説明では、庁舎建設費用7億8,000万円であり、マスコミによる移転費用は8から9億円程度との報道、この差に対して説明を求める意見が多数出され

ております。

3点目は、庁舎は防災拠点になることを踏まえ、国の耐震計画基準の重要度ケース1.5に近づけるべきで、さらなる耐震工事等が必要ではないかとの指摘があり、担当課長はその工事が追加されれば莫大な経費がかかることになるかと答弁がありました。

ただ、重要な部分は県の指導で1.5を考慮しなくてはならないとの認識が示されました。工事費の追加の可能性が出てまいりました。

4点目は、既存施設利用者、特に温泉利用者に早々に丁寧な説明がなされないと、後々禍根を残すため、細心の注意を払うことを求める意見が出されました。まだまだ問題が山積していると言わざるを得ません。

以上で、行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（一場明夫君） ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会。

ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長。

（ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長 根津光儀君 登壇）

○ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長（根津光儀君） ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会より報告いたします。

今定例会までの閉会中の審査は行われませんでした。

会期中の特別委員会について、ハッ場ダム関連の事業について、国交省ハッ場ダム工事事務所より矢崎所長ほか職員の皆さん、群馬県ハッ場ダム水源地域対策事務所より松井所長ほか職員の皆さん、町からは建設課、地域政策課より進捗状況等を説明していただきました。

特記事項として、ハッ場ダム利根川荒川水源地域対策基金事業全体計画案が説明され、質疑が行われました。これは、JR廃線敷、国道145号廃道区間骨材プラントヤード跡地の利活用に対する事業です。町建設課より、地域高規格道、上信自動車道について、当町通過区間の説明がありました。

以上です。

○議長（一場明夫君） 地方創生調査特別委員会。

地方創生調査特別委員長。

（地方創生調査特別委員長 青柳はるみ君 登壇）

○地方創生調査特別委員長（青柳はるみ君） それでは、地方創生調査特別委員会より報告いたします。

9月13日、町長、副町長、企画課長、地域政策課長の出席をいただき開催しました。

前回の特別委員会で、より具体的なアクションプランの進め方を示してほしいと戦略本部に申し出てありましたので、資料2冊にわたって報告がありました。

資料1では、会議経過、地域産業連携部会では、本社工場が当町に進出することを受け、金融専門業者、ほかの課などPTのメンバーを広げることで、より具体的に進め、本社工場に出かけてのプレゼンでは期待とより具体的な施策を感じ、企業勤務者、若者の住宅対策が急務と感じたということでした。

委員会からは、またとないチャンスを生かすべきと力が入った施策要望をしました。加速化交付金二次募集で1,212万円が内示され、現状変革を行うことを課題として協議に入って、教育、病児保育など女性の社会進出での活躍を後押しする施策を関連機関と連携体制をつくるべく動いているとの報告でした。

次に、資料2では各企業の進捗状況を聞き、意見交換、検証、提言がありました。36項目の中では「真田丸」関係で、トイレ、観光看板設置済み、婚活では2回実施の実績です。住宅整備は喫緊の課題で、空き家リノベーション推進事業とともに、民間業者との連携による整備促進事業を最優先課題とする。委員会から、町民の力をかり、早急に空き家調査を実施するよう提言がありました。

地方創生加速化交付金対象事業はいずれも子育て世代の人口定着につながる課題です。戦略本部も動いている項目もあり、早急に協議するとしています。

委員会からは、目前に迫った課題に対し、時を逃さぬよう視点を定めてすぐに動き、実現を目指すべき、そのために交付金を有効に活用するよう要請しました。

次に、下條村視察についてまとめをいたしました。

当町の3分の1の面積、4,000人の村で、条件が違う面もあるが、行政のプロ集団とし、連携された職員改革、交付金に頼らず、村独自の経営で財政がよく、若者がふえている。日中は人と車の往来は少なく、我が町より静かでした。若者向け村営住宅を見たときに、働くのは町外、生活は村でと協力し合いながらということを感じました。意識改革は職員、町民とも我が町にも取り入れられると思いました。村づくりは人づくりと図書館を充実、活用し、利用率は県下トップクラス、子育て支援員設置、中学生の海外研修、子供のふるさと塾、在宅介護支援等を行い、定期的に若者、子育て世代の声を聞く保護者アンケートを行い、民の声を反映していると言えます。

村長いわく、財政は数字だ、甘くない。目標を決め、明確な指示を出せば公務員は動く、能力もある、置かれた条件の中で生き延びていくには自己責任で工夫することしかなかった。

下條村まで足を運び、視察して思ったことは、問題から目をそらさず、答えを出そうということでした。視察を通し、各おのおのの立場で得たものを生かしていただきたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（一場明夫君） 議会広報対策特別委員会。

ありますか。

○議会広報対策特別委員長（山田信行君） ありません。

○議長（一場明夫君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

各委員会からの閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第22、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（一場明夫君） 7番、根津光儀議員。

（7番 根津光儀君 登壇）

○7番（根津光儀君） 議長の許可を得て、一般質問をいたします。

地域医療体制の充実及び病児、病後児保育について、町長のお考えを伺うわけですが、地域の皆様に現状を知っていただきたいので、まず述べさせていただきます。

地域中核病院として位置づけられている原町赤十字病院は、国による平成16年の臨床研修医制度の改編以来、26名いた常勤医が最初16名、現在18名となりましたが、極端な医師不

足の状態です。小児科、脳神経外科、循環器科の入院診療は行われていないのが実情です。

平成24年の医業収益は28億9,900万円でしたが、27年度は32億4,800万円と改善し、純損失の金額も24年度1億9,800万円から、27年度1億2,200万円と改善しつつあります。しかしながら、損失を出し続けている状態です。

不採算地域の公的病院における感染症病床及び救急病床を根拠とする町村の補助に対して、国からの特別交付税が平成27年度決算で東吾妻町から2,805万8,000円、また我が町独自の施設等整備費補助が1,000万円、建設時の借入金利子補給は37万円支払われております。

さて、けさほどの新聞、上毛新聞ですが、たまたまこんな記事が載っております。「たらい回し減少」という高崎市の取り組みの記事であります。これを読んでみますと、高崎市は2013年度から救急医療体制緊急改善プランを立てていたと。その結果、たらい回し減少策が功を奏してきている。消防に対する救急車の要請から患者を医療機関へ収容するまで、平均、2015年度は36分30秒であったということです。私たちが暮らしておりますこの吾妻広域消防本部の平均は53.6分ということです。ちなみに、最も多くかかった時間、それは3時間17分でした。高崎市におきましては、この取り組みを保健医療総務課という部署が担当しておるといふふうに新聞には書いてあります。

さて、以上のことを前置きとして、次のことを質問いたします。

1、基幹病院である原町赤十字病院を初め、吾妻東部に循環器、脳血管、小児科の入院施設がない状態についてどのようにお考えですか。

急病の際、遠距離搬送を余儀なくされている現状についてどうお考えですか。

救急医療体制の入り口改善としてドクターカーの設置を提案しますが、取り組む考えはありますか。

不採算地域の公的病院に対する特別交付税の制度が変更されると聞いていますが、東吾妻町及び周辺町村の対応はどうなりますか。

病児、病後児保育について、関係機関との調整はどうなっていますか、また29年度実施は可能でしょうか。

以上、質問して自席にて続けさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1項目。基幹病院である原町赤十字病院を初め、吾妻東部、循環器、脳血管、小児科の入院施設がない状態について、どのようにお考えですかでありますけれども、現在の医療体制については、町としても憂慮しているところであります。群馬県の保健医療計画策定時、原町赤十字病院懇談会等機会あるごとに、循環器、脳神経外科の医療体制、小児科の入院体制整備に関して要望を伝えているものでございます。

しかし、現実には厳しいものがあり、群馬県の保険医療計画において、吾妻圏域は、脳卒中、急性心筋梗塞、がん、糖尿病の4疾病は、吾妻、前橋、渋川圏域で対応、周産期、小児については、前橋、渋川、吾妻、沼田圏域で対応するように医療連携体制が構築されております。そして、この体制の中で当番医制やドクターヘリの運用が実施されている状況にございます。

とはいえ、出生数の減少や高齢化の進展、医療費分析における循環器対策の重要性は言うまでもありません。町といたしましても、引き続き小児科、循環器、脳神経外科の入院体制確保に向けて、町村会等関係機関への働きかけを行っていきたいと考えております。

2点目の急病の際、遠距離搬送を余儀なくされている現状について、どうお考えですかありますが、急病にも軽症から重症まで病気の程度と必要とされる医療のレベルというものがあるかと思えます。また、救命救急の判断は、診察した医師の判断に委ねられているもので、場合によっては遠隔地搬送になる現実があるかと思えます。加えて、循環器、脳神経外科の診療体制が整っていないことが遠隔地搬送に拍車をかけていることと思えます。このような現状を踏まえた上で、町としても、先ほど申し上げましたように、関係機関への働きかけを行っていきたいと考えております。

3点目の救急医療体制の入り口改善として、ドクターカーの設置を提案しますが、取り組む考えはありますかありますけれども、ドクターカーとは通常の救急車と違い、医療機器を装備し医師を同乗させて救急現場に向かう救急車で、患者収容からすぐに治療が行えるものと認識をしております。日本では1979年から導入が始まったと聞いておりますが、全国的にはなかなか普及していない状況でございます。その要因といたしましては、医師の確保や財源の確保などがあります。こういった状況から判断しますと、町が単独で取り組むことは難しいと考えております。吾妻広域圏など関係機関で協議できるよう働きかけを行っていきたいと考えております。

4点目の、不採算地域の公的病院に対する特別交付税の制度が変更されると聞いておりますが、東吾妻町及び周辺町村の対応はどうなりますかありますが、不採算地区公的病院等への運営助成につきましては、平成24年度から東部3カ町村で原町赤十字病院へ運営費の助

成を行っております。この運営助成に対する財源としまして、特別交付税措置がされております。今回特別交付税につきまして、公的病院等への助成に対する財政措置の取り扱いの改正により感染症病床に係る財政措置については取り扱いを都道府県に一元化されることとなり、市町村の対象は救急告示病院となります。また市町村の助成に対する特別交付税措置は、助成総額の8割が交付されることとなり、かつ財政力指数を用いた財政力補正が行われます。これによりまして新たに2割分が町村の負担となりますが、地域における中核病院また地域医療の確保の観点からも救急告示病院の算定基準額を助成していく方向で関係3町村で協議を進めているところでございます。

2項目めの病児、病後児保育について関係機関との調整はどうなっておりますか、また29年度実施は可能ですかであります。病児、病後児保育事業につきましては町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で基幹事業として位置づけております。原町赤十字病院より同事業を実施するとの働きかけがあり、町の計画とも合致しているため事業実施に向けて原町赤十字病院と協議を始めております。町としてどのようにかわり支援できるかを調査、研究をしております。今後も事業実施に向け原町赤十字病院と協議を継続し、子育て環境の充実に向け積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 質問順の中の4及び5をまずちょっと質問させていただきたいと思えます。

不採算地域の公的病院に対する特別交付税ということですが、町長はただいまの答弁の中で3町村で協議中というふうにお答えになりました。まず、町長のお考えの中に私たちの町はどうするかということがあるかと思えます。お聞きの皆さんにわかりやすくもう一度申し上げますと、今まで特別交付税が我が町に交付されたその全額を原町赤十字病院に補助していた。ちょうど同額を中之条町と高山村にも2町村合わせて当町と同じ金額が交付されている、今までそちらも同じように原町赤十字病院に全額補助していたということでもあります。今度はまず2割を原町赤十字病院に公的病院に対して補助するという、要するに持ち出しが発生した。それから逆算すれば今までの8割しか出ないということになります。ただし感染症分については県が担当する。それで救急病床の分について3町村がこれを担当するということです。我が町の町長は当然これはまず2割分を支出して、そして特別交付税の交付を待つと、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 原町赤十字病院は吾妻郡の中核病院でありまして、また東吾妻町に所在をしておりますので地域医療にとって非常に重要な病院でございます。新たに2割負担というものが発生をするわけでございますけれども、当然町といたしましては町民の皆様の医療の充実をこれからも図る上でこれを負担してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 中之条、高山に対しても同じ歩調をとるように町長のほうから話していただける、そういうことでよろしいですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、前回の町村会で3町村の首長が顔を合わせましたので、この点につきましては足並みをそろえて助成を各町村でしていくということになりました。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 心強いお答えで感動しております。

次に病児、病後児保育についてですけれども、町長がおっしゃいましたように総合戦略の中の重点的な項目として、しかも29年度、来年度にはもう実施ができるあるいは実施したいという計画が総合戦略のプランの中にきちんと載っております。ぜひこれを調査中というふうに言わずに実現できるようによろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 病児、病後児保育につきましては、原町赤十字病院との連携によりまして平成29年度実施に向けて今しっかり取り組んでおるところでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 多くの検討しなければならない問題が発生してくると思います。というのは、原町赤十字病院に勤めている看護師あるいは医師のお子さんを預かるということで日赤は当初計画があったようです。我が町のほうでそこに乗るとすると他町村のお子さんの面倒見なければならないというようなことも発生してくるということになります。さまざまな面でいわゆる行政的障壁も発生してくるのではないかと思いますけれども、その辺は町長のイニシアチブをぜひお願いしたいと思います。

さて、基幹病院である原町赤十字病院に循環器科、それから脳神経外科、それから小児科の入院施設がないという問題ですけれども、町長は医療体制は構築されているというような

言い方をなさいましたけれども、とてもそういった体制が構築されているというふうには私は考えられないと思います。なぜなら町長も当然ご承知のとおり救急車で病院までに収容するところがこの吾妻は遠隔地まで中心部の消防署からも距離がありますし、またこの3つの科目がないということで原町赤十字病院を素通りするか原町赤十字病院に一度収容してからまた再搬送しなければならないということがあるからです。非常に危うい状態が現在あるのが実態だと思います。それでやはり必要とされてくるものというのはドクターカーの設置というようなことも考えていかなければならないのが現状だと思います。ちなみに要請から平均で患者を収容して出発するまでが28.7分、最長では106分かかっているということです。先日東部消防署のほうへ役場の総務課を経由して調査をお願いして得られた数値です。真摯に調べていただいて回答していただいたその結果がとても心配な状態というか、これは困ったなあというのが私の実態です。

それから程度。町長、先ほど軽いものから重いものまでであるということでしたけれども、平成27年度の患者搬送数全部で3,062人、このうち心電図モニターを使用した回数1,129人。ということは3分の1以上は重い状態なんです。田舎の人ですから軽ければ我慢しちゃう、そして結果重くなるというようなことがあります。そういうことを考えますとドクターカーすぐにも欲しいそういうふうに考えますが、町長はいろいろ財源や医師のことがあるから他町村にも働きかけて研究していくのが先だというふうにおっしゃいますけれども、そういう中で緊急性、こういうことをどんどんしていかななくてはいけない、スピードを持ってやっていかなければならないという気持ちはございますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ドクターカーというものがあるということでございまして、これにつきましては当然数千万円の費用がかかるというようなものだと思いますけれども、やはりこれは1町村でこのドクターカーを保有するということは非常に難しいと思っております。それ以外にも医師がそこに同乗するわけでございますから、医師の確保というものも常に余分に考えていかなければならないということでございます。これから当然広域圏等でこういうものが果たして持つことができるかという協議を行っていかなければならないというふうに考えておるところでございます。ドクターヘリにつきましても、県内で一番出動回数が多いのが吾妻郡だというふうなことでございます。ドクターヘリも有効に使いながら、その中で新たにさらに住民の皆様の生命の維持に有効なドクターカーというものも協議をして研究をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 町長は慎重に考えて発言なさっているんだと思うんですけども、お言葉の中にやはりイニシアチブをとってやっていこうという気概といいますかそういったものが私はちょっとこの答弁の中で余り感じられないような気がするんです。医師を確保すること、これは確かにあの中核病院、原町赤十字病院のそれは責任が大きいでしょう。でもあの病院に働いている人の職員の37%は我が町の住民です。そういうことも考えると、まして役場の裏に立地しているわけですね。人ごとと思わずにぜひ町長が先頭を切って医師確保に動いていただきたい、そういう気持ちで私はうんと強いんですけども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 人ごとと思っているわけではございません。これからも医師確保、その他のドクターカー等につきましても今後しっかりと広域圏の中で協議をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） ドクターカーについては広域圏の中で検討していくということですが、これは非常に難しいと思うんです。広域圏の中で話をして足並みがそろってずんずんいくかというところというのはなかなか難しい。現在ドクターカーがそもそもない、医師を確保するということは広域圏の一部事務の中にはないんです、そもそも。そうですよね。救急車の運用は広域圏ですよ。ですけども、ドクターカーは広域圏ではない、ではどうしたらいいかというところ一部事務組合を新たに立ち上げるか、当町で独自でやるかです。他町村と協議する時間があるくらいだったら、当町で単独ででもこれに一步踏み出して他町村がついてくるように仕向けるということが大切だと思います。

財源について言えば、先ほど議論したじゃないですか。6,300万円の温泉の廃止によって赤字がそれだけ減ります。基金化してもいいんです、ここへ。

それからもう一つ、町長は合併市町村振興基金というものをご存じですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当町でもこの基金については現在行っております。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 積み立てて10億円を持っているんですよね。例えば1,000万円ずつこの基金を取り崩したら100年使えるんですよ。そういうふうに考えるとこの基金をどういう

ふうにするかという議論の中に、さまざまあると思います。教育だということかもしれない、老人福祉だということかもしれない、でもドクターカーのために医師を求める費用に使うということとは十分できると思いますが、どうお考えでしょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員の非常に熱のこもったご提案でございますけれども、そういうものも今後は踏まえまして検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） この基金の使用目的というのはソフト事業、そして合併が醸成されるような使い方ということです。合併町村で運動会をすることも合併が醸成されるかもしれませんが、そういう使い方よりはドクターカーを設置するほうに使っていくほうがいいと思います。そしてうちの町、国保診療所があります。この国保診療所の医師をふやして、今1名ですけれども、2名あるいは3名にふやしてそしてその人を原町赤十字病院に配置するという、そして通常原町赤十字病院で勤務してスタッフの一員として行動してもらって有事の際にドクターカーということは十分考えられるかと思いますがいかがですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員のご提案でございます。実現性に向けて今後十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 実現性に向けて検討していくというふうにお答えいただきました。すばらしいお答えだと思います。いろんな意味でね。

そしてこのドクターカーなんですけれども、実はお金がかかるものではありません。ハード的には。通常の場合医師がまず現場へ行くと、そして医療行為をいち早く行うということです。ちなみにこの広域消防の中で3,000人の患者を搬送している中で定員が420人あります。これは事実上のドクターカーです。要するに、お医者さんが乗らなければ病院から病院には搬送することが基本的にできませんが、420人送っているということは既にそれはドクターカーが機能していることなんです。町で、あるいは病院でもいいですけれども、ライトバンでいいんです。そして医師が診療のために必要な機材を持って乗り込んで緊急車両として出動するというようなことで、そう大してお金のかからないものだと思います。また運用に当たりましては、原町赤十字病院と詰めていただくということになるんでしょうけれども、我が町で医師そして無線、車両というあたりを用意すれば看護師は原町赤十字病院で手当て

すると、そういうようなことを考えていけばいいんだと思うんです。

もう一度その辺についてお話ください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ドクターカー、住民の皆さんの生命、安全のために必要なものという
ことで根津議員の大変な熱意のこもったご質問でございました。そういうものも踏まえなが
ら今後のことについて十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 以上で根津光儀議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を午後 3 時 10 分とします。

（午後 2 時 56 分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 3 時 10 分）

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

続いて、12 番、青柳はるみ議員。

（12 番 青柳はるみ君 登壇）

○12 番（青柳はるみ君） 議長の許可を得まして、また掲示物の提示も許可を得ております。
それでは一般質問をさせていただきます。

1 番に我が町のネウボラからあかちゃん先生まで 2 項目にわたって、2 番目が思い出にな
る婚姻届を。

質問ですが、妊娠から月を追うごとに育つ赤ちゃんの成長を見ることで妊娠、出産、育児、
そしてホルモンの変わることによる産後うつ対策をネウボラと称しておりますが、今回は
赤ちゃんとともに外に出られるようになった時期にママさんの力をかりて町を活性化という
ことが今回の提案です。

妊娠から月を追うごとに育つ赤ちゃんの成長を見ることで命の大切さを感じてもらう。赤ちゃんに触れることで幼児、小学生は自分を大切に育ててくれる家族を思う。中学生は小さい命に感嘆してかわいく思う。高校生はそう遠くない時期に自分も親となること、小さい命をいとおしく思うことなど赤ちゃんに触れた感想です。赤ちゃんに先生になってもらい婚活に役立っているというところもあります。出産からゼロ歳からの子育て中のママさんと赤ちゃんに町に出てきてもらい、かわいらしい命に触れるとともに命の授業をしてもらいたい。介護施設でも大変有効と聞いております。ぜひ若い力をかりてお互い元気になるプロジェクトを考えていただきたいと思います。

次に婚姻届の際、我が町で届けを出したくなる、記念になる証明書を提案します。

法的なことから決まった届けはありますが、そのほか我が町独自のそのときの気持ちを書く欄を設けるとか、写真を自分で貼る欄を設けるとか、町長初め町が祝福する気持ちを届け、愛妻認定書とか工夫をした持ち帰り夫婦で保管する証明書の工夫を願います。町を挙げて祝福する姿勢を示していただきたい。町長のお考えを伺います。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目めの我が町のネウボラからあかちゃん先生までですが、ネウボラに関してその語源はフィンランドにおける相談の場にあり、基盤となるその精神はたった一人の国民も見捨てないにあると承知をしております。また、妊娠、出産包括支援センター整備の流れの中で各地で相談の場から少し広い意味として使われ始めていることも事実でございます。

さて、ご質問のあかちゃん先生であります、当町においても合併以前の平成14年度より両親学級における先輩ママのコーナーで赤ちゃん連れで参加いただき、赤ちゃんを持つイメージをより具体化できるよう取り組みを継続しているところであります。しかし、出生数の減少はこの事業にも支障を来し始めているのが現状でございます。また、命の大切さを伝える授業につきましては、一部の学校で既に取り組まれており、助産師会との連携により保健センターで親子の紹介等仲介をさせていただいております。現在取り組みを行っていない分野は介護部門になるかと思えます。この分野においても事業が開始できるよう、関係機関との調整を図っていきたいと考えております。

2 項目めの思い出になる婚姻届をですが、法令上婚姻関係を証明する方法としては戸籍謄

本の取得がありますが、婚姻届の受理後新しい戸籍の編製までには一定程度の時間を要します。また婚姻届の提出直後に婚姻関係を証明する方法としては、婚姻届受理証明書の取得があり、届け出を受理した旨が記載されています。両者とも法令上の正式な証明書となります。婚姻届には法令で記載事項に制約がありますが、届け出用紙の余白部分についてはキャラクターや飾りなどのデザインが施されていても問題はありません。現在では、ご当地キャラクターなどをデザインしたものが市販され、利用する方もいらっしゃいます。届出人みずからの考えで記念になる婚姻届出に工夫を凝らしているものと推察をいたします。我が町で届けをしたくなる記念になる証明書をとの質問ですが、全国的には窓口ホールに記念撮影用のパネルなどを設置し、婚姻届を持って記念撮影ができるといった自治体や、結婚記念品などをお贈りしている自治体もあるようです。結婚という新たな人生の船出に対し祝意を表すことはよいと思う反面、華美な祝意を望まない届出人も存在するのではないかと思慮するところでもあります。今後過度にならない、工夫した、記念になる証明書の発行を含め、調査研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

まず、あかちゃん先生ということをご提案させていただきました。

あかちゃん先生というのは子供を持つと仕事か育児か迷うママさんが多いわけですが、それが働きたい女性が子供を産みずらくして社会にとって大きな損失だということで、ママたちの力で現状を変えて子育て中だからできる仕事として、ゼロ歳から3歳までの子育て中のママさんと赤ちゃん連れのそのものを仕事にしようという、地域貢献しようというプログラムだそうですが、こうしたものを活用しながら地域創生総合戦略の中の29番の子育てサークル人材育成プログラム、あと34番のワーク・ライフ・バランス普及事業に使えるのではないのでしょうか。

あかちゃん先生の授業は、小中学校では実際に赤ちゃんに触れ合って生まれたときの話を聞くことで自分が親の思いやりの気持ちや自分と周りの友達の命の価値に気づくといひます。自分の命がこれまでいかに大切に育てられてきたか、周りから無条件に愛され守られてきたのか、言葉ではなく赤ちゃんと接することで体験から感じ取るということだそうです。友達も自分もみんな大切と気づいたということなんですが、高校では育児を通して親になる準備、結婚出産を視野に入れたキャリアの確立、定期的な触れあいで親になるということを経験を

通して学べるそうです。定期的というのは、お腹にいるときから何カ月、何カ月、はった、歩いた、大きくなるまで定期的に赤ちゃんたちとつき合う高校生のお話でした。

高齢施設では赤ちゃんによる癒しと未来へつなげる命を感じていただく、去年のことだったそうですが、ある気持ちの荒れた杖を振り回すようなおじいさんが赤ちゃんに触れ合うことで心が動き、初めて笑ったといいます。赤ちゃんをあやしたり、昔の経験から教えてあげたり文化の継承もあったということで、今、町長の答弁でも介護施設で進めたいというお話がありましたので非常にこれはすぐにでもできるななんて思いました。

我が町でもこれを活用して家にこもりがちなこの時期のママさんに力を発揮してもらいたいと思うんです。町も祝う婚姻届もそうですけれども、結婚を2人だけのものにせず、育て上げる婚育、結婚後の未来を体験できる赤ちゃんがキューピットになる婚活にも使えるというんです。実際隣町では2月に婚活でこのあかちゃん先生の出番があるようです。我が町では近隣の町でもうらやましがられるにこにこひろばがあります。ここに保育士経験者、子育て経験豊富なボランティアがいるのがとてもママさんには好評です。中之条町も場所は作っただけです。しかしそういう経験者はいないんです。ただ場所だけなんです。非常にここより集まらないと言っていました。ぜひ子育てサークル人材育成、相談支援にもこの赤ちゃんを活用していただきたいと思います。非常に今地方創生の29番、34番に当たるし、予算も入っています。実行可能だと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町の子育て広場、大変好評でございまして、東吾妻町の親子に限らず、隣町からも多くの親子が来てお互いに育児の情報の交換等行って、交流も行っておるということでございます。こういう場所にあかちゃん先生ということで広がりを持たせて、赤ちゃんが多くの大人たちにより影響を与えるようなそういう場所にしていくことも一つの大きな利用の一つかと思っております。そのようなことで、今後も議員のおっしゃるようなあかちゃん先生もこれからは進めていくよう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） まだまだ力のない赤ちゃんに町へ出ていただいて、大活躍をしていただきたいという思いであります。今の地方創生の項目にも非常に合致して大活躍、若いお母さんたちのネットワークというものはすごいものですから、ぜひこれを活用していただきたい、分科会でもぜひ検討していただきたい、今の地方創生のこの時期に非常に合致した

ものだと思います。

次に議長の許可を得てこれ皆さんに見ていただきたいんですけども、婚姻届ですが、こういうものでいいんです。そんなにお金かけなくても、ちょっとこの紙より厚いもので。

今お返事の中にパネルというのがありました。安中市はキャラクターと、県のほうで模造紙大で婚姻届用のぐんまちゃんがあるんだそうです。それをちょっと町民課の端っこに置いておいて、届けに来た、1人で来る人もいるかもしれないし、2人で今度取りたいからといってもう1回2人で来る人もいると思いますが、法的なそれとはまた別に、ぐんまちゃんと町のキャラクターが模造紙大にある前で撮る。撮るのは、町の写真機だとまた行ったり来たり大変ですから、本人が持っているスマホで撮ってやるということです。そうすれば本人がそこに張りつけるなり何なりして、ここのあいているところは町の受理しただけでいいんですね。ここのあいているところに婚姻届出したときの気持ちを2人が出すんだということで、ぐんまちゃんを活用したり、水仙ちゃんも一緒にそこへやったり、また、今お返事の中にありましたけれども、この中に水仙ちゃんとぐんまちゃんを入れたっていいし、何か、そんなにお金かからないと思いますので。

というのは、最近婚姻届を町に出した方が、ただ法的な届けを出したんじゃつまんないという声を聞きました。思い出になるものもいいし、他町村では、婦恋なんか愛妻の丘があるもんで愛妻証明書というのをくれるんだそうです。そういうのを見てしまうと、やはりほかの町ではこうやって祝ってくれるという、祝意とありましたが、町も非常に喜んでいるよ、お祝いしているよというのをあらわしていただきたいと思います。町長、そのお祝いの気持ちを形にしていだけますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 新しい門出のお2人に町からの祝意と、そして町のPR、それからお2人の永遠の記念となるような届け出でございますけれども、新庁舎になれば、またそういうスペースもとれることができますし、写真のバックもいい風景になるかと思いますが、ぐんまちゃんや我が町の水仙ちゃんもそこに入れてやるというのも非常にいいアイデアかなというふうに思っております。

これから新庁舎完成に向けて、その中で検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 新庁舎にならずとも、今すぐ手を打っていただければ、ゴーサインをしていただければすぐできることですので、実行可能なことですので、実現を期待して、

これで質問を終わります。

○議長（一場明夫君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 山 田 信 行 君

○議長（一場明夫君） 続いて、9番、山田信行議員。

（9番 山田信行君 登壇）

○9番（山田信行君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき大きく2点について質問をさせていただきます。

まず、防災行政についてということであります。

当町は自然災害が少ないと言われています。一方、どのような被害が想定されるか、どうすれば被害が出ないようにできるか、最小限に抑えることができるか、想定はどの程度具体的に natte いますか。

防災は何を示すかといいますと、大きく台風・地震・火災ということであります。消防団は消防署と同様に消防組織法第9条の規定に基づき、市町村に設置される防災機関であります。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

そこで、6点についてお伺いいたします。

火災が発生した場合、消防団の果たす役割は非常に重要なのは言うまでもありません。しかし、最近では少子高齢化、過疎化の影響もあり、各地域において消防団の確保が難しい状況にあるのではないかとこのように思われます。今後、これらの課題をどのように解決していくかお尋ねいたします。

2番目ですが、ここ数年、異常気象による大規模な自然災害がふえております。さらに、町内においては超高齢化、過疎化が進行している中で、防災体制のあり方も大きく変わっていかねばならないと思います。地域防災の計画の策定に当たり特に留意をしたことは何かお尋ねいたします。

3つ目であります。消防団に対し協力事業所表示制度の活用や地方公務員の加入促進、また日本郵便株式会社への同社社員加入促進協力依頼というものも出ております。消防団幹部による入団の勧誘活動など消防団の防災力の充実強化に取り組んでいると思われませんが、そ

の点はいかがでしょうか。

4 番目、団員の処遇の改善はいかがでしょうか。退職報償金の引き上げについて、国・県からの財政措置は、また報償金、費用弁償、訓練、活動実態に応じて適切に支給されているのか。

5 番目であります。消防防災施設の整備を図っている中、A E D、油圧切断機、油圧ジャッキ、その他装備は。また団員のけが、軽傷時の装備、その辺はいかがでしょうか。今、大きくバンテージ等の装備も重要視されているようでございます。その辺もいかがでしょうか。

6 番、機能が薄れているような自主防災組織、自衛消防、また災害組織の立ち上げはどのようにお考えでしょうか。

続きまして、大きな 2 つ目ではありますが、松くい虫被害対策の取り組みについてお尋ねをいたします。

近年、松くい虫による松枯れが進行し、最近では年間数万本に及ぶ被害の状況と聞いています。私たちの心や暮らしに深く結びついた大事な松が松くい虫被害の猛威にさらされています。松くい虫の被害は、現在、北海道、また青森を除く全国各地で発生しているということであります。群馬県内での被害状況でありますが 2 万 3,800 立方メートルに及び、依然と異常な被害状況が続いています。また、松枯れによる人的被害も大きな問題になっているということでありました。

現在、日本じゅうで起きている異常な松枯れの原因は松の伝染病によるもので、科学的にはマツノザイセンチュウ病とのことであります。病気を起こす犯人はマツノザイセンチュウという体長 1 ミリメートルにも満たない小さな線虫で、この線虫は自分では別の木に移動できないということであります。運び屋のマツノマダラカマキリによって次々と健康な松に運ばれ伝染していくようであります。

そこで、松くい虫の被害を防ぐために森林病虫害等防除法に基づき総合的な被害対策を進め、その対策を予防、駆除、森林整備の 3 つに分けることができるそうです。現在の被害状況及び被害木伐採計画はどのようになっているかお尋ねいたします。

また、中澤町長は森林のスペシャリストでもあります。林野庁では平成 25 年から 3 年間、地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力をして里山林の保護管理や資源を利用するための活動に対して支援を行っています。県では、平成 26 年 8 月、80 組織、また総額 2 億 727 万円の受け付けとなって活動をしています。松くい虫被害木を伐採、搬出し、バイオマス燃料等

にも利用できると思います。現在の活動状況及び交付金を含めた補助金等の推進状況についてお尋ねをいたします。

自席にて質問を続けたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、山田議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目めの1点目、消防団員確保に関する質問であります。各分団において新入団員の勧誘を積極的に行っております。平成24年度は総員301名であったものが、本年度は315名となり、ここ数年は人員増となっております。今後も地道な勧誘活動を続け、欠員解消へ向け努力をしていきたいと思います。

2点目、現在の地域消防計画の策定に当たり留意した点であります。本町は高齢者の占める割合が高く、災害時において配慮を要する人、いわゆる要配慮者、とりわけ独居高齢者への対応が特に必要と考え、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護対策等、防災のさまざまな場面において要配慮者へのきめ細かな対策が図れるような計画となるよう留意しております。

3点目の消防団協力事業所表示制度の活用については、現在はまだ町内事業所への表示制度は行っておりませんが、今後は各事業者への意見を伺い、協力いただける事業者から順次表示制度の活用に向けた手続を進めたいと考えております。

また、地方公務員、日本郵便株式会社社員の入団促進につきましても、現在も行っているところですが、今後さらに入団に向けた活動を消防団と町で協力し合っていきたいと考えております。

4点目の退職団員報償金、団員への報酬、費用弁償等、当町では適切に支給をされております。

5点目のAED、油圧切断機、油圧ジャッキ等は装備されておりますが、今後は消防署員だけでなく、消防団員としてもこのような装備品を扱うことも多々考えられますので、専門的な知識、安全対策等も十分に考慮し、整備に向けて検討してまいりたいと思います。

最後に、自衛消防組織についてであります。現在、町では自主防災組織として各行政区ごとに区長会長、区長さんが中心となっただき、消防に限らず、有事の際には地域ごとに初期対応をお願いをしているところであります。

また、平成26年度に東吾妻町消防団OBが消防団支援隊を組織し、日ごろの啓発活動はもとより、火災発生時には水利の確保や交通整備など、現場での現役消防団員の後方支援として活動を行っており、今後も各行政区、消防団支援隊と連携を図りながら住民の生命・身体・財産を守る活動につなげていきたいと考えております。

2項目めの松くい虫被害対策の取り組みについてでございますが、松くい虫はマツノザイセンチュウという1ミリにも満たない小さな線虫であります。この線虫はみずから別の木に移動することができません。運び屋のマツノマダラカミキリによって次々と健康な松に運ばれ伝染をしていきます。

群馬県では、昭和53年、県内東部に発生して以来、具体的には館林市の茂林寺の林でございますけれども、発生して以来、被害が急激に広がっている状況でありまして、町でも県と協力し松くい虫の対策を実施しているところでございます。

それでは、それぞれの項目についてお答えいたします。

まず、1点目の現在の被害状況及び被害木伐採計画はでございますが、平成27年度は民有林と町有林を合わせて72本、40.95立米の被害木の伐倒処理を行いました。被害木の伐採に当たり、森林所有者等からも被害木の報告を受け、伐倒処理を行っているところでございますので、被害木伐採計画は定めておりません。

2点目の森林山村多面的機能発揮対策交付金の活動状況及び交付金を含めた補助金等の推進状況でございますが、この交付金は議員ご承知のとおり、林野庁で林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われない地域もあることから、平成25年から3年間、地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の活用などに支援するものでございます。申請及び交付金支払いなどは町を通さず行っているため、詳細は把握をしておりませんが、平成28年度では群馬県内で35組織が交付金を受け、うち2組織は町内を活動場所としております。

3年間の交付金制度が終了することから、林野庁では平成29年度から新たな制度を計画中のことでございます。新たな制度は、活動組織が市町村と協定を締結し、活動対象森林や活動内容の有効性を市町村が判断する仕組みの創設、都道府県や市町村が活動組織に助成する活動、優先採択する仕組みを創設するなど、都道府県や市町村の関与の拡大を考えているとのことでございます。

この新たな交付金制度が決定していない状況でございますので、交付金の活用につきましては決定後、ぐんま緑の県民基金、市町村提案型とも比較検討してまいりたいと思います。

なお、群馬県におきましては、県民基金事業と重複することから県の助成は困難な状況と
のことでございます。

以上であります。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） ありがとうございます。

まず、当町の消防団の条例、調べさせていただきましたら333名とあります。現在、団員
は314名ということでありましてけれども、町としても条例定数の根拠、消防団がなぜ333人
なのか、その辺の何か決まりのようなものがあれば教えていただきたいというふうに思いま
す。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） はっきりした点はわかりませんが、町の人口や地域的な広がり
というものを考慮した上で決められたものというふうに思っています。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 条例でうたっているんで、333人が適切かどうかはわかりませんけれ
ども、定員割れということであるのであれば、人口推移も減っておりますので、皆さんの理
解を得て、多いほうがいいでしょうけれども、なるべくその定数に近づけるというのがベタ
一かなと思うんで、その辺は検討をお願いしたいと思います。

また、昨年、27年度、火災の出動回数5回、延べにして462人が出動していただいたと。

1回出動すれば、本当に地元の消防団は十七、八時間現地にいますかね、消火が終わっても
地元の消防団はいるということで、大変ありがたく思っています。ちなみに、出動手当1人
2,400円ということで、本当にご苦労いただいて、ありがたく感謝をしているところであり
ます。

また、当町では防災総合協定ということで、杉並区を中心に支援スクラム、行政スクラム
の会議を開いておりますけれども、非常時に対しての内容、マニュアル等いろいろお話しに
なっていると思います。また、スクラム支援の中では北海道も、遠いところもありますし、
近いところもおると思いますが、その辺の何か取り決めとか、具体的にこういうことのスクラ
ム会議の中で出ているようなお話をお聞きできればというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この7日の4時過ぎに東吾妻町は記録的短時間大雨情報というのが出
ました。お隣の渋川市と同時刻に出たわけございまして、全国放送のテレビに出ましたも

んですから、その後、防災協定を結んでいる福島県南相馬市ですとか、滋賀県の愛荘町、また日本3美人湯の龍神温泉がある和歌山県の田辺市などからご心配の電話をちょうだいをしたところでございます。大変ありがたく思っております。こうやって自治体間で災害について常に心を配りながら活動していくということは必要だと思っております。

スクラム支援会議につきましては、南相馬市の東日本大震災における災害復旧・復興に向けて災害救助法に国・県、そして市町村という基礎自治体が最後にくるこの縦割りの流れですと、非常に時間的に遅くなるし、またきめ細かな配慮もできないということから、お互いに気心の知れ合った自治体同士で協力しながら、直接的に自治体を支援するものをつくり上げていきたいということで、今活動しているところでございます。

こういった会議にお付き合いもしながら、いざというときにはお互いに助け合うというものをしていきたいと思えます。今までは、東吾妻町は助けることが多かったのでございますけれども、いつ何どき東吾妻町が助けられる場面になるかもしれません。そういうこともございますので、こういった自治体間の防災に関する会議等も積極的に行ってまいりたいと思えます。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） まさに助けられるよりも助けるほうがありがたいかなというふうに思いますんで、これからもスクラム支援会議、近隣の町村含めて具体的に融通し合える、例えば毛布の数とか、おしめとか乾パンとか、私たちはこのくらいありますよというような情報共有というの也需要かなというふうに思います。

また最近、よく災害時に助けるという基本的なものを聞きますけれども、自する、共する、公する、近するという、助けるという意味で最近では近するという言葉が多く使われています。よく言われる72時間の壁ということかなというふうに思いますけれども、近所の方がまず安否確認をして助け合うというのは必要かなというふうに思いますが、そこで、先ほどちょっとお話をいただきました自衛防災組織、企業のほうはこれからいろいろ進めていただけるということでもありますけれども、地域周辺、近所らの力で対応する防災について、例えば最近ちょっと見えなくなったんですけれども、私たちが消防団にいるときは婦人消防団というのがありまして、ともに一緒に防火活動で判こをついて回ったりしたこともありますけれども、最近、私もちょっと消防とは縁がないんでわかりませんけれども、何かこう見かけないよう思うんですけれども、その婦人消防団はどのようになっているかお聞かせいただけますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 婦人消防隊につきましては、以前からベースに婦人会組織を基礎として活動していたというふうに考えております。今、その婦人会自体が各地域で解散をする状況にありまして、そういう面では非常に活動が目につかないということでございます。しかし、家庭でお食事をつくったり、火を扱うことも多いご婦人でございます、女性でございますので、消防に関する知識等も学んでいただく、そういうふうな活動というものも必要ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 女性の皆さんは婦人会を中心ということでありますけれども、婦人会がなくなった地域もあるんで非常に残念なんですけれども、私の知っている近所の婦人会が物すごいパワーがあって、ちょこちょこ集まって、最近、婦人消防団の話もちょっと出ました。いろんな意味での出ていただくという交流が始まるので、ぜひひとつ、もう一度立て直しをしていただければというふうに思います。

また次に、消防団の支援隊ということで、先ほど基本的にはOBが中心になって編成をされているということでもありますけれども、その辺の啓蒙活動とか、募集とかルールとか、当然皆さん消防団の経験がありますから、分団長初め班長の指示に従って、火災現場では規律をもって動けると思いますが、その辺は全く私の聞く限りOBが聞いていないという方のほうが多いようなので、その辺はどうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 消防団支援隊、26年に設置をされました。大変にありがたく思っております。今ここで人員等の報告はちょっとできないんですが、かなりの方が入っていただいております、OBの皆さんでございますので、現在の隊員以上に消防の装置等の扱いはなれている方もいらっしゃるで、そういう意味で、後方支援のみでなく、非常に積極的にいざというときには活動いただいております状況にございまして、非常にありがたく思っております。これにつきましても、役場の職員がOBの皆さんと連携しながら勧誘活動も積極的にやっている状況でございますので、今後もOBの皆様に入っていただいて、東吾妻町の安全・安心のために活動いただければありがたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 前向きにもとれる町長のご意見だと思いますけれども、具体的に声を

かけているのか、またその辺の地域の何分団の何班、そういったものの名簿みたいのもきちんと、しっかり精査して、そういうものをつくり上げていくお気持ちはないですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、消防団のOB、特に上層団員の方が積極的に動いていただいて、その地域ごとに勧誘をしっかりと行っておるところでございまして、この点はお心配の点はないと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） わかりました。なお一層啓蒙活動、お願いをしたいと思います。

また、目に見える消火ということ、今セキュリティーのこともあると思いますけれども、各地域の公民館とか、例えばお店とか、初期消火の問題で消火器を目に見えるところに設置するというお考えはありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 消火器につきましては、町で商店とかそういうところに設置をするということは今までもやっております。個人の自宅ですとか、商店の店主が考えて、その点は配慮して行っている状況でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） それでもいいんですけれども、公民館あたりの入り口に、目に見えるところへ箱へ入れてつっておくとか、それが地域全部含めてそういった初期消火、そこへ行けば必ず外からでも消火器が使えるんだというような、素朴ですけれども、そういう設置というのは考えられますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 公民館の玄関脇につっておいて、いざというときはそれを使ってもらうとかいうふうなお話でございましょうか、あとは区長さんのうちの玄関先に置いておいて、近くであった場合それを使ってもらうとか、そういう発想でございましょうけれども、それにつきましては、各地区の消防団なり、各区の役員の皆さん方で相談をしていただいて採用いただくのがいいかなというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） こればかり言っているわけにいかないんで、続いて、松くい虫についてちょっと触れたいと思います。

異常なほど東吾妻町に松が真っ赤になっているところがあります。例えばですけれども、

東橋の公園がありますよね、あそこのテニスコートの中に遊具をつくっていただいて、芝生を植えて、かなりの子供たちが過ごしています。その中に大きな松があります。かなり斜めになっているところは、子供たちが登ったり、大変楽しそうにしておるところなんですけれども、まさにその松が4本も真っ赤っかなんですよね、もう本当に寂しいようなことなんですけれども、その辺、さっきもちょっとお話ししましたけれども、公園の松というところ、目に見えるところの把握みたいのはどうでしょうか。

また、もっと極論ですけれども、東村の総合グラウンドの奥はもうえらいもんですよね、真っ赤でね。その辺はどんなふうを考えられているか、お願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 松くい虫被害、群馬県で53年に館林に出て以来、相当な速さで県内に広がっておるところでございます。当初は、国といたしましても松枯れの防止にスミチオン乳剤を地上から消防用のホースみたいので松林に吹きかけたり、あるいはヘリコプターで同じくスミチオンを上空からまいたり、そしてあるいはヘリコプターの正面にガンノズルといって、消防の口みたいなもので単木的にシュッシュッと薬剤を吹きつけるようなこともしておりましたけれども、非常に空からお金をまいているような状況でございまして、国といたしましても本当に守らなきゃならない松林以外をもう手を入れるようなことがなくなってきたのでございます。乳剤等を空からまけばマダラカミキリを殺す以外にも虫を殺してしまつて生態系が壊れるとか、そういうこともあるわけでございますので、現在は公園のような松につきましては樹幹注入剤といって、1本に平均3本くらいドリルで穴をあけて、そこに入れるわけなんですよね、刺すわけなんです。そうしますと1回で5年くらい持つものでございます。本当に守らなければならない松です、だから庭の立派な松の木とか、そういうものになるかと思いますが、1本2,500円ぐらいするそうですから、結構高いですね。ただ、自分で打てない人は森林組合なり、頼まなきゃならないから、それ以外にお金がかかるわけでございますので。そういうふうな方法があるかと思います。

町の公園等の松につきましても、本当に守らなければならないものはそういうふうな方法で保存をしていくということができるかと思います。よく調査をしながら、その件については対策を練ってまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 全面的にやるというのは非常に大変だというふうに思いますけれども、例えば先ほど出た公園の中、皆さん行っていただきたいんですけれども、本当にあれは切る

しかないと、本当に寂しい状態になると思います。早く処置しないと一種の伝染病みたいなもんですから次々移りますので、ぜひ早急に進めていただきたいというふうに思います。

また、松による人的被害ということを少し触れましたけれども、近所の天神山というところ、温泉センターの横ですけれども、そこに忠霊塔というものがありますけれども、そこへそれこそ40センチぐらいの太さの松がかかっている、見た目はすごいんですけれども、もうかなり赤くなって、忠霊塔を壊すような、それこそ大変かなというふうに思います。一昨年140万円ぐらいの天神山の木の整備はしていただいたんですが、まさにそこをしていただいたかったんですけれども、非常に明るくなってきれいになったんですけれども、何とか3本ぐらいちょっとそういう傾向があるんで、早急にお世話になればと思いますけれども、その辺は緊急を要するので、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 天神山、ふれあいの郷の裏側ですよ。それにつきましては、専門のところに依頼をして伐採をしたというふうに考えておりますけれども。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 一般質問の中でこんなことがというのはちょっとおかしいと思いますけれども、うまく話が届いていないのか、確かに町長言われるように伐採はしていただいたんですけれども、忠霊塔にかかっている、かぶっている松を切っていただいたかったんです。ちょっと何を勘違いしたんだか、全く違うところを切ったということで、間違ったのかなというふうに思いますけれども、そんなことも把握をさせていただいて今後進めていきたいというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それについては、何か枯れているわけではなく、忠霊塔に近くて今後危ないというふうな、そういう要望だというふうに考えております。もう一度よく現地を調査しながら、枯れていないなら倒れないように突っかい棒とかそういうもので松を生かしていくこともできるかと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 時間もないんでこれで終わりたいと思いますけれども、私は木の専門家でないのでわかりませんが、赤くなれば多少そういう傾向かなというふうに判断をして、ちょっと関連質問でさせていただいたんですけれども、その辺もう一度担当のほうで精査をいただきたいと思います。

また最後に、地元の人たちは消防団を何とか支援するにはということで、この間話し合いがあったんですけども、消防団支援プロジェクトということで、消防団の皆さんに券を持っていて、その証明する券を提示していただければ、買い物した場合５％を引くとか、消費税を引くとか、そういうことも民間では支援を考えていますので、町もそういったものをひとつくみ取っていただければというふうに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（一場明夫君） 以上で山田信行議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を午後４時１５分とさせていただきます。

（午後 ４時０９分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 ４時１５分）

◇ 里 見 武 男 君

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続いて町政一般質問を行います。

続いて、２番、里見武男議員。

（２番 里見武男君 登壇）

○２番（里見武男君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

（仮称）吾妻大橋の完成後の早期開通と町内の空き家等増加対策の２点について質問させていただきます。

まず１点ですが、（仮称）吾妻大橋のネーミングは「吾妻ふるさと大橋」と決まり、平成２６年１２月より工事が開始され、本年１１月末にて工期が完了される予定になっていますが、進捗状況は予定どおりに進んでいるのかお聞きいたします。

また、全面開通が平成２９年度末と聞いております。橋はできたが開通はまだ先の話という

ことではなく、取りつけ先の下郷地区の町道の拡幅計画もありますが、仮に現町道に橋からの道路を取りつけて早期開通を目指すことを要望いたしますが、町長のお考えをお聞きます。

2点目の空き家等増加対策ですが、どこの自治体も人口減少や高齢化の進展に伴い空き家対策が深刻な問題になっていますが、当町における空き家の把握は平成22年度の調査では各地区の大字単位ごとに出ておりますが、その総数は合計が260戸となっております。また、その後の調査は行われていないことから、今現在の把握はできていないと思われます。今後どのような内容で空き家の把握をしていくのかを伺います。

また、行政がその実態を把握することが必要であり、空き家等に関するデータベースの整備、それを生かした情報適用のできる体制にすべきと考えます。また、空き家の利活用、リユースについても行政が主体となり取り組むことが重要と考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

また、空き家等対策の推進に関する特別措置法の第7条にある、市町村は空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織できるとあるが、空き家等に関する対策の実施についてはこの協議会の設置が第一歩と考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

以上、吾妻ふるさと大橋の早期開通と空き家対策の2点について町長の答弁をお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、里見議員のご質問にお答えをいたします。

1項目めの1点目の（仮称）吾妻大橋完成による早期開通についてですが、橋梁の名称は原町小学校と東吾妻中学校の生徒から募集を行い、中之条土木事務所において「吾妻ふるさと大橋」と決定したと連絡を受けています。

この橋は、主要地方道高崎・東吾妻線の一部としての工事が中之条土木事務所により進められ、橋長303メートル、基本幅員は13メートル、P C互径間連続ラーメン2室箱げた橋で、橋梁部の総工事費は約22億円、取りつけ道路まで含んだ全体事業費は約38億円と伺っております。現在発注されている主な工事は、議員の言われる11月末で完了し、引き続き高欄工と照明が12月末、来年1月から順次橋面の防水工や舗装で橋は完成をいたします。取りつけ

道路の改良工事、舗装工事、安全施設工事を経て供用開始を平成30年4月に予定していると伺っております。

なお、中之条土木事務所としても一日も早い供用開始に向け努力をするとのことであります。

町といたしましても、群馬原町駅を起点とした都市計画道路原町駅南口線、原町と川戸を結ぶ待望の道路であり、引き続き早期開通をお願いをしております。

なお、9月17日、東吾妻ふるさと祭りで新しい橋の上を体験する行事を行うと聞いておりますので、皆様方ご体験をお願いできればと思います。

また、2項目めの1点目の空き家の現状と今後の空き家対策の取り組みについてですが、全国的にも空き家は増加傾向にあり、特に賃貸または売却の予定がなく、別荘等でもない空き家であるその他の空き家の比率は年々増加しております。また高齢化率とその他の空き家率の高い相関性があることが各種調査から判明しており、このような状況からも、町のその他の空き家は年々増加しているものと思われます。

今後の空き家対策におきまして、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布され、平成27年5月26日の関連規程まで含め施行されました。背景には適切な管理が行われていない空き家等が防災・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家の活用のため対応が必要となったものであります。

町の役割としては、空き家等対策計画を策定し、協議会を設置するとともに、空き家等の所在や所有者の調査を行い、これを前提として地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家等について、法第14条に基づき特定空き家等所有者に対し指導・勧告・命令を行うことができ、措置を命ぜられた者が履行しない場合には行政代執行の方法により強制執行が可能となったものであります。

法律にもうたわれておりますが、市町村が行う空き家等対策に関する施策の実施に要する費用に関して交付金等の補助制度が整備されつつあります。また、特定空き家等に認定され、勧告が行われた空き家については固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなっております。町といたしましても、住民の方からの情報提供、要望もございましたので、今後は空き家等対策計画の策定、空き家等の所在や所有者の調査、また必要に応じて条例の整備、協議会の設置等に向け準備を進めてまいります。

2点目の空き家等の把握についての調査であります。平成22年度に緊急雇用創出基金事

業、東吾妻町空き家・空き店舗等実態調査事業を実施し、地区ごとの空き家数、所有者、物件の種類など情報の把握はしているところでございます。今後は、空き家所有者等に対する要望調査などを行いながら、これからの空き家政策に生かしていきたいと考えております。

3点目の空き家の適正管理と有効利用の取り組みでございしますが、昨年度に策定された総合戦略において、空き家を利活用した各種事業を推進するべく検討を続けているところでございます。今年度の具体的な取り組みとしては、就労体験希望者に対して空き家等を活用した田舎暮らし体験を提供する事業を実施する予定となっております。

空き家問題はマイナスのイメージとしてとらえがちですが、活用次第では地域の資源となり得るものでございますので、積極的な利活用を進めていきたいと考えております。

4点目の特別措置法による固定資産税の特例不適用についてどのような方針とするかについてであります。現在、住宅用地につきましては、住宅用地に対する課税標準の特例措置が講じられております。小規模住宅用地、200平米以下の部分については通常の6分の1、一般住宅用地、200平米を超える部分については3分の1にそれぞれ減額をされております。空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて条例等が整備され、特定空き家等の所有者等に対して勧告が行われた場合には、住宅用地に対する課税標準の特例という優遇制度から外れます。

町税務部局といたしましては、法の精神にのっとり地方税法及び町税条例に基づいて課税をすることになっております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） 吾妻ふれあい大橋なんですが、将来的には、以前陳情でも採択されましたが、JRを越えて国道バイパスに道路をつなげるという活動も視野に入れていくことを望みますが、上信道が開通するまでまだ時間もありますので、その鉄道を横断するという踏切ですね、そういう計画は早目に計画して行って、段階的にJRに働きかけるとか、そういったことを望むんですが、町長のお考えいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 原町駅南口線、それから原町方面への接続ということでございますけれども、前にもお話をしたことがあるかと思えますけれども、駅舎を動かすということはJRにその理由があるわけではなくて、そうならばJRはお金は一銭も出さないというふうなことになるかと思えます。そうなりますと町の費用で動かさなければならない。補助金等の

制度もないということでございます。土木事務所に伺ったところによると、20億円ぐらいかかるんじゃないかというふうなことも言われております。

そのような点から、現在、庁舎建てかえ、保育所の新築等、そういうお金のかかる事業も軒並みでございますので、そういう点からして、そのような順番でいつてどの程度の年数になるかということでございますけれども、今のところちょっとはっきりその年数というものもわからないわけでございます。

高架という話もございましたが、高架も何かもう既に駅北の組合の時代に検討されていましたが、ちょっと無理だと。線路とバイパスの距離が近過ぎて無理だというふうなことで、行われなかったということでございます。そのようなことでございますので、いずれ原町駅南口線からバイパスにつながということは、大きなこれからの課題だというふうに考えております。踏切がまたふえるということもございますので、その点の兼ね合いも考えながら、今後いろいろと調査、検討を重ねてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（一場明夫君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） 次に、空き家が発生すると、その地権者の保有する土地も荒れて、また景観が損なわれるということで、やぶになったりいろいろすると思うんですが、そういった場合、町民からの苦情というのはどの程度町に来ているかおわかりですか。あるいは来ていないのか、その辺お聞きします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 苦情というものにつきましては、さほど町に届いてはいないというふうに聞いております。平沢へ上る道際にかつての温泉施設ですかね、有泉閣というのが非常に老朽化して、もう半分ぐらい崩れているような建物がありますが、あれについて景観上も悪いし、危険だし、何とかできないかという話は来ているというふうに把握をしております。

○議長（一場明夫君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） ということは、その1件だけということでよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在町で把握しているのはそれということです。

○議長（一場明夫君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） 私も町内というか、いろんなところへもし行ったときに、草ぼうぼうとか、いかにももう空き家だというのはわかっております。それがちょっと奥へ入ると誰も手つけてないもんですから、もうつるが回ったり、家じゅうにですね、そんな状態の家が結

構えられるんですけれども、そういったことで、恐らくどなたか区長さんなり、そういったのは把握できておると思うんですけれども、そういった苦情というのもないわけですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 草ぼうぼうであるとかということでありましてけれども、その家屋の所有者の知り合いとか、親戚の人がある程度見苦しい状態になったら処理をするというふうなことも行われているようで、現在のところ町に直接その苦情等が幾つも来るというふうな状況にはないと思います。

○議長（一場明夫君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） いろいろそういうことで、非常にそういった民家が見られますので、町としても早急にそういったものを把握して、とりあえず管理されている空き家はいいと思うんですが、つるがぐるぐる回ったり、誰が見てももう危険な廃屋、そういったのは特に一生懸命頑張って対策を練ってもらいたいと思います。

それと、例えば空き家の所有者に、今後この家をどうするんだと、あるいはそのほかのいろんな項目でアンケートをとっていただいて、その家の今後ですか、あるいは改築してまた戻ってくるとか、いろいろあると思うから、あるいは壊すと、更地にすると固定資産税が4.2倍になるからこのままだとか、そういったアンケートをいろいろとっていただければ、その廃屋とか空き家の把握がある程度できるんじゃないかと思いますが、町長のご意見をお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご指摘の点でございますけれども、答弁の中でも話しましたがけれども、今後は空き家所有者の皆さんなどに対する要望調査なども行って、これから空き家対策を進める上で参考にして、事業実施に至ればというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） あと、ちょっと最後の質問になりますが、古民家の空き家ですか、江戸時代に建てられた空き家とか町内にはあると思うんですが、私の家の近くにも1軒ありまして、管理は月に1回しているんですが、中も床が落ちて、外見上もちろんもうあれなんです、非常に江戸時代に建てられた民家ということで貴重だ、このまま廃屋にして特定空き家にするのは非常にもったいない気がいたします。また、住民も管理はしているんですけれども、風通しはもちろんしていなくて、床も落ちている状態なんです、例えば町でその所有者に、何とか改善して、改築でも何なりして、自分が住まないんだったら町ではこうい

うんで計画しているよとか、そういうお話をしていただけると、所有者も何か考えが変わるかなと思うんですが、町長のお考えいかがでしょうか。非常にもったいない建屋なもんですから、放っておくのは。そういったことをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 歴史的な民家ということで、貴重な建物だということでございます。所有者にご意見を伺うこともよいかと思えますけれども、町としてそれを金をかけて復旧するとか、そういうことはなかなか現在のところ考えられないなというふうに思っております。かなり古い家だと推察されますので、それにはかなりの費用もかかるかと思えますので、そういった古い民家になるとなかなか手出しができないのかなというふうに思います。

もっと新しいというか、その分傷んでいない空き家で、都会の若者たちが田舎体験等で使用する上でリフォームなり、トイレを直すとか、そういうもので利用ができ得ることが推測をされるならば、何らかの形で事業を起こしてやっていくということもあろうかと思えます。

○議長（一場明夫君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） 先ほどの古民家の件なんですが、ちょっと私言い忘れたんですが、要は、本人は直す気があるといったことで、直す気はあるんですね。ただ、心から直すかどうかその辺わからないんですが、私が言ったのは、結局そういうお話を聞いたんですけど、町としてぜひ云々と、支払いとか補助金のほうはちょっとわからないんですけども、そういったあれを働きかけたらいかなもんかと思ひまして。

以上です。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 直してその人が住むというふうな考えがあれば、町のリフォーム補助金というものもございまして、そういうものを使っていただけるかなと思います。ただ、その補助金も額的にはそんなに大きいものではございませんので、その点では非常に困難なものになるかなという考えはございます。

○議長（一場明夫君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） いろいろそういった情報を町としても取り上げてもらって、結局、本人は住む予定はないかもしれないけれども、例えば本人のお金で改築する意思があるわけなんです、ですからぜひ直してもらって、町としてはありがたいということで、そんなお話だったんですけど。

それはそれとして、さらに、特定空き家等の適切な対応と空き家の利活用に向けた積極的

な対策のもとに総合的な空き家対策の検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 以上で里見武男議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は9月16日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 4時41分）

平成28年 9 月 16 日（金曜日）

（第 4 号）

平成28年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程（第4号）

平成28年9月16日（金）午前10時開議

第1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	茂木聡君
企画課長	佐藤喜知雄君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝仁君
税務課長	小林一喜君	農林課長	丸山和政君
建設課長	桑原正明君	上下水道課長	高橋修君
会計課長兼 会計管理者	松井秀之君	教育課長	田中康夫君

職務のため出席した者

議会事務局長 堀 込 恒 弘
議会事務局 高 橋 智恵子
議 補 佐

議会事務局 水 出 淳
議 補 佐

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

連日、お疲れさまです。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際には必ずお返しくくださいますようあわせてお願い申し上げます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第１、町政一般質問を行います。

◇ 竹 淵 博 行 君

○議長（一場明夫君） ５番、竹淵博行議員。

（５番 竹淵博行君 登壇）

○５番（竹淵博行君） それでは、議長に許可をいただきましたので、これより町政一般質問を行いたいと思います。

東吾妻町共同霊園の現状と今後の課題と対応について質問をいたします。

お墓は、全ての人間に訪れる「死」という事象に対し、死者が生きたあかしを残す場所であると同時に、残された方が死者に対して追悼を行う慰霊の場所でもあります。

現在、全国的に高齢化が進む中、亡くなる方は年々増加傾向にあります。また、少子化、核家族化、生涯未婚率の上昇といった世帯構成の変化により、お墓を引き継ぐ方がおらずお墓が管理できなくなってしまうたり、遺骨を引き取る方が誰もいないといった問題が起こっており、お墓を初めとする従来の葬送儀礼に対する考え方も変わってきているのではないのでしょうか。お墓はともすると敬遠されがちですが、町民生活において欠かすことのできないものであります。

そこでまず、当町の共同霊園の現状について、4項目について質問いたします。

- 1、共同霊園の箇所と区画数。
- 2、利用している区画数、そして未使用の区画数。
- 3、過去5年間の使用許可は。
- 4、近年の状況は。この4件についてでございます。

次に、今後の課題と対応について質問いたします。

従来お墓は、子孫が代々守り継いでいくものでしたけれども、冒頭でも述べましたが、高齢化、少子化、核家族化、生涯未婚率の上昇などで、子供たちは遠く離れていて、海外に暮らしている場合も少なくありません。お墓の維持や管理、遠距離のお墓参りなどで、子供たちや身内に迷惑をかけたくないと考える方が多くなっているのも少なくありません。この問題は、高齢者を抱える不安や、継承者がいないことや、無縁墳墓の問題、さらには、自分の生きてきたあかしをどう残していくかというメモリアル的な問題もあり、非常に多岐にわたる問題であると再認識しました。

ここで、当町の共同霊園の設置及び管理に関する条例を確認してみますと、（利用場所の返還）第10条、利用者は、霊園の利用を廃止したときは速やかに町長に届け出て、これを原状に復して返還しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、現状のまま返還することができる。

（利用許可の取消し等）第11条、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、利用許可を取り消すことができる。1、霊園の利用者が死亡した日から起算して3年を経過しても祭祀を継承する者がいないとき。2、霊園の利用者が住所不明となって7年を経過したとき。3、正当の理由なくして管理料を3年以上納めないとき。4、その他この条例又は

規則に違反したとき。

2、前項各号の規定により利用許可を取り消されたときは、利用者は、速やかにこれを原状に復し返還しなければならない。

3、利用者が前項の措置を行わなかったときは、町長がこれを執行し、費用を利用者から徴収する。

4、第2項に定める行為を行う者がいないとき、又は不明なときは町長がこれを行う。とあります。

まず、ここでは、町では、共同霊園利用者が利用許可の取り消しに遭った場合、最悪なケースとして第11条4項に、利用者、継承者が不明な場合、町長がこれを行うとあるが、どのようなことを行うのかお聞かせいただきたいと思います。

この後は議席にて質問させていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、竹渕議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の共同霊園の箇所と区画数についてですが、東吾妻町共同霊園はあがつま共同霊園とあづま共同霊園の2カ所があり、区画数は、あがつま共同霊園が570区画、あづま共同霊園が306区画で、合計876区画であります。

2点目の利用している区画数と未使用区画数についてですが、現在、利用区画数は、あがつま共同霊園563区画、あづま共同霊園282区画、合計で845区画が利用されており、未利用区画については31区画となっております。

3点目の過去5年間の使用許可の状況ですが、平成23年度10件、平成24年度3件、平成25年度12件、平成26年度3件、平成27年度56件、平成28年度は現在までに1件の申請がございました。

4点目の近年の状況ですが、共同霊園も開設から30年以上経過しており、施設・設備等の老朽化、また霊園周辺の樹木等も大きくなり、その管理等も大変となってきた状況であります。また、利用者においては、名義人が亡くなり、その後の継承者が名義変更届けをしないなどにより、管理料の徴収にも支障が出ているといった状況もございます。

次に、今後の課題と対応ということで、利用者、継承者が不明の場合、町はどう対応する

のかとのご質問ですが、現在までに利用許可の取り消しした事例はありませんが、利用者から相談があった場合は、そういうことにならないよう継承者となる人を見つけていただくよう、親族等でよく協議してくださいとの案内をしているところでございます。

一般的には、管理料を納めないことなどによる利用許可の取り消しに対しては、利用者が原状復旧し返還をするというのが基本でございますが、それを行わない場合は、町がこれを執行し、その費用は利用者から徴収をするというのが原則でございます。

しかし、ご質問のような最悪なケースとして、長年にわたり継承者が不明で連絡がとれないなどのケースの場合は、条例等にのっとり、町が利用者にかわり墓石の撤去等を行うということになります。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 5 番、竹渕議員。

○5 番（竹渕博行君） ありがとうございます。

今の条例等で、そのような形になっているというのは存じております。

私のほうにこのようなお話が来ております。一つの例をお話ししますと、数十年前に結婚して住居を構え、当町にですね。そして、お墓もあがつま共同霊園の利用許可をいただいて、生前中に墓石も建てました。結果的には子供もできずに妻が他界、現在のお墓に入っている。継承者がいないためにお墓を町に返還しなければなりません。大変困っている方からの話なんですけれども、お墓のほうで引き取っていただくと、そういったような対応ができていれば特に問題はないんですけれども。この方なんかはまだいい例でございまして、先ほど条例にもあったり、町長からもご報告、答弁ございましたけれども、現在連絡がわからなかったり、そうすると最終的には町がそれを処理しなくちゃいけない。処理するにしても、その墓石の中に当然ながら、入っていないケースもあるでしょうし、どなたかがそこに埋葬されているというようなケースもあるんだと思うんです。

そういったときに、最悪のケースですよね、町が強制執行を行うということですが、実際問題、どのような形でその墓石を片づけて、そしてそこにどなたかが入っている。入っている魂をどういうふうに納骨しなければいけないのか、そういったもの複雑なことがあるんだと思うんです。口で言えば簡単なんですけれども、町が強制執行すると。

実際にはお墓という問題で、やはりそこに霊が入っている。ですから、当然ながらお坊さんなり神主さんと呼んできて、魂抜きをするとかいろんな問題が出てくるんだと思います。そしてまた、継承者はいないんだけれども、その方には親戚だとかそういったところにいる

と、いるけれども一切その方とは縁が切れているので、好きなようにしてくださいというふうに言う方もおいでになりますし、または町が勝手に片づけたときも、そのときにトラブルになる可能性がある。基本的にはお墓は、墓石は石ですから、それは片づければいいんでしょうけれども、その中に入っている魂、これはどのような形で取り扱うのか。お願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変難しい問題でございまして、今までにはなかった事例でございすけれども、そういう場合には町でそのお墓を、儀式等、仏なり神なりの儀式を行って撤去するということになります。お骨につきましては、園内にある納骨堂におさめるということになろうかと思えます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） あづま、または、2カ所ありますけれども、そこで納骨堂というのが各1カ所ずつある、それは存じております。その納骨堂というのはそもそも、例えば過去、何ていうんでしょうか、要するにどなたかわからない、例えば山の中でお亡くなりになったとか、そういった方もおいでになるでしょう。要するに本当に誰かわからないという人が多分入っているというふうに、調査した結果わかっております。そういった方と一緒にしていいのかという問題もあるんだと思うんですよね。

その辺どういうふうに考えるかということですがけれども、大変今、難しい問題だというふうに町長もお答えいただきましたけれども、この難しい問題こそ、行政が率先して取り組んでいかないと、これからこういった問題はやっぱり出てくるんだというふうに思っています。町民の方というのは非常に柔軟性もありますし、今の町の条例がこうだから、結局それに当然条例ですから従わなくちゃいけない。ですから何らかの形で、お寺に預けたりとか、親戚のほうに入れてもらったりとか、そういったことも工夫はされているんでしょう。だけど、それだけでは済まされないという現状がこれからどんどん出てくるというふうに思われます。

さて、最近では、共同墓地または共同型墓地だとか、個々のお墓ではなくて、石塔や供養塔などの広い地下納骨スペースなど共同で納骨をおさめる新しいタイプのお墓、こういったものの取り組みというのが、NPOだとか民間、こういったものが中心となってやられているようでございます。当町でも、そういう意味では宗教関係なく、共同墓石等で対応というようなことは考えられないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹渕議員のおっしゃるとおり、少子高齢化の社会の変化の中で、お墓に対する意識の変化、都市部では個人でお墓を持たない人もふえてきている状況にあります。

そういった中で、都市部においては集合墓、合同墓、そういう形の墓地ができていると言われているかもしれませんが、その多くは民間での墓地でございまして、自治体管理のそういった墓地はまだごくわずかなのが現状だというふうに思っております。

町といたしましても、民間墓地との関係もございまして、地方自治体が運営する墓地のあり方について、竹渕議員のおっしゃるような形も総合的に勘案しながら、今後の課題として調査研究をしてみたい必要があると思っております。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 町長の答弁、非常に前向きな答弁というふうに感じられました。ぜひ行政としては新しい取り組み、そういうふうには考えておりますけれども、ぜひ当町からでもそういったものも行うことによって、そしてまた将来的にも、今町民課がこれは管理しているのでしょうか、職員の方も数年には担当もかわります。そういったシステムというものをきちっと構築していく、こういったことが行政の取り組みではないのかなというふうに思っていますので、ぜひ今の町長の答弁のように積極的に取り組んでいただければありがたいなというふうに思っております。

私は、このことについては、墓地は大切な地域の社会福祉であると考えております。そしてまた、ある市では、社会福祉協議会の取り組みとして、これは有料でありますけれども、墓守をしているということです。墓守サービスの内容ですけれども、市内にお墓を所有する方で高齢者や体が不自由な方、市外県外に住んでお墓参りができない方などにかわって、お墓の掃除、お供え物の維持、生け花や水の交換、さらには草刈りなど、そういったようなサービスが先祖を養うという目的で実施されているようでございます。

こういったものも今後の取り組みとして行政がやるか、それとも民間のサービスとしてやるというようなものもあろうかと思っておりますけれども、こういったものもぜひ視野に入れる必要があるのではないかというふうに思いますけれども、町長の考えをお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在、町の霊園全体の共同部分の草刈り等につきましては、社会福祉協議会のシルバー人材センターに委託をしておるところでございます。個人管理の区画につきましては、条例施行規則第11条によりまして、利用者の管理義務ということで、利用者は常に利用場所の清掃と尊厳維持に努めなければならないとあるように、個人管理をお願いを

しているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のように、高齢である、あるいは県外等の遠隔地に住んでいるため、お墓の掃除も困難であるといった方もいると思われます。そのような方に対してこれからどのようなサービスができるのか、今後の課題として調査検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 新しい取り組みということで、なかなかまた行政の参考例というものはないかもしれませんが、民間としてこういったものが取り組まれている現状を見ますと、やはり町が管理している墓地だけではなくて、日本全体でそのような現状が見られる。民間が取り組むということは、それで十分商売が成り立つんだという、そういった背景もあるんだと思います。ということは、裏を返せば、それだけの量も実際はあるんだと。

ですから、町がこのように取り組むというような話になった場合、やはりお願いしたいというようなケースというのは結構出てくるのではないかなというふうに思われますので、先ほど町長答弁いただきましたけれども、今後の課題で結構でございますけれども、最優先課題としてぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、コメントいただけますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどから答弁をさせていただいておりますように、今後、霊園、町民の方の埋葬等に関しまして、これからも町として誠心誠意、調査研究をして、よい方向で霊園の管理、町民の皆様に安心して入っていただけるようなそういうものをつくり上げてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） ぜひそのような取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

私からは最後に、これまで行政としては余り立ち入らなかった分野でありますけれども、安心して生涯を終えることができるという視点は非常に重要であります。長寿を楽しむ社会の実現のためには、決して目を背けてはならない問題であると考えていますので、最後にいま一度、町長からご答弁をいただき、私の質問を閉じさせていただきたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のおっしゃるとおり、安心して生涯を終えるということは、誰もが望んでいることだと思っております。また、行政の役割も、住民の方が安心して暮らせていける社会づくりと思っております。

また、少子高齢化等社会の変化によりまして、多くの問題が生じてきていることも事実でありますし、お墓のことは誰もが直面し考えなくてはならない問題でございますので、町といたしましても、霊園のあり方等について今後も検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） ご期待申し上げ、以上にかえさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 以上で、竹渕博行議員の質問を終わります。

ここで、途中ですが、議事日程の資料の修正をお願いしたいと思います。3行目に本日の日付、平成27年9月16日と記載してありますが、平成28年の9月16日の誤りですので、「27」を「28」に訂正をお願いしたいと思います。

◇ 茂 木 恒 二 君

○議長（一場明夫君） 続いて、10番、茂木恒二議員。

（10番 茂木恒二君 登壇）

○10番（茂木恒二君） それでは、議長の許可をいただきまして、一般質問の通告書に基づき質問をさせていただきます。

質問の項目は2点でございます。1、岩櫃ふれあいの郷事業の検証と総括について、2、公共施設の老朽化対策について、以上2点でございます。

質問の要旨としましては、1、町の方針どおり、岩櫃ふれあいの郷を閉鎖し庁舎移転するとなれば、これを機に、当事業約20年の検証と総括を行政の責任において行うべきだと思いますが、町長のお考えは。検証すべき主な事柄としまして、なぜ総工費26億円うち建設時の地方債総額18億4,000万円の巨費を投じた事業となったのか。

2番目として、これは主に温泉センターなんですけれども、使用料や維持管理費用を勘案した綿密な計画検討が行われたのか。

3 番目、オープン間もなくから赤字であり、長年にわたり有効な手段を講ずることなく、言葉は悪いですが、結果的に放置されてきたのか。

4 番目、赤字の累計総額は幾らなのか、また償還利子の累計総額は幾らなのか。でございます。

2 については、老朽化施設の中で今回、庁舎の問題が方針どおりとすれば、一つのめどがついたということなのですが、次は中央公民館、昭和57年竣工ということでございますので、約41年経過しております。入って見ても確かに古くなったなというのがありますけれども、中央公民館を含めて他の公共施設の老朽化対応の今後の方針はということで、以上2点について質問をさせていただきます。

続きましては、自席に戻り、質問を継続させていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、茂木議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目の1点目の岩櫃ふれあいの郷の検証と総括についてのご質問ですが、岩櫃ふれあいの郷は、旧吾妻町において昭和60年1月から温泉源調査に着手し、温泉開発掘削地点を原町不動尊付近に決定した後、ふるさと創生資金の一部を充当して平成2年6月に掘削に着手、平成3年6月には町民待望の温泉が確認をされ、揚湯試験を経て、平成5年1月に動力装置を設置し、温泉を生かした町づくりを進める自治体の仲間入りを果たしました。

この源泉の活用にあたっては、町づくりの課題である過疎からの脱却、若者定住による活力ある町づくり、町民の福祉増進及び福祉意識の高揚を図る拠点づくり、健康で安らぎのある町づくり等、多方面にわたり綿密な検討を重ねた結果、温泉センターを核とした多目的施設を併設する総合保養施設を目指すことを決定し、平成6年よりふれあいの郷の事業に着手、平成9年7月に町民待望の全館オープンとなりました。町の中心部に建設を進めた一大施設は、ランドマークとして天守閣のある町、また景勝地岩櫃山や真田氏ゆかりの岩櫃城下の象徴施設として、多くの方々に親しまれ、これまで約20年間管理運営され、その重要な役割を果たしてきた施設でございます。

建設総工費は26億円、うち地方債等の借入金19億1,600万円の巨費を投じた一大事業で、建設時に借り入れた償還利子の総額は3億8,500万円でございます。また、平成27年度までの4施設全体の維持管理に要した総額は、施設の拡充など一部投資的経費も含むものですが、

42億6,344万円でございます。一方、収入の総額は20億8,527万円でございます。

岩櫃ふれあいの郷は、町民福祉を目的とした複合施設であり、官民を含めて周辺に日帰り温泉施設が相次ぎ開業する中、経営は年々厳しくなり、毎年多額の資金を投入してまいりました。これまで人件費削減や事務事業を見直し、また集客に努めたり施設全体の経営改善に努めてまいりました。平成19年度には行革本部温泉施設検討部会において、指定管理者制度の導入の検討や、日帰り温泉センター3施設のあり方、施設の役場庁舎転用への可能性についても協議を進めてまいりました。

平成21年度には、議会による行財政改革推進特別委員会の決議を受けて、指定管理者制度による民間活力の検討をしてきましたが、国民宿舎榛名吾妻荘とあづま温泉「桔梗館」の2施設の指定管理にとどまり、今日に至っております。

しかしながら、これまでの4施設の入館者実績は、温泉センターが232万2,253人、福祉センター18万8,053人、健康増進センター16万3,603人、コンベンションホール28万9,255人となり、4施設全体の累計利用者は296万3,164人になっております。

町民の健康や福祉の増進、文化活動の向上、交流人口の増はもとより、岩櫃ふれあいの郷で使用する原材料費や維持管理費等の発注に当たっては、極力地元の事業者の皆様から調達してきたことによる地元経済効果、働いている職員は26名おりますが、こういった雇用の創出、他の町に誇れる観光資源の一つとして、大きな貢献を残してきた施設と考えております。

今後、温泉センターは町内2施設に役割を引き継ぎ、岩櫃ふれあいの郷建設当時の所期の目的については後退することなく進めてまいりたいと考えております。

2項目めの中央公民館の老朽化対応の今後の方針に関するご質問でございますが、現在の中央公民館は、昭和50年7月に山村開発センターとして設置をされ、41年が経過をいたしました。山村開発センターは、町内の農林水産業の発展を図り、住民生活の充実向上に資する目的で、国から山村振興に関する補助金を受け、建設をされたものでございます。竣工から数年後には町の公民館として利用が始まり、その後、教育委員会社会教育課や教育委員会の事務局が長期にわたって入居しておりました。

この施設は、会議室や和室、調理室などが整い、当時から多くの団体に利用され、ここ数年は図書室の機能も充実してまいりました。利用の実績の面で見れば、立地条件等と相まって、行政機関は言うに及ばず、一般の会議、研修にも利用され、ここ数年は年間延べ1,500団体、2万人にも上っております。老若男女、昼夜を問わず、多くの方々に利用されている有数の町有施設でございます。

ただ、平成21年度に実施をしました耐震診断によりますと、補強が必要な施設との診断結果を受けております。当時は中央公民館周辺が役場庁舎の候補地の一つであったこともあり、庁舎建設の結論が出されるまで、概算1億数千万円にも及ぶ耐震補強工事を見合わせておりました。庁舎建設につきましては、この定例会で、議員各位のご理解をいただき、福祉センター等の廃止条例が可決をされ、移転がより具体性を帯びてまいりました。

中央公民館の今後については、周辺の公共用地・施設などを再編整備していく中で整備するか、耐震補強工事で対応するか、多くの皆様から意見を伺いながら方向性を検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、中央公民館のような立地条件に恵まれ、広く町民に利用されている施設は今後も必要であると認識をしております。その中で、施設の防災・安全の対策は最重要課題と捉え、町民の皆さんが安心して利用していただける施設となるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力よろしくをお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） では、引き続き質問をさせていただきます。

ふれあいの郷については、温泉掘削が発端となって、ふるさと創生資金等を含めて、それを機にやったということなんですけれども、当時の時代背景というか、時代を考えると、1991年、平成3年ですかね、バブルが崩壊したと言われております。そういうことがあって、国内景気の浮揚策、国が方針を打ち出すわけなんですけれども、そのときに補助金を、ふるさと創生資金もそういう一部かもしれませんけれども、それは時限立法の補助金。建設当時は地方債というか、過疎債ですか、要するに公共工事をてことして景気浮揚を図ろうという大きな国の方針があったと思います。バブルが崩壊したので。

そういう中で、まだバブルの余韻が冷めやらぬ中のいろいろな議論の中で、先ほど総額の中で、町長の話だと地方債が19億1,000万円ということなんですけれども、有利な地方債ということで事業をやる場合は当然なんですけれども、恐らく総費用26億円のうちの補助金等を勘案して有利な地方債を考えると、町の持ち出しは約3分の1で済むぜというふうな議論がなされたのではないかと推測されるわけなんですけれども。そうすると、それは非常に説得力があるので、ノーと言うのはなかなか難しいんだろうなというのが、もし当時いたら思いますけれども、それでああいう立派なお城風な施設を建造したと。振り返ってみると、当時の町の総合的な予算の規模等を考えると、非常に大きな事業だったと思います。

箱物行政の怖いところは、不採算になって赤字が出てきたからその事業から撤退しようと思っても、建物は壊すわけにいかないですよ。ですから、多くの自治体が今それを持って非常に苦しんでいるところが大きい。当町が財政の健全化というのを最重要課題として今訴えている。健全化というのは、今健全でないという意味なんでしょうけれども、そうすると、その原因って何かなというふうに考えると、有利な起債で地方債残高はふえていったというのが考えられます。

ですから、ふれあいの郷、それから、もう閉鎖、売却になりましたけれども榛名吾妻荘、それから、必要だったんでしょうけれども、下水道事業等の現在の地方債残高で見るとそういうのがうかがえます。時代の背景もありますが、そういう時点で、今ははっきり言うと、お荷物という言い方は失礼かもしれませんが、住民の健康増進のため、福利厚生だと言われればそれまでなんですけれども、そういうことを差し引いても余りにも大きな赤字が出過ぎているということで、今回の庁舎問題を検討するに当たり、大きな原因の一つになっているんですよね、ふるさと創生事業が。庁舎問題が、この庁舎が60年を過ぎて、老朽化で待ったなし、それから赤字施設もこのまま続けるわけにいかんと、あそこを新築よりはリフォームしたほうが安く済むと、もろもろの要素が重なって待ったなしの状態になって、あそこに移転するという感じを私は受けているわけです。

ですから、純粋に庁舎としての純粋な議論で、場所はどこがいいのか、どういう建物がいいかという議論より先に、待ったなしの状態になっちゃったんで、老朽化対応で庁舎問題もこれで問題が一段落つく。それから赤字施設も、転用することによって、赤字施設が解消できると。考えてみればよかったねということなんですけれども、めでたし、めでたしというふうに言うわけには私はいかないと思うんですね。要するに、言葉は悪いですけども、追い込まれた末の判断、ほかに選択肢がなくなっちゃったわけですよ。

庁舎問題については、合併特例債を使うということであれだったんですけども、当初は10年で、28年で合併特例債の期限が切れると、当初の議論だと、それまでに庁舎問題に決着をつけるという話だったと思います。それが5年間延びたという外的要因で現在に至っているわけなんです。

もし合併特例債が、歴史にもしはないんでしょうけれども、合併特例債が5年延長されなくて、ふれあいの郷が今じゃなくて巨額な赤字でなければ、もしかして違った選択肢があったんじゃないかというのが私の正直な感想なんですけれども、その辺についてどうなんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 茂木議員から大変に細かな分析をいただきまして、ありがとうございました。

ふれあいの郷オープンのときの式典に私、出た覚えがあります。そのとき何で出たと、多分町のPTAの役員か何かの立場で出たかと思いますが、そのときに、当時の群馬県の町村会長が上野村の黒沢丈夫村長でございました。来賓の挨拶というものをしまして、その中に一言だけ今でも覚えているものがあります。「今の時期、よく踏み切ってこれをつくったな」という言葉が今でも残っておりますけれども、茂木議員の分析につながるような言葉だと思っております。

そのような中で、新庁舎、新たにつくることなく、ふれあいの郷を改修して入るということにいたしました。現在の庁舎、築60年ということでございまして、平成23年に東日本大震災がありまして、3月11日に大きな地震がありました。東吾妻町は全国一早く組織的に、南相馬市の皆さんの被災者をバスで迎えに行ってまいりました。ふれあいの郷あるいはコニファーいわびつに420人の皆様を長期にわたってご支援をしたわけでございますけれども、そのときに秋篠宮様ご夫妻が被災者をお見舞いに来るということで、東吾妻町に来るならぜひ役場でお昼を食べていただくというふうな話になりまして、そして、宮内庁ですとか警察の皆様がこの庁舎を調査していただきました。そうしますと、ここは入れないと言われました。当時の総務課長の非常にがっかりした表情は今でも覚えておるところでございます。

そのような老朽化した建物でございまして、これがいつ何どき被災をするということになりましたら、大変な町の損失になるということでございまして、建設費も新築するよりは安く済む改修で入ろうということになったのでございます。これも、これから町の財政等も考慮の上、決定をしたことでございますので、今後も細心の注意を払いながら、町の財政に負担のないような形でほかの事業も進めてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 回答がちょっとあれなんですけれども、検証と総括、榛名吾妻荘の売却・閉鎖のときも、最終的な帳尻収支は計算しましたかと聞きましたけれども、そういうのはしていないようなんですけれども。

なぜ検証と総括と、私が思っているのは、同じようなことを繰り返しちゃいけない、失敗したら学ばなくちゃいけない、これが失敗なのかどうかはわかりませんが、そういうこと。もちろん、当時の町長は誰だったんだ、当時の執行部は、当時の議員は誰だったんだという責任を追及するという趣旨ではありません。今後に向けて、将来、行政を運営すると

きに、あるいは議会で議決するとき、行政の意思決定にかかわる者として、将来世代に借金と負の遺産は残しちゃいけないわけですよね。ですから、そういう観点から見れば、ふれあいの郷事業というのは多くの教訓が含まれていると思います。

ですから、体裁というか、紙に書けという話じゃなくて、やっぱり意思決定にかかわる者として、私もここに来て、こっちに移住してきて10年ですけども、いろいろな方からお話を聞きますけれども、立ち位置とか価値観とかでいろいろ評価がさまざまです。ただ、赤字が出ているということは確かなんです。ということで、私も来たときは驚きましたけれども、立派な建物だなと、すごいなと、そういうふうに思ってたただ感心していたんですけども、いろいろな面から見ると、さまざまな問題を含んでいるということがあって、いろいろ議論しているわけなんですけれども。

特にふれあいの郷の大きな赤字の原因になっているのが、26年度決算でふれあいの郷全体で1億4,200万円の赤字が出ているという中で、4施設の中で温泉センターが突出しているわけなんです。6,340万円という話がありましたけれども、共用部分があって、それは除いているということで、共用部分の3,834万円の5分の3が温泉センターの部分ですよということなんですけれども、そうすると2,300万円なんです。6,340万円足す2,300万円だと8,640万円が温泉センターにかかわる収支の赤字なんです。

じゃ、ほかの温泉施設と比べてどうなのかと、同じような時期に旧東は桔梗館があります。それから後から出た天狗の湯なんですけれども、温泉センターは間違ったら訂正しますけれども年間8万7,000人ぐらいですか、天狗の湯が8万6,000人、桔梗館が6万人と、いずれも桔梗館それから天狗の湯はACCに補助金という形なんです。年間2,000万円ぐらい、その中で温泉の部分も入っているんでしょうけれども。先ほどの温泉センター直営8,640万円で、桔梗館については6万人の入館者数で指定管理料約760万円、年間。それから天狗の湯も指定管理料という、温泉でという、できないんでしょうけど、全体で2,000万円ですから、仮に半分としても1,000万円。そうすると、桁外れなんです。

先ほど指定管理の話が出ましたけれども、これで見ると、平成14年からちょっとその赤字を踏まえて、町営施設管理運営検討会というのがあって、回答を出しているわけですよね。要するに、今から14年前からも赤字が問題になっていて、これを何とかすべきだという話だったんですよ。ずっと私も議員になってからも、委員会、議会でも何とかしろ、何とかしろという話で、ついつい現在に至ったということなんです。

ですから、それだからつまらない、まだ需要がありますけれども、なぜ指定管理という概

念があるのに、指定管理にしなかったのか、あるいはできなかったのか、その辺の事情についてお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ふれあいの郷オープンから2年目ぐらいまでは、持ち出し分が2,000万円程度ということで、町民の福利厚生に関してはやむを得ないような額でございますけれども、3年以降は1億円を超えるような状況になったというふうに考えております。

これにつきましては、ふれあいの郷、町の課題でございます。過疎からの脱却、若者定住による活力ある町づくり、町民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る拠点づくり、健康で安らぎのある町づくりなど、多方面にわたりまして綿密な検討を重ねた結果、温泉センターを核とした多目的な施設を併設する総合保養施設を目指すということで決定をしたわけでございました。このため、建設費や起債は多額となりましたが、起債は地域総合整備事業債で、元利償還金の55%の地方交付税算入があるということでございまして、大変にその当時としては有利な起債であったということでございます。

平成19年に、行革本部温泉施設検討部会において、指定管理者制度の導入の検討、日帰り温泉施設3施設のあり方、施設の役場庁舎転用への可能性についても協議を進めてきたのでございます。また平成21年度には、議会による行財政改革推進特別委員会の決議を受けて、指定管理者制度による民間活力の検討をしまいいりましたけれども、国民宿舎榛名吾妻荘とあづま温泉「桔梗館」、この2施設が指定管理にとどまって今日まで来ておるということでございます。

これにつきまして、町の職員含めて、また臨時的な職員も含めて、26名の皆様が働いておって、雇用の面でも非常に重要な施設というふうなことで、継続して町で管理運営していくということで今日に至ってきたわけでございます。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 住民の皆さんの健康の増進、福利厚生、これはコストでははかれない部分があると私も思います。ただ、物には限度があると、年間8万何千人の方で8,640万円、これは町の財政から考えて、健全財政に向けた徹底した改革に取り組む町づくり、これが町のスローガンですよね。改革という言葉を使っているので、改革というのは、いろいろな障害を乗り越えたと、厳しいところに手を突っ込むというのが私は改革だと思います。

現在、臨時職員の方が全体で135名ですか、うちふれあいの郷関係で20名、先ほど雇用の話がありましたけれども、20名の方がいらっしゃる。そうすると、雇用も含めていろいろ改

革するには壁があると、だけど町は、財政が豊かだったらいいという話じゃないんですけれども、これだけ厳しい財政になっているときに、健全財政の改革を叫んでいる中で、議会でも問題にするわけですね。

ですから、これも結果論ですけれども、例えば年間1億円だと、赤字がですね。10年たてば10億円なんですね。仮の話ですけれども、平成14年のときにもっとあり方を突っ込んでやっていたら、14年たっていますから14億円が赤字でなくて済んだ。これはもしの話ですから、今となっては遅い話なんですけれども。それに対する行政の対応が遅い。一定の期間を過ぎると怠慢ということになるんでしょうけれども、だから、どちらに当てはまるかわかりませんが、もっと早く手を打つべきだったのではないかと。今回ようやく庁舎に転用して解消できるということなので、それが結果的にはよかったかもしれませんが、対応の遅さによって巨額なものが失われるということがあられるわけですね。その辺でいろいろな意味で今回の件は教訓があると思います。

その辺どうですか。行政の対応ということで考えて。私は遅かったんじゃないかと、怠慢といいますか、遅かったんじゃないかと思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 茂木議員のご指摘でございます。結果的に見ればの話ということでございますけれども、町の町民のための福利厚生施設というふうな大前提もある中で、また役場庁舎の検討も、幾つもの町内の候補地がある中で、新築するか、また改修するか等の検討もなされる中で進められてきたものでございます。

そのような中で、一見して遅過ぎるというふうなことも今言われておりますけれども、そのようなことのないように、我々、一生懸命行政に取り組んでいるわけでございますので、あらゆる面を総合的に判断しながら執行しているわけでございますので、一概に言い切ることもできないということでございます。そのような考えで、町政、多くの町民の皆様のために仕事をしているわけでございますので、その点のところはご理解をいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前11時01分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 総括という面でなかなかするのは難しいんだろなということだと思いますが、そもそもの目的が、過疎から脱却し、若者の定住による地域の活性化と活力に満ちた潤いのある町づくりを図るためと、20年たちました。目的はこうだったんですけれども、現状はいろんな分析の仕方があると思いますけれども。総括と言ったのは、そういう目的も含めて、それから費用、赤字額等を含めて、やっぱり行政、意思決定に携わる者は、それは自分なりの話なんでしょうけれども、しっかり認識をすべきだと。その上でいろんなことを、ちょっと生意気なことを言うようすけれども、「将来を語る者は歴史に学ばなければいけない」という言葉がありますけれども、そういう面でいえば、これを学ぶべきことがすごく多いというふうに思いますので、ぜひそういう面ではお願いします。

新庁舎の問題なんですけれども、昨日、条例を廃止する条例が可決されました。そういう中で、いよいよ、いろいろ進んでくると思いますが、庁舎移転にそういう歴史があって、そういう決定過程の背景があって今回のことが決まっていたわけなんですけれども、そういう延長線で見ると、無駄するつもりはないんでしょうけれども、可能な限りは移転費用を抑えてというのが町民の皆さんの感情だと思います。

そういう中で、今回の概算額一覧表を見ると、工事費 8 億 5,000 から始まって、もろもろで 14 億 3,500 万円という数字が示されました。あそこを選んだ理由の一つが、新築するよりはリフォームするのが安いと。確かに工事費で見ると 8 億 5,000 ですから、町のほうで具体的に示した数字は新築 22 億 5,000 だという話なんですけれども、この比較をする場合は、移転総費用で私は見るべきであろうと、工事費だけではなくて。そうすると、町からいただいた概算額一覧表を見ると、工事費 8 億 5,000。工事費これ概算ですから、いろいろ見ると、概算額よりは減ったという例は余りないように思うんですよ。要するに、ふえる可能性がある。

あと、例えば付帯工事のところで進入路整備費ゼロ、土地購入費ゼロ、それから健康増進施設移転に係る経費試算がゼロ、ゼロと、それから来庁者駐車場整備費がゼロというふうになっています。これは必要なんだけど今のところは計算できないということでゼロになっているというふうに私は理解しているんですけども。そういうふうにと考えると、それから、昨日、耐震工事の話が出ました。防災施設の耐震強度を1.5にするということになると、耐震関係の対応というのが出てきた場合には、これにプラスになる。そうすると、どう考えても20億円に限りなく近づいていくんじゃないかというふうに私は懸念しております。そうすると、リフォームが安いという論法が根底から崩れるんじゃないかな。

もう一つの観点、新築した場合、建物というのは耐用年数があって、40年とか50年とか、40年過ぎたあたりから老朽化の話になるんですかね。近未来でいうと、新築だと30年後なんですよ。あそこは20年たっていますから50年後になっちゃうんですよ、建築、建ててから。そこでまた議論が起こると、また金がかかると。総合的に考えて果たして安かったのかな、どうかなというのがあるので、その辺どうですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、町の貴重な財産であるふれあいの郷の建物、有効利用をこれからしていくということも非常に重要なことでございます。新たに建てるよりは当然、費用は安くなるというふうに考えておるところでございます。

そのようなことで、町の財産となるものは、できる限り使えるものは使って、有効に使っていくということは必要だというふうに思っておるところでございます。これからは東吾妻町の財政によりよき方向で常に考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 町長、将来にわたっても含めて安かったかどうかというのを聞いているようでした。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 将来の話はまだはっきりそこら辺のところはつかんでおりませんが、このふれあいの郷の建物、まだまだ将来に向けて使い勝手のいい建物と、リフォームしてさらに有効利用を高めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 時間がないようなので、次に公共施設の老朽化ということなんですけれども、私が監査委員をやったときに、原町保育所に空調設備が入りましたんでというので見に行ったんですね。約100人ぐらいなんですけど園児が。行ったら、天井が低い、雨漏

りがすると、かわいそうだなと。一方で、白壁のお城を建てて、巨額な赤字が出ていると。これは象徴的に話をしているんですけれども、非常に印象が深かった。

ですから、赤字で金がなくなって公共施設が後回しになっていると、要するに、優先順位をどこかで間違えたんじゃないのかなこの町はというのが私の正直な印象なんです。その辺どうですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町の施設として、町民の福利厚生なり、また子供たちの教育なり、いろいろと多岐にわたって建物等は利用しているわけでございます。そのような中で、総合的に優先順位等を判断する中で、今まで行ってきたかと思えます。議員のご指摘のことでございますので、これからもそういった目でしっかりと見据えてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 持ち時間が過ぎましたので、以上で茂木議員の質問を終わります。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（一場明夫君） 続いて、13番、須崎幸一議員。

（13番 須崎幸一君 登壇）

○13番（須崎幸一君） ただいま一場議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問をいたします。

町の介護保険事業計画と地域包括ケアについて質問をいたします。

近い将来に高齢化率40%を超える超高齢化社会を迎えることは言うまでもないことですが、私たちがその社会で暮らしていくためには、介護問題にどう取り組んでいくのか、問われる時代になっていると思います。

平成12年に介護保険制度がスタートして16年目を迎えるわけであります。介護保険制度の定着がされたというふうに感じております。しかし、利用者の増加に伴い、介護保険料も上がり続けており、利用者の負担増の軽減が叫ばれるようになってきました。

介護保険事業計画は、3年ごとに見直しを行うものです。昨年、大きな制度改正がされて、第6期の介護保険事業計画がスタートを切って、現在に至っております。来年度中には第7期の介護保険事業計画を作成しなければなりません。介護に関する現状と課題を再認識するとともに、課題解決に向けての取り組みにつながることを期待して、質問をするものです。

介護保険事業計画についてでございますが、具体的に申し上げます。

平成27年度より始まった第6期介護保険事業計画の1年半がたちましたが、この第6期介護保険事業の推移と課題は何かについて伺います。

また、平成27年度の介護保険制度改定により、どのような見直しがあったのか。その点についてもお聞きいたします。

次に、先月8月19日の議員全員協議会で執行部より説明を受けました、群馬県が事業主体となって実施する、坂上地区の旧坂上小学校跡地に平成29年度に建設予定の広域型特別養護老人ホームの整備についての現状における進捗状況についてお伺いいたします。

次に、平成29年度より3年間の計画予定である第7期介護保険事業計画の作成に当たり、現在、ニーズ調査、策定の準備の検討に入る時期だというふうに思いますが、来年度には計画策定作業を行うことと思いますが、その際の留意すべき点についてお伺いいたします。

介護保険制度の3年ごとによる見直しで、利用者の増加により、今後も保険料の増額改定がされることが予想されます。また、利用者の自己負担化が進み、家族の介護負担増による介護離職せざるを得ない事態が予測されます。この点について町としての対応策を検討すべきと思いますが、町長はどのように考えているのかお伺いします。

地域包括ケアシステムの実現に向けての取り組みについてでございますが、平成17年の介護保険法改正で制定された地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う地域包括センターは、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして、相互連携しながら業務に当たっているものと思います。具体的なその役割と実績、そして住民への周知方法についてお聞きいたします。

ことし3月から、介護認定による要支援1・2の利用者が利用できる介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護の2つが介護保険の対象から外れ、自治体が提供する介護予防・日常生活支援総合事業に移行されたと思います。この新しい総合事業、介護予防・日常生活支援総合事業の現状と今後の取り組みについてお聞きいたします。また、町の独自性のサービス提供についてもあわせてお聞きいたします。

次に、地域包括システムの構築を推進し、高齢者が地域での暮らしができる限り継続できるようにするために必要と考える地域ケア会議のその目的と実施状況についてお聞きをいたします。

次に、生活支援の一つとして町が実施している在宅の寝たきりの要援護高齢者紙おむつ等給付事業については、月額2,000円を上限として、年間2万4,000円を補助しております。

この施策は大変に高齢者にとって有効なものと感じております。受給者も増加しておりますので、今後も継続して実施していただきたいと思います。平成24年度には124件、25年度には177件、平成27年度の計画をしたときには200件というふうなデータがございます。受給者のさらなる負担軽減を図るために、月額2,000円上限を見直して拡充する考えがあるでしょうか、お聞きいたします。

医療と介護の2つを必要とする高齢者は多くいると思いますが、介護サービスなどの充実だけでなく、急性期での医療から在宅への復帰を可能とする体制整備がとても大切であると考えております。そこで、在宅医療・介護の連携推進についての具体的な取り組みについてお聞きいたします。

最後になりますが、認知症の人ができる限り住みなれたよい環境で暮らし続けるためには、認知症の人への支援体制が構築されることは極めて重要なことであると思います。そこで、高齢者認知症対策として地域包括ケアの体制整備について、町長のお考えをお聞きいたします。

以上のことについて質問いたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

町の介護保険事業計画についての1点目、第6期介護保険事業計画の推移と課題についてですが、介護サービスを利用する方は計画どおりふえておりますが、介護報酬のマイナス改定により、1年目は計画数値より少なくなっております。また、新しい総合事業で最も重要なボランティア、地域の人材を活用し、地域で社会参加できる機会をふやし、高齢者の介護予防に向けていくことが課題となります。

2点目の平成27年度の介護保険制度改正の見直しにつきましては、昨年4月に改正点を毎戸配布させていただきましたが、第1号被保険者の介護保険料基準月額を低所得の方に過重な負担とならないよう、所得段階に応じた保険料を6段階から9段階に設定をいたしました。また、施設入所を原則要介護3以上の高齢者に限定することや、利用者の自己負担の見直しにより、一律の1割負担から、一定以上の所得のある被保険者は2割負担へ変更することになります。

3点目の平成29年度広域型特別養護老人ホームの整備につきましては、9月5日から群馬

県で申請受け付けが始まっております。

第4点目の第7期介護保険事業計画の作成につきましては、国の方針等が示されていないので、検討はなされておられません。

5点目の介護保険料の増額改定、家族の介護負担による介護離職等について、町として対応策を検討すべきと思うがにつきましては、より一層介護予防に向けた取り組みを行い、介護保険サービスを必要としない元気な高齢者をふやすことにより、保険料の上昇を抑制し、介護負担軽減につなげていきたいと考えております。

地域ケアシステムの実現に向けての取り組みでございますが、1点目の地域包括支援センターの役割は、高齢者が住みなれた地域でその人らしい生活を継続することができるように、保健・医療・福祉サービスを初め、さまざまなサービスを必要に応じて総合的、継続的に提供できるよう体制整備し、介護予防の充実を図ることにあります。

平成27年度の実績は、介護相談1,042件、介護認定調査202件、ボランティア養成講座開催、認知症サポーター養成、介護予防サポーター養成、ケアマネ研修会開催、権利擁護マニュアル作成等になります。

2点目の新しい総合事業の現状と今後の取り組みについてですが、現状については、介護保険事務所が行っている介護予防通所介護・訪問介護をみなし指定し、サービスが低下しないようにしております。今後につきましては、住民ボランティアによる町独自のサービスができるよう努力をしていきたいと思っております。

3点目の地域ケア会議は、昨年から住民やケアマネジャーから個々の相談を、地域包括支援センター職員、保健師等関係する職員で協議しながら行っております。

4点目の要介護高齢者紙おむつ等給付事業の拡充の考えはあるかですが、この事業につきましては、年々、利用者が増加しておりまして、利用者、家族への負担軽減につながっていると考えておりますので、拡充につきましては今後検討していきたいと考えております。

5点目の在宅医療・介護の連携推進につきましては、研修会等を開催できるよう、介護・医療のネットワーク強化になるよう努めてまいりたいと考えております。

6点目の高齢者認知症対策として地域包括ケアの体制整備につきましては、専門医と関係機関との連携強化が重要になると考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 身近に家族で介護者を見ている人や、認知症の要介護者を家族で支

えている町民や、また老老介護で苦労している方々がおられます。3年ごとの介護保険事業計画の見直しの中で、この保険制度の持続可能性を高めるために、介護費用の増加により介護保険料が上がってきております。

財源の仕組みを見ますと、公金、税金のほうは50%、それから保険料が50%、内訳でいきますと、65歳以上の方の保険料は22%、40歳から64歳以下の人については28%の保険料負担になっております。

施設サービスの例ですと、利用者の自己負担分については、1割と2割に加えて、居住費、食費、日常生活費などが必要です。所得による軽減措置がございますけれども、所得が境界線上の人にとっては、1割と2割ではかなり負担が違うので、その点は考慮すべきではないかというふうに思っております。実態調査をした上で対応策を検討すべきではないかなというふうに思っております。まずはこの町の実態調査から始めたらいかがではないでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員ご指摘の所得関係等に関します実態調査ということでございますけれども、今後このような実態調査できるようであれば行って、そして、より充実した介護ができるように努めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひ実態調査をしていただいて、この町の現状を町長、よく把握をしていただきたいと、そして対応をお願いしたいというふうに思っております。

次に、情報によりますと、今後の介護保険法の改正をする場合に、要介護1・2の生活援助、福祉用具ほかについては、今後、介護保険制度の保険給付から外す検討が国では始まったというふうなお話を聞いております。また、利用者の2割負担なども検討されるのではないかというふうに懸念をされているところであります。この点についても、国の動向を見ながら、町として、町民に多くの負担をしないように対処すべきというふうに思っております。

介護保険制度の改定ごとに高くなる保険料を支払い、実際に利用するとき、介護給付サービスが削減されないように、国や県に対して町として働きかけする努力をしてほしいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員のおっしゃるとおりでございます。町民の皆様の立場に立って考えていかなければならないと思っております。これからにつきまして、国や県に対し

まして、町として要望活動等もしっかり行ってまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひよろしく願いいたします。情報を早目にキャッチしていただいて、対応していただければというふうに思います。

次に、介護離職者についてでございますけれども、要介護者の存在は、それまでの家族の生活を一変させてしまいます。年間10万人の介護離職者がいるというふうにも言われております。また、今注目されるのは、18歳未満のヤングケアラーと言われる存在でございます。両親の共働きやいろいろな事情で、介護の負担が子供たちに向かい、学校生活や心身に影響が出るケースもあるそうです。当町においても、この点についても調査をすることも大切なことではないでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ヤングケアラーでございますが、当町にこのような子供たちがいるかどうか、ちょっとはつきりつかんでおりませんけれども、そういう子供たちがいるとすれば大変に寂しい状況でございますので、今後よく教育委員会等とも連携をして、これを調査、把握をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひお願いいたします。義務教だけでなく、18歳未満ということで高校生なんかも関係してくるかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、地域包括ケアセンターの周知についてでございますが、第5期平成24年から26年度の介護保険事業計画の中に調査をした結果が出ておりまして、6割近くの方は知らないというふうな回答が得られております。これは平成23年の8月から9月に調査したというデータでございますので、現在では5年が経過しております。今では認知度も向上しているというふうに考えられますけれども、いずれにしても地域包括ケアセンターの認知度につきましては低いのではないかと、そういった意味では高めるようなPRに努める必要性は私はあると思っておりますので、その点について町長の考えをお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地域包括ケアセンター、介護に関しまして大変重要なものでございますので、これからも町民の皆様に、広報でありますとか、さまざまな媒体を使って周知して、認知していきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、地域包括ケアシステムの構築の実現についてでございますけれども、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年をめどに、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、予防、生活支援が一体的に提供されるものであると考えます。

この地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を想定をしているところでございますけれども、保険者である町や県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要であるというふうに思います。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、医師会等の医療関係者、また一般の企業の関係者等の連携をいただきながら、この町の地域包括ケアシステムをつくり上げてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 最後になりますけれども、介護保険法の理念に基づきまして、ただいま町長言われましたけれども、地域包括ケアシステムの構築の実現に向けて、官民一体となって取り組む必要があると思っております。町長には町のリーダーとして、先頭に立って努力をしていただきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

最後に町長の答弁をお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員のご質問いただきました地域包括ケアシステム構築に向けまして、今後も官民一体となって、しっかりとこの町のケアシステムをつくり上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で、須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（一場明夫君） 続いて、11番、金澤敏議員。

(1 1 番 金澤 敏君 登壇)

○ 1 1 番 (金澤 敏君) それでは、通告に従いまして私の一般質問を行わせていただきます。

安倍政権は、日本の国際競争力を維持するために、地方と社会保障の大幅な縮小を推し進めています。国土形成計画の地方創生、これでは東京一極集中の是正が目的だということになっておりますけれども、基本は国際競争力のために首都圏機能の集中であり、地方切り捨てであることは明瞭であります。2020年の東京オリンピックも、リニア新幹線も、そして国家戦略特区、このようなことはその流れです。しかし、小泉政権の失敗、これは急激に地方を切り捨てたために、地域の疲弊が起きた結果、地方の反乱となり、政権交代につながったと考えられます。そのため、安倍政権は、小泉政権の失敗の轍を踏まないように、地方創生というオブラートで、地方自治体みずから地域の再編を進めることを求めています。

縮小するパイを奪い合い化している、これが地方創生の姿で、不幸な自治体間競争は、今後、極めて少数の勝ち組と大多数の負け組に色分けされて終わることになると私は考えております。

第1の質問は、今述べた私の地方創生の見解に対し、町長の考える地方創生の本質はどのようなもので、それに従っていくとどのような地域社会ができ上がるのかの認識を伺いたいと思います。

第2の問いは、人口減少問題が不安をあおる結果となって、とても過大な目標値を設定して行っておりますけれども、確実に地方は人口が減っていくと考えられます。この問題も、一人一人の町民の姿が消え、数字だけがひとり歩きしているのが現状ではないでしょうか。今までもこれからも自治体は本来の仕事である地域住民の幸福を目指すことが肝心で、そのためにも町民に現実や将来予想を知らせ、地域の将来を共有してもらうために、町民参加の町づくりが不可欠だと考えます。人口減少と町づくりの関係性についての町長の考えを伺います。

第3は、町民参加の町づくりに通じますが、一つの例として、きめ細やかな子育て支援、ますます重要な高齢者福祉、障害者福祉など、これからの住民ニーズに応えるためにも、行政の地域化、そしてコミュニティ再生が鍵になるのではないのでしょうか。小学校単位に少人数を配置した出張所を置き、普通のことはワンストップでその窓口で行える体制、身近な地域づくりや福祉、子育て支援、社会教育、防災、防犯を担当させる。そしてUターン、Iターン、新たな就農移住者に寄り添うこともできる地域密着型の町づくりを目指す施策についての町長の見解を伺います。

そして、最後になりますが、地域再生のために欠かせない施策は、地域内で経済を回すことだと考えております。外貨獲得型を目指しがちであります、飽きられたり、ブームが去ったりすることもあります。このまま自治体間競争を続けていけば、町は消耗し、地域は疲弊していくでしょう。国の施策の抜本的な変更を求めるべきだと考えますが、町長の考えを伺います。

以後、自席にて質問を続けさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、金澤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町長として、国が進める地方創生とはどのような本質を有し、それに従っていくとどのような地域社会を生み出すのか、認識を問うについてであります、地方創生は、少子高齢化に歯どめをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指すものと認識しております。

また、これにのっとり、現在の町の人口減少問題を正面から受けとめ、将来にわたる地域社会の維持、活性化を実現することを目的として、東吾妻町まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン及び総合戦略を策定いたしました。これにより、20歳から39歳までの若年層世代の人口増を目指して、各種施策を推進し、子供も大人もいきいき暮らせる元気なまちを2040年の目指すべき町の姿として、1万人の人口維持を目標として、現在も推進しております。

国が進める地方創生とはどのような本質を有するのかは、いろいろなご意見や見解があるのは承知をしているところでございます。議員ご指摘のように、縮小するパイの奪い合い化している地方創生が、自治体間競争の側面を有している事実もあると思いますが、冷静に判断をし、町民との協働を根底に据え、町づくりを進めていく所存でございます。

2点目の人口減少問題や数字が前面に出ていて、人間が見えない。地域の住民の幸福を目指す地域づくりが肝心だと思う。そのためにも町民に現実を知らせ、地域の将来を共有してもらうために、町民参加が不可欠と思われるが、町長としての考えはについてであります、昨年度において、東吾妻町まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン及び総合戦略をつくり上げる中で、町内の子育て世代を対象とした結婚、出産、子育て等に関するアンケートの実施や、町議会における地方創生調査特別委員会からのご意見はもとより、町民や産・官・

学・金・労・言といった各方面の皆さんからも貴重なご意見を伺いながら策定をまいりました。この総合戦略を推進していく中でも、最近よく言われるPプラン・Dドゥ・Cチェック・Aアクションの4つの視点をプロセスに組み込み、これを策定時と同じように、さまざまな方々からのご意見をいただく中で、実行していくこととなっております。

ご指摘のとおり、地域の将来を共有してもらうためにも、各事業を推進していく上でも、町民の皆様のお力とお知恵は不可欠と考えております。

3点目のきめ細かな子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉等、これからの住民ニーズに応えるために、行政の地域化とコミュニティ再生が鍵だと考える。小学校区単位に少人数の職員を配置した出張所、例えば公民館内出張所を置き、身近な地域づくりや福祉、子育て支援、社会教育を担当させ、地域密着型の町づくりを目指す施策について、どのように認識するかを問うについてであります。総合戦略においては、20歳から39歳までの若年層世代の人口増を目指して各種施策を推進しておりますが、先ほども申し上げましたとおり、事業を進めるに当たり、PDCAサイクルを実行していく中で、さまざまな方のご意見や評価をいただく機会を設けることになっております。そして、事業を実施していく上で、町民の皆様のお力とお知恵は不可欠と考えております。

ご指摘の地域密着型の町づくりにつきましても、施策を進める上での一つの指標として参考にさせていただきたいと考えております。

4点目の地域再生のために欠かせない施策は、地域内で経済を回すことだと考えられる。このまま自治体間競争を続けていけば、町は消耗し、地域は疲弊していくのではないかと危惧される。政策の抜本的変更を求めるべきと思うが、町長の考えを問うについてであります。総合戦略においては、従来の政策の反省点である縦割り、全国一律、ばらまき、表面的、短絡的であった部分を踏まえ、自主性、将来性、地域性、直接性、結果重視の政策5原則に基づき、地域の実情を勘案した上で策定されたものであり、ご指摘のとおり、単に自治体間での競争のみに終始すれば、自分で自分の首を絞めかねないおそれはあります。しかし、地域の魅力を最大限に引き出して、あわせて町民の皆様とともに事業を進めることで、子供も大人もいきいき暮らせる元気なまちが実現できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、切りの都合もありますので、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を午後1時としたいと思います。

(午前 11 時 57 分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

11番、金澤敏議員。

○11番（金澤 敏君） では、まず第1の質問に関しましては、これは見解の相違とか捉え方の違いということを町長はおっしゃられましたけれども、本当にポジティブな捉え方で、リーダーになる人はそういう感覚がないといけないんだなというような気もいたしますけれども、やっぱりその中でも細心の注意を払って、こういう国からの地方創生という問題が起きたときは、何か裏があるんじゃないかとか、そういうことをしっかり捉えるべきじゃないかなと私なんかは思うんですよね、制度設計が変わっていくというときには。それが全然私との見解は違うということで、それはしょうがないんですけれども。

何か今までこの町が作り上げてきたそれ行けどんどんで、何とかなるさでやってきた結果、いろいろなところにひずみが出ていて、特に財政的には物すごい厳しい財政の町になっているんじゃないかなということを考えます。これに関してはもうこれ以上質問しても、町長、同じ答えを繰り返すだけになると思いますので、次に移りますけれども。

人口問題ですね、この町の。何とか2040年まで1万人を維持していくんだということであります。それは私どもも特別委員会に出て、いろいろな資料等をもらっていますし、何とかそういう数字を目指してもらいたいなというそういう希望はありますけれども、実際、20年後に子供を産めるようなそういう世代は、今、幼稚園生やら生まれたばかりの子供たち、そのくらいの年代になるわけですね。そうすると、その年代の数値というのはしっかりつかんでいると思いますけれども、今そのくらいの年代はどのくらいいるか、教えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、簡単にちょっとその数字をお知らせはできませんけれども、いず

れにいたしましても、これから地方創生に向けて、町は今、総合戦略を立てて、アクションプラン等の中で、移住ですとかIターン、Uターン等のものを行う中で、その数字をさらに上げていきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そうですね。もう既に今、幼稚園生、保育園生、そして生まれてきたような子たちが子供を産む世代まで待ってられないんですよね。何とか維持しなきゃいけないとなると、移住、Iターン、Uターン、この人たちをふやさなきゃいけないと思います。それは全国津々浦々の各自治体がみんな考えていると。総合戦略、当町も制定いたしましたけれども、この中で、他町村と比べて、他の自治体と比べて結構なんですけれども、どうしてもこの町に移り住むという人たちをふやすための施策がはっきりわからないんですけれども、その辺をもう一回、町長から答えていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町、典型的な中山間地域かと思っておりますけれども、吾妻郡内でも、その中でもですね、大きい企業が入って、工場もあり、そういう中、一定程度の雇用活動というものも行われているところでございます。こういった強みを生かしていかなければならないと思います。また、これから上信自動車道もできてくるわけございまして、東吾妻町にはインターチェンジが7つもできるということでございます。そういうものも生かして、また雇用の面からも企業誘致等も行いながら、そして、雇用も東吾妻町だけでなく、吾妻郡内から集められるようなそういった優良な企業も誘致しながら、この町は中山間地域でありながら、さらに発展できる町にしていきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） ポジティブなお答え、どうも。

ただ、私、今町長がおっしゃったことに関して、やっぱりちょっと疑念の念を持たざるを得ないということがあります。それは、企業誘致の件に関しましても、もう既にそれなりの企業はこの町にあります。それなりの若い方々がその企業内で働いております。これをまたこれ以上どんどんふやすということであろうかと思っておりますけれども、それプラス上信自動車道ということをおっしゃいました。それで、上信自動車道が開通したことによって、この町に企業が来てくれる、それは本当に願っていることでは私もありますけれども。

では、上信自動車道が開通したことによって、住民が減ってしまうというような危惧が持たれるんですよね、私の中では。今の企業に勤めている若い人たち、渋川あたりからみんな

通ってきているんです。中之条からもですね。この町に生まれ育った子たちが、渋川等、吉岡等に家をつくっているんです。実際は、昼間の人口は多少あったとしても企業内に、夜はそういう他町村のほうへ住宅を求めて出ていっているために、減っているんじゃないかなという、そういう危惧があるんですけれども、町長の見解はいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 上信自動車道、インターチェンジ7カ所できるということでございまして、金澤議員の言われることもあるかもしれません。この町に住んでいて、上信自動車道を利用することによって、さらに県央まで、今までの通勤時間を短縮する中で通勤ができるという状況も出てくるわけでございます。また、企業ができて、お勤めになる方も、遠くから通ってくるよりは、東吾妻町に住んで、その企業で一生懸命働こうという方も出てくるかと思います。一面だけ見るだけでなく、そういう可能性を追求しながら、この東吾妻町をさらにつくり上げてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そうですよ、私だってそんなネガティブになっているわけじゃないんですよ。ただ、ポジティブだけでそれ行けどんどんだけでいっていいのかという、そのためにこういう問題提起をしているんですよ。こういうのが一般質問なんじゃないですかね。町長と同じ考え方だったら一般質問する必要はないんですよ。こういう心配もありますけど町長どうですかという、こういうことをしていくのが一般質問ですから。こういう形でやっていて私が言いますけれども、それには真摯に答えていただきたいなと思います。

第2質問の中で、やっぱりこの今の現実、将来の予想、雇用をしっかりと町民に知らせて、そこで町民の意見を酌み上げる、そういうシステムをつくって、この町を活性化していく必要があるんじゃないかということ、2番目に言ったわけなんですけれども、この町、総合計画を持っています。私何度も何度も言っているんですけれども、今、町長、にかっと笑ったからわかっているとは思いますが、町づくり条例的なものをちゃんとつくって、この町の方向性やら、本当に町民との協働をどうしていくんだと、そういうことをもっと真剣に考えるべきだと思うんですけれども、その辺についての見解をお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員から以前からも、前からですね、そのご意見をいただいております。そのような金澤議員のご意見もあります。今後とも十分に真剣に検討しながら進めてまいりたいと思います。

（「町づくり条例をつくってやる気がないかと聞いているわけですから」
ども」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ですから、その町づくり条例を今検討中のところでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 長い検討時間が必要みたいですね。もうそろそろ総合計画も終わってしまうというような段階でありますけれども、これ以上またこれも質問しても、同じ答えが返ってくるだけですから、これで終わりにしたいと思いますけれども。

第3に質問した小学校単位ぐらいの広さのところに出張所を置いて、本当にそこで、簡単という表現は悪いんですけども、住民票とか、印鑑証明とか、今たしかできているはずなんですけれども、どんな書類がとれるようなことになっているかお知らせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 住民票、印鑑証明等、戸籍関係の書類はそこでそろえるかと思えます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） じゃ、簡単に言えば、町民課の窓口に行っていただけるようないろいろな証明書やら申請書とか、そういうものであると判断していいんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 物によっては時間をいただいてお届けをするというものもあるようでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 今の話の中では、今できる場所というのは、坂上公民館とか岩島公民館でもできるんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 同様にできると思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 確かにそういうことを聞いたので、そういうことができるようになった。それはそれなりに、これだけのITが駆使できるような世の中になってきたからなんだなと思っております。私なんかでもインターネットを使っていますから、本当に世界とつながっているというような感覚でコンピューターをいじっているというような状況であります。

ですから、この3つ目の問いなんですけれども、確かに庁舎があって、いろいろなワンストップサービスをしなければいけない。総合窓口化を目指して庁舎建設ということもわかるんですけれども、特に少子高齢化が進み、そして、こんな広大な面積を有する町にあっては、本当に大変なお年寄りの方々、バスを乗り継いで町に出てこなければいけない。このような方々のために、窓口業務をある程度のことができるような意味において、出張所的なものをこれから再編していくというような考えはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員のご意見でございますけれども、現状としては、現在の状況を引き続きしっかりと維持していきたいと思います。町民の皆様にサービスをしっかりと行いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） こう言って、こういう答えが返ってくるだろうなというのはそれなりに感じるわけなんで、これも想定内だったなというような気がいたすんですけれども。

UターンやらIターン、そして就農を求めてこの町に来るような方々、そういう方々に寄り添って、この地域に長く住んでもらう、ついの地としてなってもらうためには、やっぱり庁舎一つにどんといて、さあ何かあったら来てくださいよというようなことではなく、もっともっと本当に身近な地域の中で、そういう出張所にいる何人か、四、五人の職員で十分だと思うんですけれども、そういう方々が時間があいたときに、そういう方々のところへ行って声をかけていくというような体制というのは、私はこれから移住者を求めなければこの町の人口は減っていつちゃうんですよね。そこをやっぱり真剣に考えるとなると、そういう体制も必要なのかなと思うわけなんです。

私も以前は、合併、大分たちますから、東村時代から。でも支所がまだあって、支所もそろそろとは思ったんですけれども、これからの少子高齢化の社会やら、移住者をしっかりとこの町に取り込んでいくんだというときには、やっぱり地域にそういう身近な行政の専門の人がいる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、これもきっと大体答えは同じなので、もうそろそろおしまいにしますけれども、本当に真剣にこの町の人口を2020年まで1万人を維持するんだというときに、一人一人の町民に寄り添った施策をしていかないと、町民みずからがどんどん出ていってしまうような気がしてならないものですから、こういう質問をさせていただきました。

最後に一言答えをもらって、私の質問を終わらせたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員さんのご提言をいただきました。今後の状況等もしっかりと踏まえて、その中で、金澤議員のおっしゃるような方策、必要であれば、しっかりその点は取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

以上で、金澤敏議員の質問を終わります。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（一場明夫君） 続いて、4番、重野能之議員。

（4番 重野能之君 登壇）

○4番（重野能之君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

東吾妻町の将来と子供たちの未来のために、心を込めて質問をさせていただきます。

政治・行政の目的は、当然のことながら民主主義、社会主義の実現ではありません。それらはあくまでも手段であり、本来の目的は、国民、地域住民の命と暮らしを守ることです。その根底には、強き者が弱き人々を守り、互いに助け合う社会の実現がありますが、現実の私たちの社会は、時に強き者が弱き人々を苦しめ、虐げるというものになっています。その典型が女性への暴力であり、あるいは幼い子供たちへの犯罪や虐待であります。

特に児童虐待は、昨今、その増加に歯どめがかからない社会状況となっています。全国の児童相談所における児童虐待相談件数は約9万件に上り、虐待による死亡事例は年間50件発生しております。群馬県におきましても、27年度児童虐待相談件数は1,088件で、過去最多となっており、さらに児童相談所北部支所管内では152件の相談がなされております。虐待防止には、児童相談所、各自治体、警察、医療機関、学校などの関係機関の連携が欠かせません。

そこで、1点目として、当町における児童虐待の現状を町としてどのように認識・把握されているでしょうか。

2つ目は、学校などの教育機関で虐待が疑われる子供が発見された場合の保護手順はどの

ようになっているのでしょうか。マニュアル等はあるのかお聞きいたします。

また、全国的に児童虐待が増加する中で、それらを未然に防ぐ意味においても、きめ細かな子育て支援が欠かせません。それは経済支援と同時に、親の心の支援です。

そこで、当町において、さまざまな悩みや不安を抱えながら懸命に子育てに励んでいる子育て中の親の心の支援体制はどのようなになっているか。ひとり親、特にシングルマザーの支援も含めて、現状と、そして課題をどのようにお考えであるのかお聞きいたします。

以上、自席に戻らせて質問させていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目めの児童虐待についてですが、児童虐待は、子育てに対する不安や育児疲れによるストレスなど親の要因や、夫婦間の不和、経済的困窮といった家庭の状況、人間関係の希薄化による社会からの孤立など、さまざまな要因が複雑に絡み合っており起こります。

町では、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置しており、毎月、実務者会議を開催しております。会議は、町の福祉担当、保健師、教育委員会、児童相談所、警察、福祉事務所、民生児童委員で構成されており、各関係機関が把握している事案の状況報告や支援について検討を行っております。

ご指摘のように、児童虐待には多くの機関が、それぞれの立場で連携した支援をしていくことが求められております。今後も、実務者会議の中で、支援が必要な事案の情報を共有し、関係機関の連携を密にして対応していきたいと考えております。

次に、教育機関で虐待が疑われる子供が発見された場合の保護手順についてであります。町ではマニュアルは作成しておりませんが、虐待を疑われる子供を発見した場合は、児童相談所及び町に速やかに通告するよう徹底しております。児童虐待については、早期発見・早期対応が重要となりますので、スクールカウンセラーの積極的な活用や、健康診断時についても注意深く見守っております。また、虐待事案のケース等は、子供の様子について、教育委員会を通じて要保護児童対策地域協議会へ報告し、関係機関と連携して対応していくよう心がけております。

2 項目めの子育て支援についてですが、当町における子育て中の親の心の支援体制であります。こにちは赤ちゃん事業として、生まれたばかりの赤ちゃんのいる全家庭を生後4

カ月までに保健師が訪問し、赤ちゃんの発育、子育てについての悩み相談や情報提供を行っております。訪問の中でアンケートを行い、育児不安などを確認しておりまして、気がかりな家庭に対しては、後日、保健師が訪問相談を行うなど対応を実施しております。また、その後の乳幼児健康診査において現状確認をするなど、継続的な見守りを行っております。

ひとり親家庭の支援についてであります。ひとり親家庭の所得水準は平均して低く、特に母子世帯の平均稼働所得は、子供のいる世帯の平均稼働所得の3割弱にとどまっております。町のひとり親家庭に対する子育て支援としましては、経済的支援として、児童扶養手当、児童手当の支給、保育所保育料の軽減、また医療費の助成として、ひとり親家庭への医療費助成を行っております。また、保育所への入所優遇や、児童保育所を設置することにより、就労支援へつなげております。このほか相談窓口としては、群馬県で設置をしております女性相談センター等を紹介しております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） ご答弁をいただきました。

この虐待の問題に関しましては、本当に個々それぞれ敏感な問題であり、情報の開示であったり、現実にはどれだけの数が今把握されているとか、そういったところはなかなか情報として出すのは難しいこともあるのも承知しております。

また、国・県の管轄部分というものが非常に強くあるということも承知しているんですが、この東吾妻町、我が町にとって、約1万4,000人のトップリーダーである町長には、執行部の方々初め、もちろん議会もそうなんですが、その1万4,000人の方々の命と暮らしを守るという、そういった大きな責任がまさに課せられていると思います。言いかえれば、本当に1万4,000人の命が、暮らしが、町長のリーダーのその手に委ねられている。こういうふうにしても過言ではないと思います。

そういった中で、虐待という問題なんです。例えば、今もうこの瞬間にも悩んでいる母親がいたり、あるいは傷ついている子供がいたり、寂しい思いをしている子供が、今この瞬間にも、もしかしたらこの町にもいるかもしれません。目に見えない、伝わらないかもしれないけれども、そういった認識をぜひ町長には持っていただいて、この1万4,000人の命・暮らしを守る、そういった決意というものを改めて強く持っていただきたいと思います。やはりそこには、この虐待の問題だけじゃないんですが、議会というんですかね、その議会というもののリーダーであり、執行部への協力体制、そういったものも当然必要だと思います。

これは虐待の問題だけではないんですが。

例えば、最近も都議会を見たり、いろんな議会が報道等でされておりますが、執行部やリーダーのいたずらに足を引っ張る、過去のしがらみにとらわれて、なかなかそこら辺から抜け出せないで、執行部、長のやろうとしていることをなかなか理解せず足の引っ張り合い、そういったものを繰り返し広げているようなものも時折目にいたします。

議会というものも選挙で選ばれたリーダーですから、そのリーダーを、あるいは執行部を盛り立てて、盛り上げて、そしてその中でチェック機能を働かせて、そして初めて車の両輪になって、お互いに牽制し合うことによって、いい町が、いい地域がつくれていくのではないかと思います。それはちょっと話それて余談なんです。

児童虐待とシングルマザー、子育て支援というのはもちろん密接にかかわっております。特に虐待なんかこの群馬県内、3児童相談所、北部支所も含めてですが、実の母親による虐待というものが599件というもので、非常に多い数字にもなっております。

数年前にも大阪で事件がありまして、これも当初は本当に生まれたばかりの子供を一生懸命にかわいがっていた母親が、離婚することによってシングルマザーになって、その後、心が非常に不安定になって、自分の子供をマンションの一室に閉じ込めて、何カ月も閉じ込めて、その子供2人が当時3歳と5歳だったと思うんですが、その部屋の真ん中で、2人で寄り添うように亡くなっていた。そういった事件が過去、大阪でもありました。

そこら辺、改めて今子育てとシングルマザーという支援を含めて実務者会議、地域協議会というものがあって、いろいろ動かれているようなんですが、もう一度改めて、報告されるあるいは発見をされてということとまた別に、その事前に未然に防ぐという方策をもう少し積極的に取り組んでいくような仕組みづくりというか、そういったものが需要だと思うんですが、町長のお考えどうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず、重野議員の本当に立派なお考えをお聞かせいただきました。確かにこの部屋にいる人全てが、町民の皆さんのために、お互いに協力し合って働いていくことで、この東吾妻町さらに発展をしていくものと改めて認識をしたところでございます。

さて、児童虐待ということでございまして、実務者によります会議等で連携しながら当たっておる中でございます。さらに、地域には民生委員さんもいらっしゃいます。そういった皆様のご協力もいただいて、児童虐待、未然に防いで、そして地域の子供たちが、本当に明るく元気な子供たち、すくすくと育ってもらいたいと思っておるところでございます。今

後も、専門家との協議、民生委員さんの協力、そういうものをしっかりと行っていきたいと思います。

また、東吾妻町には子育てひろばというものがありまして、小さいお子さんと母親が来て、その中で子育て仲間をつくってもらって、お互いに子育ての相談をしていただいたり、そして、そこで子供たちと一緒に遊んでいる状況がございまして、私もふれあいの郷で会議があるときには、必ず顔を出して状況を見ておりますけれども、いつも多くの母親、子供さんが来てくれて、お互いに情報交換、そしてお互いに一緒に遊んで、楽しく時間を過ごしているようでございます。また、東吾妻町に限らず、隣町からも来ているということでございまして、こういうものもこれから大いに活用して、東吾妻町の子供たちが非常に明るく健康で元気に育っていくように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 4 番、重野議員。

○4 番（重野能之君） 先ほど、1 万4,000人のトップリーダー、執行長のいろんな政策等に対しての議会の取り組みということで、少し話の中、余談でさせていただいたんですが、我が町にも、一場議長が就任のときにも、みんなで議会力を合わせてやっていくんだと。この言葉は非常に重くて、力を合わせていくには心が通わなきゃ力を合わせられないので、これから我が町議会は、さらにそういった気持ちで進んでいかなくてはならない、そしていくと、僕は一番年下の雑巾がけ議員ですが思います。

それで、改めて言うまでもなく、町内、母子家庭約65世帯、父子家庭が7世帯ということであります。子育て支援において、シングルマザーへの支援、ひとり親支援ということで、一つだけ提案というか質問というかさせていただきたいんですが、これは委員会等でも、シングルマザーの婚活等含めた支援、もう少し手厚く、アイデアをみんなで出し合って、何かできるものがないかということで、委員会でもあるいは以前の一般質問でも時折させていただいております。

また、そこで、ちょっと重なってしまうかもしれませんが、安倍政権の再チャレンジではありませんが、人々が幸せに暮らすための再スタートを支援するまち東吾妻町、例えばこういったことをスローガンとして掲げて、ぜひさらに今後、これは委員会とダブってしまうので、改めてなんです、みんなで知恵を出し合ってやっていかなければと思います。

そこで、長野原町なんです、7月2日の上毛新聞で、こういった母子家庭の移住促進ということで、ホームページに医療の雇用と子育て施設を紹介する。これは群馬県でも非常に珍しい施策であるということで、掲載をされておりました。長野原町は、上毛新聞によりま

すと、医療・介護関係の働き口と子育て施設の情報を町ホームページに掲載した。そして、首都圏在住で職を求めているシングルマザーの移住を促すのが狙いだ。長野原町では福祉・医療関係の人材が不足しているということで、働き口をホームページで紹介して、なおかつ就職が決まった人には町の空き家バンク、こういったものを活用して住居も紹介をして、こういった子育てもあるということで、シングルマザーにも焦点を絞って町を紹介していく、こういったことを行っているということが掲載されておりました。県によると、医療・福祉関係の人材確保と移住促進策を組み合わせた施策は県内では珍しいということで、人材確保一石二鳥なんて書いてありますけれども、こういった政策も非常にいい取り組みなのではないかなと思います。

きのう現在で、この長野原町に、担当の方にお聞きしましたら、問い合わせはどのくらいあったのかということで、2件、シングルマザーの方から問い合わせがあったそうであります。これを少ないと見るか多いと見るか、7月2日以降の動きとして、2件の問い合わせがあるというのは非常に大きいことではないかと思います。

そこら辺も含めて、町長、今後、シングルマザー、子育て含めて、この町にこれからこういうことが必要ではないかとか、そういった考え何かありましたらお聞かせいただいて最後に質問、これで終わりにしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町におきましても、シングルマザーに限らず、介護や医療関係等に関する職場もかなりあると思っております。

有楽町のふるさと回帰支援センターにおきまして、東吾妻町のパンフレット等を置いて、東吾妻町に移住、Iターン、Uターン等の資料、働きかけも行っております。ぐんまちゃん家でやはり同じような移住相談会を行ったところでございます。シングルマザーではございませんけれども、農業を東吾妻町でしてみたいというふうな方もいらっしゃるというふうなことでございます。これからも地方創生に関連をして、そういった東吾妻町をPRし、そして多くの皆様がこの町に移っていただいて、そして、明るく元気に生活をしていただけるような町にしていきたいと思っておるところでございます。

今後も、重野議員さんのいろんなアイデア等もお聞かせいただきまして、取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○4番（重野能之君） はい、結構です。

○議長（一場明夫君） 以上で、重野能之議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 閉会の前に、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成28年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日に開会されました今期定例会におきましては、人事関係1件、報告関係2件、条例関係2件、決算関係8件、予算関係5件、その他3件を提案をさせていただき、全て原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。今回の審議結果や一般質問などで多岐にわたるご意見や具申もありましたが、これらの状況を真摯に受けとめ、今後、町政を執行する中で生かしていきたいと存じております。また、議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議、町政に対する熱意に対しましても感謝を申し上げる次第でございます。

さて、町の当面する行事といたしましては、あす17日に東吾妻ふるさと祭が駅前を中心に実施をされます。また、30日には戦没者追悼式をコンベンションホールにおいて挙行の予定でありますので、ご参列を賜りたいと思います。

なお、これから吾妻郡民体育祭などが予定されており、公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） 閉会に際し、ご挨拶を申し上げます。

平成28年第3回定例会は、9月6日から本日まで11日間にわたり開催され、人事案件、条例、平成27年度各会計歳入歳出決算認定、平成28年度補正予算、その他の執行部提案に加え、請願書・陳情書の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には9人が立ち、ここに終了することができました。

審議の中で、今後の町政運営の参考になることが多くあったと思います。特に役場庁舎移転を前提とした福祉センター等の廃止条例の審議においては、質疑や自由討議並びに討論に2時間近くを費やし、熱心な審議が行われました。条例廃止が可決されたことにより、いよいよ具体的に役場庁舎移転に向けて手続が進められることとなります。熱心な議論の中で、現庁舎の耐震上の問題もあり、早期に現在のふれあいの郷に移転することには、議員間ではほぼ理解が進んでいるものと思われます。

しかし、財政状況が厳しい中、廃止する施設に対する代替措置、概算で14億円を超える多額の移転費用の抑制、耐震上の配慮、さらにプロポーザルにおける課題、加えて住民理解を

得た上で周知の徹底等、多くの配慮をする点が指摘されました。

今後も執行部と議会がしっかり情報を共有した上で、十分協議を重ねながら取り組むことにより、町民の皆さんにも納得してもらえるようなすばらしい役場庁舎が建設されることを期待しております。

会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また、諸般にわたりご協力いただきました執行部の皆様に、心からお礼を申し上げます。

迎える秋は、スポーツ行事や文化行事、各地域での秋祭り、取り入れにと多忙な時期となります。皆様におかれましては、健康には十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げます。閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） これをもって、平成28年第3回定例会を閉会いたします。

スムーズな進行にご協力いただき、大変ありがとうございました。

（午後 1時47分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一 場 明 夫

署 名 議 員 里 見 武 男

署 名 議 員 小 林 光 一

署 名 議 員 浦 野 政 衛